

# **笠岡市地域防災計画**

## **風水害対策編**

**令和5年3月**

**笠岡市**

# 目次

第1章 総則.....	1
第1節 計画の目的及び基本理念.....	2
第2節 防災会議.....	5
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第4節 市民及び事業所の基本的責務.....	14
第5節 防災に関する調査研究.....	16
第6節 笠岡市の防災環境.....	17
第7節 笠岡市の災害特性と主な災害の想定.....	23
第8節 防災ビジョン.....	26
第2章 災害予防計画.....	28
第1節 防災教育訓練計画.....	29
第1項 市民に対する防災意識普及計画.....	29
第2項 職員の防災教育計画 .....	34
第3項 防災訓練計画.....	34
第4項 自主防災組織育成計画.....	36
第5項 災害教訓の伝承.....	40
第2節 防災業務施設・設備等の整備計画.....	42
第1項 通信施設整備計画.....	42
第2項 災害応急施設・設備等の整備計画.....	43
第3項 気象等観測施設整備計画.....	44
第3節 各種災害予防計画.....	45
第1項 水害予防計画.....	45
第2項 高潮災害予防計画.....	50
第3項 風害予防計画.....	51
第4項 火災予防計画.....	51
第5項 林野火災予防計画.....	52
第6項 土砂災害予防計画等.....	54
第7項 道路災害予防計画.....	58
第8項 陸上交通災害予防計画.....	59
第9項 特殊災害予防計画.....	60

第 10 項 文教災害対策.....	62
第 11 項 複合災害対策.....	65
<b>第 4 節 要配慮者等の安全確保計画.....</b>	<b>66</b>
<b>第 5 節 防災対策の整備・推進計画.....</b>	<b>72</b>
第 1 項 緊急物資等の確保計画.....	72
第 2 項 被災者等への的確な情報伝達活動.....	73
第 3 項 応急体制の整備関係.....	73
<b>第 3 章 災害応急対策計画.....</b>	<b>77</b>
<b>第 1 節 組織計画.....</b>	<b>79</b>
第 1 項 笠岡市防災組織計画.....	79
第 2 項 笠岡市災害対策本部.....	83
<b>第 2 節 災害情報通信計画.....</b>	<b>86</b>
第 1 項 予報及び警報等の種別.....	86
第 2 項 伝達系統及び実施方法.....	94
第 3 項 災害情報通報計画.....	96
第 4 項 災害通信計画.....	114
第 5 項 災害広報計画.....	115
<b>第 3 節 応援、派遣、雇用計画.....</b>	<b>118</b>
第 1 項 自衛隊派遣要請計画.....	118
第 2 項 その他の応援雇用計画.....	126
<b>第 4 節 水防計画.....</b>	<b>129</b>
<b>第 5 節 消防計画.....</b>	<b>130</b>
第 1 項 組織計画.....	130
第 2 項 消防施設.....	131
第 3 項 消防活動計画.....	131
第 4 項 動員計画.....	134
<b>第 6 節 避難計画.....</b>	<b>136</b>
<b>第 7 節 罹災者救助保護計画.....</b>	<b>151</b>
第 1 項 災害救助法の適用.....	151
第 2 項 食料供給計画.....	154
第 3 項 飲料水供給計画.....	157

第4項 衣料品等生活必需物資供給計画.....	158
第5項 応急住宅計画.....	159
第6項 障害物除去計画.....	162
第7項 清掃計画.....	163
第8項 医療、助産計画.....	164
第9項 罹災者救出計画.....	167
第10項 遺体、行方不明者搜索及び収容埋葬計画.....	168
第11項 防疫計画.....	171
第12項 災害弔慰金の支給並びに援護資金等の貸付計画.....	173
第13項 生業資金等貸付け.....	175
第14項 災害義援金募集配分計画.....	176
<b>第8節 公益事業対策.....</b>	<b>178</b>
<b>第9節 文教対策.....</b>	<b>180</b>
第1項 児童生徒等の安全措置.....	180
第2項 教材、学用品等の支給.....	181
第3項 教育施設の確保.....	183
第4項 社会教育施設の保護.....	184
第5項 学校運営.....	185
<b>第10節 交通輸送計画.....</b>	<b>186</b>
第1項 道路交通対策.....	186
第2項 輸送対策.....	187
<b>第11節 危険物施設等災害対策.....</b>	<b>190</b>
<b>第12節 放射性物質災害対策.....</b>	<b>193</b>
<b>第13節 海上流出油等及び海上災害対策.....</b>	<b>195</b>
<b>第14節 雪害対策.....</b>	<b>196</b>
<b>第15節 集団事故総合救急体制計画.....</b>	<b>198</b>
<b>第16節 航空機事故による災害対策.....</b>	<b>201</b>
<b>第17節 大規模な火災対策（消防）.....</b>	<b>203</b>
<b>第18節 ボランティアの受入、活動支援計画.....</b>	<b>205</b>
<b>第4章 災害復旧・復興計画.....</b>	<b>208</b>
<b>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定.....</b>	<b>209</b>

第2節 被災者等の生活再建等の支援.....	210
第3節 公共施設災害復旧計画.....	212
第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	213
第5節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金.....	215
第6節 生業回復等の資金確保計画.....	217
第7節 低所得者及び生活困窮者に対する住居確保計画.....	218
第8節 復興計画.....	220

# 第1章 総 則

計 画 事 項	頁
第1節 計画の目的及び基本理念	2
第2節 防災会議	5
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第4節 市民及び事業所の基本的責務	14
第5節 防災に関する調査研究	16
第6節 笠岡市の防災環境	17
第7節 笠岡市の災害特性と主な災害の想定	23
第8節 防災ビジョン	26

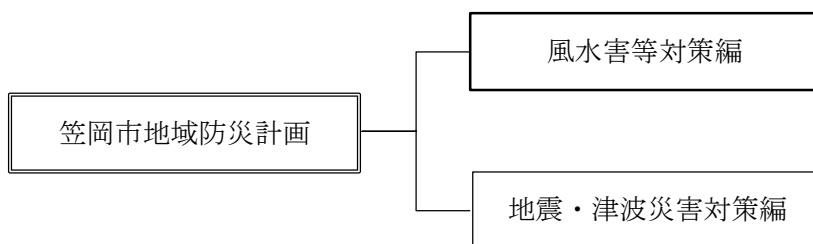
## 第1節 計画の目的及び基本理念

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、笠岡市防災会議が作成する計画であって、笠岡市に係わる災害に関し、市及び防災関係機関がその有する全機能を有效地に発揮し、市民の協力のもとに、次に示す災害対策を実施することにより、市域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

- (1) 市域内を所管又は市内にある公共団体等、その他防災上重要な施設の管理者が対処すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設及び改良、防災のための調査研究、教育及び訓練、その他の災害予防計画
- (3) 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- (4) 生活関連施設などの災害復旧計画
- (5) その他必要な事項

### 1 性格

笠岡市地域防災計画は、風水害等対策編と地震・津波災害対策編をもって構成するものとし、本編はそのうちの「風水害等対策編」であり、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく笠岡市水防計画及び笠岡市総合計画とも十分調整を図るものとし、指定行政機関又は指定公共機関の作成する防災業務計画及び岡山県地域防災計画に抵触するものであってはならない。また、この計画は、計画編を「災害の予防」、「災害応急対策」及び「災害の復旧」でもって構成し、これを補完するため資料編を作成する。



### 2 計画等の修正及び公表

#### (1) 地域防災計画

笠岡市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年同計画に検討を加え、必要あるときは、防災会議においてこれを修正するものとする。

本計画を修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、市の職員及び防災関係機関に周知し、その要旨を公表しなければならない。また、特に必要と認めるものについては、広報紙等により地域住民に周知徹底を図るものとする。

## (2) 地区防災計画

市は、市防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要と認めるときには、市防災計画に地区防災計画を定める。

## 3 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 県本部……………岡山県災害対策本部
- (2) 県現地本部……………岡山県現地災害対策本部
- (3) 県地方本部……………岡山県備中地方災害対策本部
- (4) 市本部……………笠岡市災害対策本部
- (5) 県防災計画……………岡山県地域防災計画
- (6) 市防災計画……………笠岡市地域防災計画
- (7) 県本部長……………岡山県災害対策本部長
- (8) 県現地本部長……………岡山県現地災害対策本部長
- (9) 県地方本部長……………岡山県備中地方災害対策本部長
- (10) 市本部長……………笠岡市災害対策本部長
- (11) 防災関係機関……………県、笠岡市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関
- (12) 県警察……………岡山県警察
- (13) 避難場所

災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所。

### (14) 指定緊急避難場所

災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市町村長が指定したもの（津波避難ビル等を含む）。

### (15) 避難所

公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。

### (16) 指定避難所

災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市町村長が指定したもの。

(17) 要配慮者

高齢者や障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

(18) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

## 第2節 防災会議

### 1 基本方針

笠岡市の地域における防災行政を総合的かつ有機的連携のもとに運営するための組織として災害対策基本法の規定に基づき、笠岡市防災会議を設置する。防災会議の組織及び所掌事務は次のとおりである。

### 2 組織と所掌事務

#### (1) 組織

会長 市 長

- 委員
- ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - イ 岡山県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - ウ 県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - オ 教育長
  - カ 消防長及び消防団長
  - キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
  - ケ その他市長が必要と認める者

#### (2) 所掌事務

- ア 市防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- イ 笠岡市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。
- ウ 市長の諮問に応じて笠岡市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。
- エ アからウに規定する重要事項に関し、市長に意見を述べる。
- オ アからエに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

<条例協定等 2－1 笠岡市防災会議条例>

### 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が防災に関して処理すべき事務又は業務は、概ね次のとおりである。

#### 1 笠岡市

市は、地域における防災の第1次責任を有する地方公共団体として、自ら、あるいは関係行政機関及び他の地方公共団体の協力を得て次のことを実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
笠岡市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災意識の普及啓発及び防災訓練</li> <li>2 自主防災組織の育成</li> <li>3 災害に関する予報及び警報等の発令並びに伝達</li> <li>4 災害情報の収集及び伝達</li> <li>5 災害広報</li> <li>6 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令</li> <li>7 被災者の救助</li> <li>8 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れ</li> <li>9 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置の要請等</li> <li>10 災害時におけるボランティア活動の支援</li> <li>11 被害の調査及び報告</li> <li>12 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置</li> <li>13 水防活動及び消防活動</li> <li>14 被災児童・生徒等に対する応急の教育及び安全・安心な生活環境の確保</li> <li>15 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置</li> <li>16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置</li> <li>17 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備</li> <li>18 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧</li> <li>19 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査</li> <li>20 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持</li> <li>21 緊急輸送の確保</li> </ol>

## 2 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
消防機関 (笠岡地区消防組合)	<p>1 消防施設の整備</p> <p>2 災害予防及び防災活動</p> <p>3 予警報等の通報、連絡及び情報収集</p> <p>4 災害救助及び救急活動</p> <p>5 消防活動における統括指導</p> <p>6 消防組合管内災害対策本部との連絡及び調整</p> <p>7 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査</p>

## 3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国地方整備局 岡山河川事務所	<p>1 警報等の伝達及び情報の収集</p>
第六管区海上保安本部 水島海上保安部 福山海上保安署	<p>1 警報等の伝達及び情報の収集</p> <p>2 海難の救助及び救済を必要とする場合における救助</p> <p>3 海難の発生その他事情により、必要に応じて、船舶交通の整理・指導及び船舶交通の制限又は禁止</p> <p>4 航路標識、海図及び水路書誌等水路図誌の整備</p> <p>5 緊急時の物資又は人員の海上輸送</p> <p>6 災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締り</p> <p>7 大量流出した油等の防除及び航路障害物、危険物等に対する保安措置</p> <p>8 危険物積載船に対し、必要に応じて、移動又は航行の制限若しくは禁止の命令</p>
中国運輸局 岡山運輸支局 水島海事事務所 尾道海事事務所	<p>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>2 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する船舶の調達の斡旋、特定航路への就航勧奨</p> <p>3 港湾荷役が円滑に行われるよう、必要な行政指導</p> <p>4 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>5 海技従事者の海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することによる海技従事者の知識、能力の維持及び最新化</p>

	<p>6 船員労務官による監査及び指導の強化による船舶の安全な運航の確保</p> <p>7 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査の実施</p> <p>8 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督</p> <p>9 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対する自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>10 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置</p>
岡山労働局 笠岡労働基準監督署	<p>1 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するための監督指導。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導</p> <p>2 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置についての必要な指導</p> <p>3 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点についての必要な指導</p> <p>4 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保</p> <p>5 被災労働者に対する労災保険の迅速な給付</p> <p>6 被災の場合、労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例による納付猶予及び換価猶予</p> <p>7 労働災害原因調査及び同種災害再発防止対策の指導</p>
中国四国農政局	<p>1 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業の推進</p> <p>2 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集</p> <p>3 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るために必要な指導</p> <p>4 被災地における病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握</p> <p>5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導</p> <p>6 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置</p>

	<p>7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械についての貸付け等</p> <p>8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導</p> <p>9 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給</p>
中国地方整備局 岡山国道事務所 玉島維持出張所	<p>1 所轄国道の維持管理、改修及び災害復旧工事</p> <p>2 災害時における所轄国道の交通規制</p> <p>3 その他防災所定業務</p>
大阪管区気象台 岡山地方気象台	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>2 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じた住民への提供</p> <p>3 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実</p> <p>4 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じた航空交通安全のための気象情報の充実</p> <p>5 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等の関係機関への通知</p> <p>6 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県との共同による洪水予報</p> <p>7 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</p> <p>8 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力</p>
中国四国地方環境事務所	<p>1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達</p> <p>2 家庭動物の保護等に係る支援に関すること</p> <p>3 災害時における環境省本省との連絡調整</p>

## 4 岡山県及び県警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
岡山県備中県民局 岡山県企業局	<p>1 防災意識の普及啓発及び防災訓練</p> <p>2 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達</p> <p>3 災害情報の収集及び伝達</p> <p>4 災害広報</p> <p>5 市町村の実施する被災者の救助の支援及び調整</p> <p>6 災害時におけるボランティア活動の支援</p> <p>7 災害救助法に基づく被災者の救助</p> <p>8 水防法, 地すべり等防止法に基づく立退きの指示</p> <p>9 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定, 津波災害警戒区域等の設定等</p> <p>10 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置</p> <p>11 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村が実施する消防活動に対する指示, 調整</p> <p>12 被災児童・生徒等に対する応急の教育</p> <p>13 公共土木施設, 農地及び農林水産業施設等に対する応急措置</p> <p>14 農産物, 家畜, 林産物及び水産物に対する応急措置</p> <p>15 緊急通行車両の確認, 標章及び証明書の交付</p> <p>16 防災に関する施設, 設備の整備</p> <p>17 公共土木施設, 農地及び農林水産業施設等の新設改良, 防災並びに災害復旧</p> <p>18 救助物資, 化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋</p> <p>19 危険物施設の保安確保に必要な指導, 助言及び立入検査</p> <p>20 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導, 助言</p> <p>21 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>22 指定行政機関に対する災害応急対策等のための職員の派遣要請</p> <p>23 市町村長に対する災害応急対策の実施の要請, 他の市町村長への応援の要求</p> <p>24 内閣総理大臣に対する他の都道府県知事に対し応援することを求める要求</p> <p>25 市町村が実施する被災者の広域一時滞在の調整, 代行</p> <p>26 指定行政機関又は指定地方行政機関に対する災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置の要請等</p>

	<p>27 市町村が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合における物資又は資材の供給に必要な措置</p> <p>28 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対する災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示</p> <p>29 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等</p> <p>30 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等の安全確保</p>
県警察 笠岡警察署	<p>1 災害警備実施計画に関する業務</p> <p>2 災害警備用装備資機材の整備</p> <p>3 災害情報の収集・伝達及び被害調査</p> <p>4 救出救助及び避難誘導</p> <p>5 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等</p> <p>6 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策</p> <p>7 犯罪の予防・取締り、その他治安維持</p> <p>8 関係機関による災害救助及び復旧活動への協力</p>

## 5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社 岡山支店	<p>1 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達</p> <p>2 防災応急措置の実施に必要な通信に対する通信施設の優先的な利用の確保</p> <p>3 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備</p> <p>4 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備</p> <p>5 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧</p> <p>6 気象等警報の市町村への連絡</p>
中国電力ネットワーク株式会社 倉敷ネットワークセンター	<p>1 電力供給施設の防災対策及び防災管理</p> <p>2 災害時における電力の供給確保</p> <p>3 被災施設の応急対策及び応急復旧</p>
西日本旅客鉄道株式会社 岡山支社	<p>1 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理</p> <p>2 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等</p> <p>3 死傷者の救護及び処置</p>

	4 対策本部は、運転再開に当たり、円滑な抑止列車の車両検査、乗務員の手配等
日本赤十字社 岡山県支部	1 必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制整備のため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的な救護員の養成による災害時における医療・助産その他の救護 2 緊急救護に適する救援物資(毛布・緊急セット(日用品等))の備蓄による災害時における被災者への給付 3 赤十字奉仕団等による炊き出し、救援物資の配布等 4 輸血用血液製剤の確保供給 5 義援金の受付等
日本放送協会 岡山放送局	1 気象等の予報及び警報、被害状況等に関する報道 2 防災知識の普及に関する報道 3 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達 4 義援金品の募集及び配付についての協力
西日本高速道路株式会社 中国支社岡山管理事務所及び福山管理事務所	1 山陽自動車道の改良、維持、その他管理及び道路情報の伝達 ※岡山管理事務所管轄：笠岡 I C より東側 ※福山管理事務所管轄：笠岡 I C より西側 2 災害防止措置 3 交通規制、被災点検、応急復旧工事等 4 災害時における利用者等への迂回路等の情報(案内)提供 5 災害復旧工事の施工

## 6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 岡山県トラック協会 県西支部	1 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄 2 災害応急活動における各機関からの車両借り上げ要請に対する配車 3 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣 4 災害時の遺体の搬送への協力
一般社団法人 岡山県 LP ガス協会 笠岡支部	1 L P ガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧 2 災害時における L P ガス供給の確保

## 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

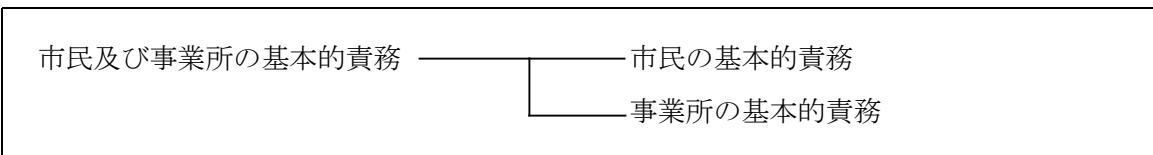
機関の名称	事務又は業務の大綱
笠岡医師会	<p>1 市長（市本部長）の要請又は通報により、所定の救護班の派遣出動</p> <p>2 会員が開設又は管理する医療施設の臨時救護所又は委託医療機関としての活用</p> <p>3 会員が開設又は、管理する医療施設との連絡調整</p> <p>4 その他災害時の緊急救護、医療に対する協力援助</p>
岡山県高圧ガス地域防災協議会防災事業所	<p>1 ガス供給設備の維持管理</p> <p>2 被災施設及び設備の応急復旧</p>
一般社団法人 岡山県建設業協会 笠岡支部及び一般企業	<p>1 関係機関の要請による自衛消防隊等の出動</p> <p>2 災害緊急作業要員の拠出、作業用及び運搬用車両、船舶の出動、援助</p>
報道機関	防災に関する報道について、迅速に周知させるための協力
産業経済団体 (農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所等)	各関係の被災調査等、応急対策の協力
文化事業団 (婦人会等)	防災関係機関の行う応急対策の協力
アマチュア無線団体	災害等における非常無線通信の確保の協力

## 第4節 市民及び事業所の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界がある。

従って、笠岡市防災基本条例第4条「市民の責務」、第5条「自主防災組織の責務」、第6条「事業者の責務」に基づき、以下に示すように市民及び事業所等は、積極的に災害防止に努めなければならない。

### ●対策の体系



#### 1 市民の基本的責務

##### (1) 個人

- ア 災害に関する教訓を後世へ伝えるとともに、平常時から家庭において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の避難や連絡の方法等について話し合い、自助の理念に基づく災害対策の推進に努める。
- イ 災害による被害を最小限にとどめるため、自らが所有する建築物の耐震性の強化、地震による家具等の転倒防止を行うなど安全策を講ずるよう努める。
- ウ 災害に備え、最寄りの避難所及び避難経路の確認に努め、災害発生時には、危険を感じたら速やかに自主避難するとともに、市が発する避難情報に注意し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令されたときは、直ちにこれに応ずる。
- エ 自らが居住する地域を守るため、積極的に自主防災組織の結成に取り組むとともに、自主防災組織、事業者、市、関係機関等が実施する災害対策、防災に関する学習会及び防災訓練等への積極的な参加に努める。
- オ 市、関係機関等が実施する災害対策に協力するよう努める。

##### (2) 自主防災組織の責務

- ア 防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策及び避難誘導、初期消火、救出救護など、共助の理念に基づく災害対策を講ずるよう努める。
- イ 市、関係機関等の連携のもと、地域内の要配慮者等と密な連絡を図り、速やかな避難体制の構築に努める。
- ウ 市、関係機関等が実施する災害対策に協力するとともに、地域住民の安全確保に努める。

## 2 事業所の基本的責務

- (1) 災害への備えとして、事前に危険要因を把握し、危険要因排除等の対策、災害時の初期活動のための準備を行うなど、自主防災活動の取組に努める。
- (2) 市内区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者及び従業者の安全を確保し、事業を継続することができるよう努める。
- (3) 共助の理念に基づき、市民、自主防災組織等と連携し、地域住民の安全が確保できるよう体制の整備に努める。
- (4) 市、関係機関等が実施する災害対策に協力するよう努める。

<条例協定等 2-28 笠岡市防災基本条例>

## 第5節 防災に関する調査研究

### 1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携のもとに、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、市防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

### 2 重点を置くべき調査研究事項

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

- (1) 水害危険地域（内水氾濫等浸水地域）の把握
- (2) 土砂災害危険地域（地すべり、急傾斜地、土石流）の把握
- (3) 火災危険地域の把握
- (4) その他の災害危険地域の把握

### 3 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう市内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果並びに過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判断する技術者の養成、並びに事前登録などの活用のための施策等を推進する。

## 第6節 笠岡市の防災環境

### 1 自然的条件

#### (1) 地勢

岡山県の西南部、広島県との県境に接する北緯 $34^{\circ}30'14''$ 、東経 $133^{\circ}30'34''$ に位置し、総面積 $136.24\text{km}^2$ （平成29.10.1現在）である。

地形は、北に中国山地を背にする丘陵が連なり、山地が多くその支脈は数条の岬となって海に突出している。南は、瀬戸内海に大小30余の島地部が点在し、最南端は、30km沖合に位置し、香川県に肉薄している。河川は、源を周囲の山谷に発する小さなもので漸く灌漑に利用される程度のものである。少ない平坦地と20数か所の干拓地、埋立地に本市の主要市街地が形成されている。

#### (2) 気候

南の四国山地、北の中国山地の間にあって年平均気温は $15.7^{\circ}\text{C}$ 、年降雨量 $1,055.1\text{mm}$ と少なく、年平均風速も $2.1\text{m/S}$ と弱く典型的な瀬戸内海気候を示し、台風、地震等の災害も比較的少なく自然的に恵まれた地域である。

#### (3) 地形、地質

本市の地形は、「土地分類図（岡山県）」（国土庁土地局監修、昭和49年）によれば、市域北東部の阿部山付近及び神島、御嶽山などが山地に分類され、本土その他の地域は平野とこれを取り囲む丘陵地に分類されている。

市域北東部の阿部山付近の山地は、瀬戸内沿岸山地に属する遙照山山地と呼ばれており、標高約400m前後のやや急峻な山地である。

市域に広がる丘陵地は、瀬戸内沿岸丘陵に属する笠岡丘陵と呼ばれており、標高200m前後のなだらかな地形を示している。

平野部は沿岸部及び干拓部に広がっており、島しょ部にも小規模な海外平野が分布している。また、本市域の地質は、全体として花崗岩などの火成岩により構成され、中部及び御嶽山などの一部には古生代・中生代の砂岩・粘板岩などよりなる堆積岩が分布し、平野部には軟弱な沖積層が分布している。

### 2 社会的条件

#### (1) 人口

本市の人口は、昭和27年4月1日金浦町と合併して、市制施行後、増加の一途をたどり、昭和35年4月1日北川村を編入して、人口はピークに達した（73,232人），その後年々減少し、令和4年10月31日現在45,702人となっている。

#### (2) 都市化

市域の中央部を東西に国道2号線が、また、市街地3km北側に国道2号線と平行して山陽自動車道が走り、南北に県道笠岡井原線、笠岡美星線が延びている。また、市街地周辺の山

地、丘陵等に住宅及び工業団地の開発が進んでいるほか、駅前土地区画整理事業を始め、市内中心部に都市計画道路等交通網の整備がなされている。さらに、公共下水道、教育、文化施設の建設等都市化が進んでいる。

### 3 災害履歴

#### ○昭和 45 年 4 月 1 日

神島浅王の山林から出火、南西の風に煽られ山頂に延焼拡大し、再燃を繰り返しながら 3 日間燃え続け、焼失面積は 59ha に達した。

#### ○昭和 45 年 8 月 21 日

台風第 10 号は瀬戸内海の呉市付近を山陰沖に向け通過し、本市の被害は強風と沿岸部の高潮によるものが多く目立った。

市内の被害は、家屋の全壊 1 棟、半壊 11 棟、一部損壊 55 棟、非住家被害 55 棟、床上浸水 55 棟、床下浸水 346 棟、河川破損 9 か所、橋梁破損 1 か所、市道破損 17 か所、農林道破損 26 か所、その他公共施設破損 8 か所。

#### ○昭和 47 年 7 月 9 日～13 日

日本海中部に北上していた梅雨前線が西日本付近に南下して 13 日まで停滞し、9 日夜から 11 日朝にかけて断続的な集中豪雨に見舞われた。市域においては、北部を中心に小田川上流の降雨量の増大により、同川の氾濫、尾坂川の決壊によるなど被害を受けた。

市内の被害は、家屋の半壊 2 棟、一部損壊 2 棟、床上浸水 34 棟、床下浸水 122 棟、山崩れ 17 か所、田畠の冠水 371ha、道路損壊（農林省を含む。）132 か所、河川破損 21 か所、橋梁 6 か所、水路破損 45 か所、ため池破損 13 か所。

#### ○昭和 47 年 9 月 8 日～9 日

熱帯低気圧の影響で 7 日～9 日朝にかけて、広島県東部から岡山県西部地方は、断続的な大雨に見舞われ、本市も西部に被害が集中した。

市内の被害は、家屋の損壊 2 棟、一部損壊 3 棟、床上浸水 29 棟、床下浸水 88 棟、山崩れ 12 か所、道路損壊 50 か所、河川破損 33 か所、水路破損 40 か所、田畠冠水 155ha。

#### ○昭和 49 年 3 月 22 日

強風波浪注意報発表中において、神島福浦の山中にある送電線（6,600V）のスパークの火から出火、折からの季節風の風に煽られ延焼拡大し、2 日間にわたり山林 65ha を焼失した。

#### ○昭和 51 年 9 月 8 日～13 日

大型で強い勢力をもつ台風第 17 号は、九州南西海上で長時間停滞したため、暖湿気流が瀬戸内海東部に停滞していた前線を刺激し、本市始まって以来の記録的な豪雨となった。特に大島東部、北木島で山崩れが各所で多発し、人的被害が続出した。本市の総雨量は 509mm に達し、時間雨量は最高で 80mm を記録した。

本市の被害は、死者 7 名、負傷者 13 名、家屋の全壊 25 棟、半壊 27 棟、一部損壊 51 棟、非

住家被害 14 棟、床上浸水 220 棟、床下浸水 1,106 棟、橋梁流失 8 か所、道路損壊 109 か所、堤防決壊 47 か所、山崩れ 304 か所、田畠冠水 302ha。

○昭和 56 年 7 月 3 日～4 日

梅雨前線が南下し、雷を伴って短時間に 100mm 近い集中豪雨となり、局地的に被害が続出した。

市内の被害は、死者 1 名、家屋の一部損壊 1 棟、非住家被害 1 棟、床上浸水 13 棟、床下浸水 184 棟、道路損壊 137 か所、堤防決壊 118 か所、山崩れ 23 か所、田畠冠水 200ha。

○昭和 59 年 2 月 6 日

午前 2 時頃、市内吉浜金浦中学校の 1 階教室から出火、校舎 3 棟 1,783m<sup>2</sup> を全焼、損害額 2,460 万円。1 か所

○昭和 59 年 2 月 29 日

旧市街地に立地する繊維工場が全焼、付近の住宅 6 棟に類焼を及ぼし、工場を含む焼失面積は、2,018m<sup>2</sup>、損害額は、9,300 万円。

○昭和 60 年 6 月 23 日～29 日

西日本に停滞していた梅雨前線が 24 日夜半ゆっくり南下し、岡山県北部を中心に強い雨を降らせた。県南の本市でも 25 日早朝から夕方まで 140mm 前後の雨に見舞われ市内全域にわたって被害が続出した。その後、小康状態が続き再び 29 日早朝から前線の活動が活発になり、連日来の雨で地盤が緩み被害が増大した。（総雨量 418mm）市内の被害は、家屋の半壊 1 棟、床上浸水 15 棟、床下浸水 82 棟、道路損壊 150 か所、橋梁損壊 2 か所、河川破損 41 か所、山崩れ 9 か所、ため池破損 9 か所、田畠冠水 321ha。

○昭和 61 年 3 月 5 日

島地部白石島において、民家焼却炉の火の粉により出火、北西の風に煽られて 2 日間にわたり山林 60ha を焼失、損害額 3,280 万円。

○昭和 62 年 3 月 3 日

異常乾燥注意報、火災気象通報発表中、市街地に近い応神山南斜面において、3 日午後 3 時 35 分頃たき火の不始末により出火、南西の風に煽られ 2 日間燃え続け、山林 26ha を焼失。

○昭和 63 年 11 月 11 日

島地部北木島において、12 時頃金風呂入汐山中腹より出火、西北西の風に煽られ 3 日間にわたり燃え広がり、山林 79ha を焼失。自衛隊を始め、大阪、京都、神戸の各消防局航空隊へリコプターの応援協力を得て、13 日午後 3 時 10 分鎮火した。

○平成 2 年 4 月 10 日

山陽自動車道下り車線で軽四乗用車と大型トラックの追突事故が発生、2 台とも全焼し軽四乗用車の運転手 1 名が死亡した。

○平成 3 年 9 月 27 日～28 日

大型で強い勢力をもつ台風第 19 号の影響により、27 日昼前後から次第に風が強くなり、午

後 10 時前後を中心に激しい風雨が吹き荒れた。風が特に強く比較的雨が少ないとから塩風害が内陸部まで及んだ。また、台風が去った後も高潮と記録的な強風で 4 日間にわたって塩害による停電が続出した。

最大瞬間風速 27 日午後 9 時 40 分 38m/s (井笠地方振興局)

市内の被害は、家屋の半壊 3 棟、床上浸水 5 棟、床下浸水 129 棟、公立文教施設損壊 56 か所、車両水没 15 台、道路損壊 11 か所。

停電戸数約 35,000 戸 (中国電力株式会社 : 笠岡市、浅口郡管内)

#### ○平成 6 年 8 月 8 日～10 日

火災注意報発令下、市街地に近い通称加入堂山南側中腹付近より 8 日 11 時 15 分頃、何者かのタバコの投げ捨てと思われる原因により出火、南の風に煽られ 3 日間にわたって燃え続け山林 67ha を焼失。一時は民家の間近に火が迫り、一部の地区住民に避難勧告が出された。

また、県南部では記録的な少雨により高梁川の渇水は極めて深刻であったため、自衛隊の協力を得て 10 日午後 8 時 10 分鎮火した。

#### ○平成 14 年 4 月 15 日～16 日

島地部真鍋島において、午後 11 時 15 分頃民家兼作業場より出火、夜間で人の少ない島地部ということもあり消火活動も遅れ、また住宅密集地ということもあり瞬く間に火が広がり、全焼 6 棟、半焼 1 棟、部分焼 2 棟の計 9 棟が燃え、翌日の午前 3 時 30 分鎮火した。

#### ○平成 14 年 8 月 9 日～10 日

市街地に近い応神山南斜面中腹（荒木産婦人科医院北 600m）において 9 日午後 2 時頃たばこの不始末により出火、同日午後 8 時に鎮火し、翌日午前 10 時 20 分頃山林 2.9ha 焼失し完全鎮火した。

#### ○平成 16 年 8 月 30 日～31 日

大型で強い勢力をもつ台風第 16 号が大潮の日の満潮時に接近し、30 日午後 10 時頃から急激に潮位が上昇したため、市内沿岸部に高潮による浸水被害が続出した。

市内の被害は、全壊家屋 1 棟、床上浸水 595 棟、床下浸水 439 棟。

#### ○平成 17 年 9 月 6 日～9 日

大型で強い勢力をもつ台風第 14 号が大潮の日の満潮時に最も接近し、市内沿岸部に浸水被害が生じるおそれがあるため、6 日午後 4 時に一部の地域住民に避難勧告が出され、130 世帯、327 人が避難した。

高潮による市内の被害は、床上浸水 1 棟、床下浸水 46 棟。

#### ○平成 26 年 8 月 9 日～10 日

大型で強い勢力を保った台風第 11 号の最接近が大潮の満潮時刻と重なる可能性があり、市内沿岸部に浸水被害の生じるおそれが出たことから、9 日午後 5 時 50 分一部の地域住民に避難勧告が出され、82 世帯、137 人が避難した。

市内の被害は、停電約 5,800 戸、道路冠水 3 か所、港湾施設 1 か所、倒木 11 か所。

○平成 27 年 7 月 16 日～17 日

大型で強い台風第 11 号が大潮の満潮時刻に接近となる可能性があり、市内沿岸部に浸水被害の生じるおそれが出たことから、16 日午後 5 時に一部の地域住民に避難準備情報が出され、17 世帯、24 人が避難した。

市内の被害は、停電約 5,400 戸、冠水 3 か所、倒木 25 か所。

○平成 28 年 6 月 12 日～29 日

岡山地方気象台の発表によると、梅雨前線や湿った空気の影響で、市内では月間観測史上最多の 475.0mm（平年 158.6mm）を特に 21 日には 1 時間雨量 29.5mm を記録した。

笠岡市では 23 日 2 時 20 分に災害対策本部を設置、状況を検討し一旦 13 時 05 分に廃止、翌 24 日 12 時に再度災害対策本部を設置し、14 時 40 分に市内全域に避難準備情報（現在は避難準備・高齢者等避難開始）を発令し、避難所陸地部 14 か所、島嶼部 8 か所合計 22 か所を開設した。

また、同報系デジタル防災行政無線を初めて実践使用した。

被害においては、人的被害なし、避難は 8 か所で 23 世帯、49 人が自主避難した。住家被害では全壊 2 棟、一部損壊 17 棟、床下浸水 2 棟、その他非住家 6 棟、道路 276 か所、河川等 82 か所。

また、災害対応として、出動した消防団員は延べ 629 人、ボランティア延べ 16 人が対応した。

○平成 28 年 10 月 21 日 14 時 07 分頃

鳥取中部地震、鳥取県の中部を震源とし M6.6、最大震度 6 弱の地震が発生し、笠岡市内でも震度 4 を観測したが人的、物的被害はなかった。

○平成 30 年 6 月 28 日～7 月 8 日

6 月 29 日に発生した台風 7 号の影響により、太平洋高気圧が南東に移動したことで梅雨前線が南下し、7 月 5 日から 8 日にかけて梅雨前線が西日本付近に停滞した。そこに大量の湿った空気が流れ込んだため、西日本から東海にかけて大雨が連日続いた。梅雨前線は 9 日に北上して活動を弱めるまで日本上空に停滞し、西日本から東日本にかけて広い範囲で記録的な大雨となった。

岡山地方気象台の発表によると、市内では 7 月 3 日から 8 日にかけて 377.5mm の降水量を記録した。また 7 月 7 日には、最大 24 時間降水量が 207.5mm を記録し、観測史上 1 位を 33 年振りに更新した（更新前 140mm）。

笠岡市では 7 月 6 日 8 時 30 分に災害対策本部を設置し、21 時 00 分に走出地区及び甲子郡地区へ避難勧告を発令、22 時 00 分に対象を市内全域に広げ更に 23 時 20 分に避難指示（緊急）を市内全域に発令した。避難所は 7 か所を順次開設した。

被害においては、死者 3 名（内 2 名は市外在住）、重傷 1 名、軽傷 3 名、避難は 7 か所で 342 人が避難した。住家被害では、全壊 2 棟、半壊 181 棟（内床上浸水 172 棟）、床上浸水 26 棟、

床下浸水 173 棟に達し、道路河川等 453 か所の被害が発生した。

また、災害対応として、出動した消防団員は延べ 1,281 人、ボランティア延べ 1,900 人が対応した。

## 第7節 笠岡市の災害特性と主な災害の想定

### 1 笠岡市の災害特性

本市は各地で過去からたびたび自然災害を受けてきた。水害では小田川や吉田川沿いなどの浸水被害が発生している。また、中心市街地の北東部付近の笠岡地区や、山口地区、走出地区のほか、白石島、北木島、真鍋島、六島などでは、山地・丘陵地が市街地・集落地に迫っていることから、山崩れ・がけ崩れ等による被害が発生している。さらに、東大戸地区や篠坂地区、大島中大空地区などでは地すべり災害を受けている。このように、市内各所で水害及び土砂災害の危険地域が分布している。

人が集中しやすい施設としては、笠岡駅、市役所、ショッピングセンター、市民会館等があげられ、これらのほとんどが中心市街地及びその周辺地域に位置している。このため、人々が集中する施設等においては、立地特性に応じた防災対策が望まれる。

重要な防災関連施設等については、海岸部防潮堤、小田川沿い等の排水ポンプ場、入江雨水ポンプ場など、本市市街地の安全性を確保するうえでの重要な施設の維持・管理や、その他の危険地区での防災施設などの整備充実が望まれる。また、重要水防箇所などでの水防対策や体制づくりが重要である。

本市の将来に向けた、活力にみちたまちづくりを進めるため、各種の市街地整備や産業整備・振興策等が進められているとともに、「より安全なまちづくり」が求められている。これに当たっては、地区の自然的特性や災害特性を踏まえて、以下のような災害の危険性に応じた、有効な防災対策が望まれる。

全体として、本市では、河川網が発達していないため、少しの雨で浸水被害が発生しやすい傾向にあることから、水害対策の中でも内水排除が重要である。また、毎年秋頃には異常高潮の発生がみられ、これによる被害が予想される。

地域別の危険性をみれば、小田川沿いの平野部では過去に水害が多発したが、内水排除のための排水機を設置して治水上の安全性が向上した。また、市街地部では下水道の整備等により排水機能の向上が図られつつある。一部の海岸部では越波による被害が予想される。

本市の市街地は、古来からの干拓により形成されてきた歴史があり、大半の市街地は干拓による軟質な地盤の上にあるといえる。このため、地震時の震動による被害や、地盤の液状化などによる被害が予想される。

地すべりの性質を有している本市北西部の地区などでは、地盤の安定化が重要であり、恒久的な地すべり対策を含めた地盤災害対策が望まれる。

島しょ部においては、がけ崩れ・山崩れが多く発生している。また、採石場等の跡地やこの周辺での土石の堆積物等による土砂災害が懸念されることから、これらの斜面安定対策が重要である。

## 2 主な災害の想定

### (1) 暴風

比較的風の弱いところであるが、顕著な台風の接近時には海上や沿岸では最大風速 30 m/s 前後、内陸部では 20 m/s 前後の暴風となる。

このような強風は海岸地帯で高潮、波浪による被害、海上においては船舶の海難事故の原因となり、また陸上においてもかなりの風害を与える、特に農作物の被害は甚大である。

### (2) 大雨

大雨の原因としては、梅雨前線によるものや、台風によるものが多く、雷雨による局地的な豪雨がこれに続き、洪水、山崩れ、がけ崩れ、さらには沿岸地区における満潮時の降雨は、地盤高の関係で床下浸水など被害がある。時期的には、6月から9月までが多くなっている。

### (3) 洪水

岡山県下の災害では、件数・被害額とも上位を占めているのが大雨による洪水で河川の氾濫・堤防決壊、家屋、橋梁の流失、湛水等による水害である。市域内の河川は小田川、尾坂川、吉田川、今立川、有田川、大島川など、ほとんどが中小河川で、いずれも流量は少ないものの豪雨による河川の氾濫で湛水等の被害は北部地区において顕著である。

### (4) 高潮

市域沿岸に発生する高潮は、台風によるものがほとんどである。台風による高潮は中心気圧の低さに比例して高く、これに加えて風圧及び高波浪が作用し、異常な潮位となることがある。また、県内通過の場合は、大型の台風でなくても顕著な高潮が発生することがある。

台風の接近と満潮時が重なる場合には被害が大きくなるおそれがあるので警戒が必要である。

### (5) 地震

市域は、地震による被害は少ないが、ひとたび大きな地震が発生するとその被害は甚大で、交通施設はもちろん通信網が寸断され、あらゆる機関や設備がその機能を失うことになる。特に、狭い道路をはさみ木造家屋が密集する旧市街地や金浦地区等においては、地震そのものによる災害もさることながら、これに起因して発生する火災は、地震被害による消防機能の低下とあいまって被害が拡大する危険性は極めて高く、がけ崩れ等により大きな被害をもたらすおそれがある。さらに、海底地震の場合は、津波の発生するおそれが十分考えられる。

### (6) 火災

近年社会経済の発展について生活様式の変貌は著しく、火災の様相は市街地の過密集中、立体高層化に加えて、石油製品、ガス機器等の利用増大により多発の傾向にあり、また大型化、複雑化している。特に、危険物施設や一般家庭における LP ガスの利用などは、爆発、火災、流出油、有害物質の流出、ガス漏れ等潜在的危険性を増大させている。

### (7) 交通事故

高速交通網の普及、主要地方道の整備に伴い交通事故が増加し、態様は大規模化する傾向

にある。また、危険物運送車両や大型化する船舶の事故により誘発される災害の危険性があり、さらに地方空港の開設、ジェット化、国際化の進展に伴う航空便の増設等航路における突発災害の危険性が考えられる。

#### (8) その他の産業災害

化学産業の急速な発展に伴い、ガス、火薬、又は危険物等の漏洩、飛散、流出等により火災、爆発、中毒などの災害を生ずる危険を大きくしており、しかもこれらの災害は突発的に生じ、多数の人命、身体に被害を与えるおそれがある。

## 第8節 防災ビジョン

### 1 基本的な考え方

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全な市民生活を確保することは、行政における最も基本的な課題である。従って、笠岡市の防災上の特性を十分踏まえながら、被害を最小限に食い止める方策について、長期的視野に立った計画を定め、災害拡大防止についての基礎的条件の整備を図っていくことが重要である。そのためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となつた取り組みが欠かせないものとなってくる。

そこで、市をあげての防災への取り組みを推進するため、この計画の基本理念を次のように設定する。



### ともにつくる安全・安心なまちづくり



この、基本理念のもとに、以下の重点目標を定め防災対策を展開していくものとする。

#### 重点目標1：防災事業の推進による安全なまちをめざして

災害から市民の生命、身体、財産を保護することはもとより、郷土の保全を図るために災害危険区域の治山、砂防、河川、海岸等の総合的対策事業を計画的に推進し、災害に対して安全なまちをめざす。

#### 重点目標2：地域防災体制の充実により安心で住みよいまちをめざして

大規模災害時には行政の対応だけでは限界があり、市民・事業所・行政などのあらゆる人々がそれぞれの自覚のもとに活動しなければならない。その条件づくりのためには、ともに協力して安全・安心なまちをつくる日常的な努力が要求される。そこで、市は、関係機関、団体、市民との連携のもとに地域ぐるみの防災体制の確立、自主防災組織の育成に努めるとともに、防災施設・設備等の整備をすることにより、安心で住みよい、災害に強いまちづくりの推進を図る。

**重点目標3：だれにもやさしい思いやりのまちをめざして**

高齢者や障がい者、乳幼児などは要配慮者となりがちである。要配慮者の視点からとらえたときに、安心して暮らせるまちになっていることが必要である。そのためには、路上障害物を少なくし、避難ルート案内を明示化するなど、わかりやすく誰に対してもやさしいまちをつくりあげるための視点を、防災対策の中に常に織り込んでいくこととする。

**重点目標4：防災思想の普及により災害に対して怠りのないまちをめざして**

災害を最小限に止めるためには、市をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から、笠岡の自然特性も考慮に入れた、災害に対する正しい認識を深め、万一の災害から自らを守ることの意識向上を図るために、市民参加の防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策に関する技術の向上を図る。

## 第2章 災害予防計画

計 画	事 項	頁
第1節 防災教育訓練計画		29
第1項 市民に対する防災意識普及計画		29
第2項 職員の防災教育計画		34
第3項 防災訓練計画		34
第4項 自主防災組織育成計画		36
第5項 災害教訓の伝承		40
第2節 防災業務施設・整備等の整備計画		42
第1項 通信施設整備計画		42
第2項 災害応急施設・設備等の整備計画		43
第3項 気象等観測施設整備計画		44
第3節 各種災害予防計画		45
第1項 水害予防計画		45
第2項 高潮災害予防計画		50
第3項 風害予防計画		51
第4項 火災予防計画		51
第5項 林野火災予防計画		52
第6項 土砂災害予防計画等		54
第7項 道路災害予防計画		58
第8項 陸上交通災害予防計画		59
第9項 特殊災害予防計画		60
第10項 文教災害対策		62
第11項 複合災害対策		65
第4節 要配慮者等の安全確保計画		66
第5節 防災対策の整備・推進計画		72
第1項 緊急物資等の確保計画		72
第2項 被災者等への的確な情報伝達活動		73
第3項 応急体制の整備関係		73

## 第1節 防災教育訓練計画

### 第1項 市民に対する防災意識普及計画

#### 1 基本方針

風水害等による災害から被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するためには、自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄、マイクロチップ挿入や首輪等の装着による飼養動物の所有者明示、飼養動物との同行避難や避難所での飼養についての準備など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。このため、市をはじめ防災関係機関の努力はもちろん、市民もまた行政と一緒に自らの予防措置を講じ、災害時にも落ち着いて適切な行動がとれるようにする必要がある。

そのため、市及び防災関係機関は、岡山県の被害想定調査の結果等をふまえ、職員に対して、被害想定結果及び防災意識の周知とともに相互の密接な連絡体制の確保に努める。また、市民に対しては、防災思想並びに被害想定結果に基づく危険性についてわかりやすく広報並びに普及活動を行い、もって防災意識の高揚を図るとともに、各地域の自治会、各事業所の体制の充実を図る。

なお、防災意識の普及に当たっては、いつどこでも起こり得る災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、地域防災力の向上を図る。

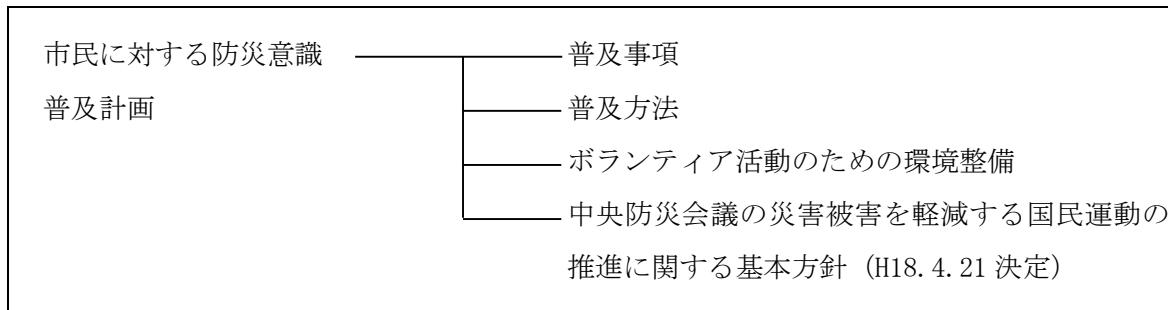
また、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点でわかりやすい広報資料の作成に努める。なお、要配慮者については、民生委員・児童委員や自主防災組織等の協力を得て、把握に努めることとする。

#### 《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県の被害想定に基づく災害危険箇所についてわかりやすく市民及び市職員等へ知らせるとともに、災害に対する防災意識の啓発を進める必要がある。

## 2 対策

### ●対策の体系



#### (1) 普及事項

- ア 市防災計画の概要
- イ 気象及び防災、防火の知識
- ウ 食料、飲料水の備蓄をはじめ平素の心構え・準備（非常持出品等）
- エ 災害時にとるべき応急措置
- オ 早期退避の理解・協力と災害時の心得（避難方法、場所等を含む）
- カ 被災後の処置等

#### (2) 普及方法

- ア 広報紙等による普及
 

適時「広報かさおか」を通じて普及を図り、必要があるときは、臨時特集号を発行する。  
また、笠岡市の公式Webサイトにも防災関連の資料を掲載し、普及を図る。
- イ 報道機関による普及
 

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、市防災計画等防災意識の高揚についての資料を提供し、普及についての協力を依頼する。
- ウ 映像、写真等による普及
 

防災活動、被害状況等についての映像、写真をとりあげ、各種団体等の会合を利用して、防災意識の高揚を図る。
- エ 広報車、有線放送による普及
 

広報車の巡回、有線放送により、一般に広報を行う。
- オ 講習会（出前講座）等による普及
 

市民を対象として、災害時の心得等防災意識の高揚を図る講習会（出前講座）を行い、防災知識の普及と指導を行う。
- カ 学校教育等による普及
 

幼、小中学校等において、防災に関する教育の重要性を認識し、児童、生徒等及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の実施に努めるものとする。

### (3) ボランティア活動のための環境整備

防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

ア 災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療、看護、介護、通訳等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアを平常時から登録し、把握しておくものとする。

イ 登録された専門ボランティアに対して、防災に関する知識及び技能の向上を図るため、関係機関の協力を得て研修、訓練等を行う。

ウ 防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく、平常時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

エ 県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、防災ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

オ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

### (4) 中央防災会議の災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針

ア 県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとするべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民全体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等を周知し、地域の災害リスクやその根拠を十分理解できるよう工夫することで、地域住民の防災意識の高揚を図る。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

教育機関及び民間団体等は、児童生徒等、社員を始め、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。

また、笠岡市のWebサイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障がいのある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による「自助」を基本とする被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く。）（以下「被災ペット」という。）への所有明示や同行避難、指定避難所等での適正な飼養のための準備（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、避妊・去勢手術等）、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家庭内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

ウ 県及び市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及を図る。

エ 防災意識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者に充分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員・児童委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネージャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。

オ 県及び市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

カ 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底

するとともに、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

キ 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期自主避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて周知徹底に努める。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開設していなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じうること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

ク 市は、県、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう工夫して住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点ため池」という。）のうち、老朽化の著しいものや早急に整備を要するものについて、堤体の改修及び補強その他必要な管理施設の新設、改良又は廃止を推進する。市の管理者は、防災重点ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

- ・土砂災害警戒区域等、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行

動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等が地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫して住民等に配布するものとする。

・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫して住民等に配布する。

・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

## 第2項 職員の防災教育計画

### 1 基本方針

市職員は、日常の行政事務を通じ積極的に防災対策を推進し、かつ、地域における防災活動を率先して実施できるよう、次の事項について常に自己啓発に努めるとともに、職員研修、講演会、防災マニュアル等の手段をもって、防災知識の周知を図る。

### 2 対策

- ① 風水害等災害に関する基礎知識
- ② 岡山県被害想定結果に基づく危険性
- ③ 市防災計画と市の防災対策に関する知識
- ④ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ⑤ 職員として果たすべき役割（職員の勤員体制及び非常参集方法と任務分担）
- ⑥ 家庭及び地域における防災対策
- ⑦ 防災対策の課題

なお、上記④及び⑤については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知するものとする。

また、各部局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行うものとする。

## 第3項 防災訓練計画

### 1 基本方針

市は、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等、地域住民等

の地域に關係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、予防並びに応急措置に関する技術の向上と活動の効率を図り、併せて市民の防災思想の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救護活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。さらに、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

### 《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県被害想定に基づく災害危険箇所での災害の発生を予測して、それに合った防災訓練の実施が必要になる。

## 2 対策

### ●対策の体系



#### (1) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、小田川の広域洪水等を想定し、井原市、矢掛町と連合し、又は他の防災関係機関の参加を得て合同で実施する。

- ア 実施の時期は、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のあるときを選び実施する。
- イ 実施地域は、重要水防箇所等洪水や土砂災害のおそれのある地域において実施し、実地訓練、図上訓練を実施する。

#### (2) 消防訓練

消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、大火災を想定し、関係市町、笠岡地区消防組合等防災関係機関が合同して実施

する。

実施に当たっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施する。

### (3) 避難・救助訓練

市その他防災関係機関、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市防災計画に名称及び所在地を定められた、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。この場合、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。また、自主防災組織、市民の参加による地域の実情に応じた訓練を実施し、特に災害危険箇所等においては徹底して避難訓練を実施する。

また、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、避難の呼びかけなど災害時に適切な避難行動をとることができるように、平常時よりこれらの者に係る避難体制の整備に努める。

### (4) 総合防災訓練

防災関係機関並びに一般市民の参加を得て、避難、救出、救護、火災等各種災害予防、災害応急対策を総合した防災訓練を実施する。

#### ア 実地訓練

防災関係機関がそれぞれ水防、消防、避難、救出、救護、警備、通信連絡その他災害応急対策を総合した訓練を行う。

#### イ 図上訓練

単独、又は防災関係機関が合同して、非常災害に対応して迅速かつ的確な判断と適切な対策を講じるため、市本部を中心とした図上訓練を実施する。

## 第4項 自主防災組織育成計画

### 1 基本方針

市民は、自らが災害及び防災に関する知識をもち、これを家庭、地域、職場等で実施しなければならない。

また、このことは、市民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることによって、より効果的になる。

このため、災害時に防災活動を積極的に実施することができるよう、市は、日頃から、自主防災組織の育成強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

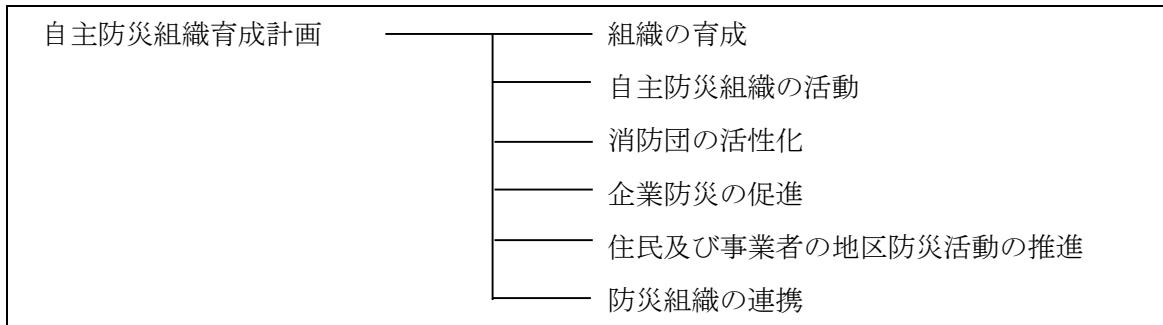
市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

### 《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県被害想定より危険性が予測できる箇所を有する地域においては、特に市民自ら迅速に応急対策活動ができるよう、自主防災組織の育成強化と活動支援の推進が重要な課題とされる。

## 2 対策

### ●対策の体系



#### (1) 組織の育成

- ア 地域住民等による自主的な防災組織の育成を図る。
  - (ア) 婦人防火クラブ
  - (イ) 企業の自衛消防隊
  - (ウ) 町内会の組織

自主防災組織等一覧表

区分 名称	組織数	会員数	備考
婦人防火クラブ	50	4,012人	令和4年10月31日現在
地区自主防災会	112	22,048世帯	令和4年10月31日現在

- イ 自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促し、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。
- ウ 平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、援護のための資機材の充実を図る。
- エ 消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成を進める。
- オ 総合的な土砂災害対策の推進のために、住民の警戒避難に際し、迅速かつ適切に行動できるよう、土石流危険区域及びその周辺の地域を単位とする土砂災害に関する自主的な防災組織の育成を図る。

## (2) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じ、平常時又は災害時に効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。

### ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材の整備等
- (オ) 要配慮者の把握

### イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集・伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力等
- (カ) 要配慮者の支援

## (3) 消防団の活性化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成・加入促進のため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- ア 「消防団活性化総合計画」の作成
- イ 消防団の施設・設備の充実強化
- ウ 消防団員の教育訓練充実強化
- エ 消防団員の待遇改善
- オ 消防団活性化総合整備事業等の活用
- カ 行事等の開催
- キ 青年層、女性層の消防団員の参加促進
- ク 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

## (4) 企業防災の促進

ア 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。

イ 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続す

るための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の組織を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

ウ 県及び市は、企業防災への取組に資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

エ 市町村及び商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の策定に努める。

オ 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

カ 県及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

キ 市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

ク 市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。

ケ 市は、事業所の防災協力を促進するため、必要に応じて防災協力協定の締結を促進する。

コ ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。

サ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

#### (5) 住民及び事業者の地区内の防災活動の推進

ア 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

イ 市は、市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。

<資料1-49 地区防災計画を策定している組織一覧表>

ウ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

#### (6) 防災組織の連携

日常的な通報体制の確立や笠岡市自主防災組織連絡協議会の設立など、地区内の防災組織間の連携強化を図る。

### 第5項 災害教訓の伝承

#### 1 基本方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、市では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



##### (1) 資料の収集、整理等

市は、過去に起きた大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよ

う地図情報その他の情報により公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

#### (2) 啓発の推進

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

## 第2節 防災業務施設・設備等の整備計画

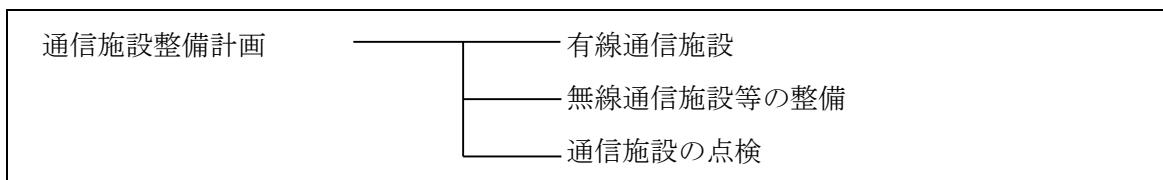
### 第1項 通信施設整備計画

#### 1 基本方針

予警報の伝達、情報の収集を迅速かつ的確に行い、災害応急対策を円滑に進めるためには、通信の確保が重要であり、有事に際し、その機能が有効適切に発揮できるよう市防災行政無線（同報系）等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な通信施設を整備する。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



##### (1) 有線通信施設

予警報の伝達等非常時の一斉放送等緊急措置が講じられるよう笠岡放送（株）、倉敷かさや農業協同組合と事前に協議し、防災業務に利用できるよう強化を図る。また、災害時優先電話及び特設公衆電話の整備に努める。

##### (2) 無線通信施設等の整備

###### ア 防災行政無線等通信施設

有線放送設備の不通の場合等を考慮して、市本部と孤立した集落との相互の通信を確保するため、笠岡市防災行政無線、笠岡市消防団消防無線及び笠岡地区消防組合消防専用無線を利用するとともに、衛星通信等の設備の整備、拡充を図る。

###### イ 民間無線利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害における運用について日頃から協力体制の強化を図る。

##### (3) 通信施設の点検

災害時に備え、平素から定期的に通信施設の保守管理について、点検整備を実施する。

また、停電により、これらの施設が使用できなくなる事も想定して、通信設備用の非常電源の確認も併せて行う。

<条例協定等 2-58 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書>

<資料 1-33 同報系デジタル防災行政無線通信及び放送施設 >

<資料 1-35 笠岡市消防団消防無線局>

## 第2項 災害応急施設・設備等の整備計画

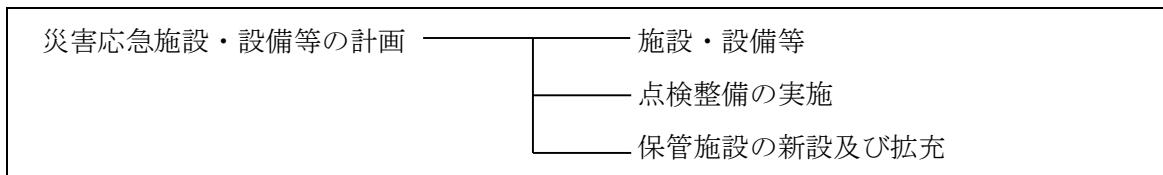
### 1 基本方針

市及び防災関係機関の災害予防責任者は、災害応急措置に必要な施設・設備等を整備するとともに、保有する施設・設備等について、災害時にその機能を有効に使用できるよう常時点検整備を行う。

食料等必要な物資の備蓄に当たっては、住民が最低限備蓄すべきものや県と市の役割分担を明確にしたうえで、計画的な備蓄を進める。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 施設・設備等

- ア 水防用備品、資機材及び水防倉庫
- イ 消防用資機材及び施設
- ウ 救助用備蓄資機材及び施設
  - (ア) 救急車、救助工作車等の救助用機械
  - (イ) 無線器具等
  - (ウ) 救急医薬品等
- エ 医療、助産及び防疫に必要な備品、資機材及び薬剤
- オ 備蓄食料
- カ 医療品等生活必需品

#### (2) 点検整備の実施

毎年3月中に点検を実施し、少なくとも5月1日までには不良品の更新、所定数の確保整備を完了する。

#### (3) その他の施設・設備等の整備

保管施設現有数を拡充し、災害時において有効に使用できるよう適正な配置を計画する。

また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

<資料1－1 水防用資材備蓄計画>

### 第3項 気象等観測施設整備計画

#### 1 基本方針

気象、水象等の自然現象を把握し、災害を予測するための体制の整備を図る。

#### 2 対策

防災体制時において、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な雨量観測、風向、風速観測及び水位観測等が円滑、適正に行われるよう施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

<資料1－2 気象関係の観測所>

## 第3節 各種災害予防計画

### 第1項 水害予防計画

#### 1 基本方針

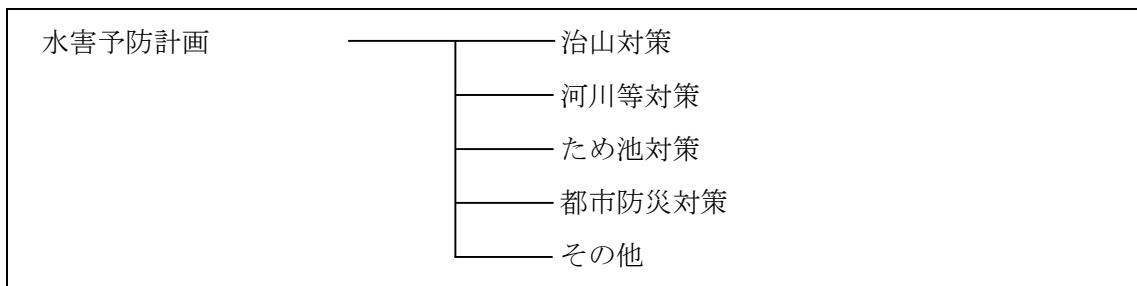
治山治水事業の促進、河川管理の強化及び水防体制の整備等により、水害の予防対策を推進する。

#### 《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県被害想定を参考に、予防対策の必要性の高い地区から適切な措置を講じる必要がある。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



#### (1) 治山対策

##### ア 治山事業の推進

林地における山腹崩壊地、荒廃渓流の復旧並びに山地災害危険地区等において治山事業を推進して、林地に起因する災害の未然防止を図る。また、山地において、災害により新たに発生し又は拡大した荒廃山地等を災害発生年に緊急に復旧整備を行う。

##### イ 保安林等の整備強化

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の整備により、森林のもつ洪水緩和、土砂流出防止機能の強化を図るとともに、森林保全整備事業の実施により災害に強い森林造成に努める。

また、災害につながるおそれのある林地の無計画な開発、土砂採取を規制し、防災措置を講ずるよう指導する。

##### ウ 山地災害危険地区等の周知

山地災害危険地区等の現地への標示板の設置や広報活動等を行い、地域住民等への周知を行う。

<資料1－3 山地災害危険地区>

#### (2) 河川等対策

洪水又は高潮等による河川災害を防止するため、国及び県と連携し、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を積極的に実施するとともに、中小河川等の増水による低地浸水を防止するため、防災工事及び排水機設置等の予防対策を推進する。

#### ア 河川改修等事業等の実施

##### (ア) 河川維持修繕

河川施設の状況を把握し、洪水等に際し、被害を最小限にとどめるよう堤防の維持補修及び護岸の修繕等を実施する。

##### (イ) 河川改修

河道の整備を図るとともに、排水機設置等により内水排除河川としての整備を実施する。また、河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、体積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を実施するとともに、流域内の洪水調整施設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

<資料1-4 河川等重要水防箇所等>

<資料1-5 砂防指定地（法律指定箇所）>

<資料1-34 排水機場施設一覧>

#### イ 被害軽減を図るための措置

##### (ア) 浸水想定区域の指定及び公表等

① 中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川及び水位周知河川等について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水範囲等を明らかにして公表する。

市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

② 円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市長は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、市地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の必要な事項を定める。

なお、浸水想定区域内に地下通路等不特定かつ多数の者が利用する地下施設又は高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設がある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう、これらの施設の名称、所在地を記載し、洪水予報等の伝達方法を定める。

③ 浸水想定区域については、市防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な事項について住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

<資料1-39 高梁川水系小田川等浸水想定区域図>

(イ) 小田川浸水想定区域内の要配慮者施設及び洪水予報等の伝達方法

- ① 浸水想定区域 笠岡市走出及び甲弩地区の一部 (資料1-39 参照)
- ② 要配慮者施設

<資料1-41 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表>

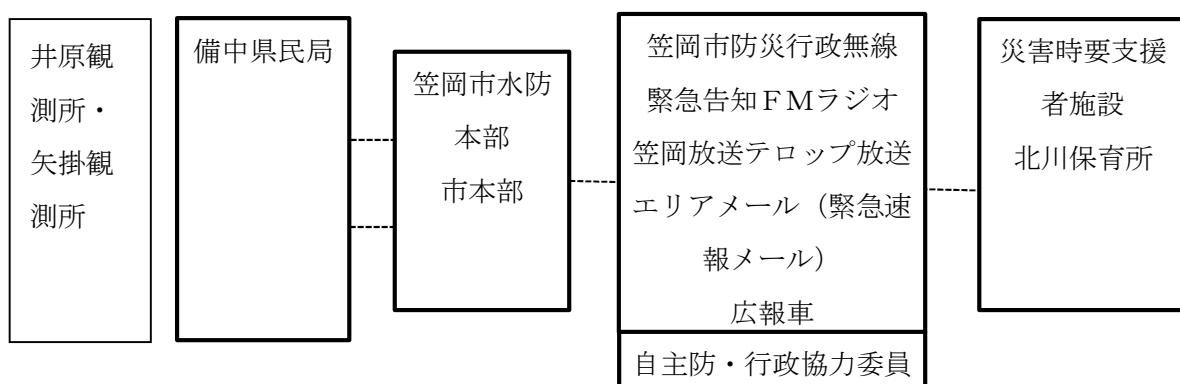
(③) 洪水予報等の伝達方法

水防法第15条第2項に定める「洪水予報等の伝達方法」は、次のとおりとする。

(I) 伝達手段

浸水想定区域内の要配慮者施設については、迅速な避難の確保を図るため緊急告知FMラジオを貸与するほか、複数の手段により緊急時の洪水予報等の情報伝達を行う。

(II) 洪水予報・氾濫危険水位到達情報伝達系統



(④) 小田川基準水位（井原）について

氾濫開始相当水位	4.5m	緊急安全確保の発令
氾濫危険水位	2.9m	避難指示の発令
避難判断水位	2.5m	高齢者等避難の発令
氾濫注意水位	2.5m	水防団出動目安
水防団待機水位	1.8m	水防団待機招集目安

(3) ため池対策

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。また、市は、防災重点ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。

市の管理のものについては、農政水産課において管理されているため池台帳により、そのため池の状態をよく把握するとともに、ため池の決壊等を未然に防止するため、早急に改修を行い、次のとおり維持管理を行う。

ア　堤体は、常に草木等の繁茂を除き、亀裂、漏水などの異常がすぐ発見できるようにする。

- イ 吐水の堰上げは絶対に避ける。
- ウ 橋、底橋等の構造物は、貯水前に点検する。
- エ 改修の必要なため池は、貯水を控え、早急に改修を行う。
- オ ため池内の流入浮遊して、堤体の破損、余吐水の閉塞の原因となる物体は除去する。
- カ 笠岡市ため池緊急対策検討会は、ため池の危険箇所を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

<資料1-7 防災重点ため池一覧表>

(4) 都市防災対策

ア 都市施設の整備促進

都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮して、道路、公園、下水道等の都市施設整備を進める。

(ア) 笠岡市立地適正化計画の推進

居住誘導区域において、防災対策・安全維持等を充実させることで区域内を安全に保ち居住の誘導を進める。

(イ) 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時においては緊急輸送路及び避難路としての機能を確保する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(ウ) 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

また、公園施設の被災により利用者や周囲に被害を及ぼすことのないよう、公園施設の整備及び修繕を推進する。

<資料1-48 都市公園一覧>

イ 都市排水対策の推進

市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業による排水施設の整備を推進する。

(ア) 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

ウ 都市防災対策の推進

防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

(ア) 宅地造成等の規制

宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい区域を知事が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

(イ) 災害に強いまちの形成

市は、立地適正化計画により中心市街地を核とするコンパクトな市街地と既存の地域を公共交通で結ぶ都市の形成を推進しており、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づける。

(ウ) 災害危険区域の指定及び対策

高潮、出水、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建て替え又は新築を原則として禁止するとともに、危険度の高い箇所から優先的に防止工事等を施工し、市民の生命及び財産の保全に努める。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既定市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

エ 防災建築物の整備促進

都市地域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

(ア) 公共建築物の不燃化、耐震化

公営住宅、学校、病院等の公共建築物の不燃化、耐震化を図る。

(イ) 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

オ 建築物の安全性の確保

(ア) 安全対策

国、県、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

(イ) 空家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(5) その他

ア 道路橋梁対策

道路については、出水により水没するおそれのある道路の整備改良及び老朽した橋脚

の改修を進め道路、橋梁の被害を未然に防止する。また、被害の誘因となるものの排除等常に維持補修に努め、予防の万全を期する。

#### イ 用、排水路対策

流れの停滞により水質が悪化している場所では、早期に用・排水路の整備を図り、流水速度を速め、汚濁水の排除を図るとともに、維持管理については、次の点に留意する。

- (ア) 水路の破損部分、ぜい弱部分のある場合は、出水に備え補修を行う。
- (イ) 地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検、管理を行い市民等の協力を得て災害を未然に防止する処置をとる。
- (ウ) 水路内にじんかい等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。
- (エ) 関係機関、団体及び市民との協力一致体制による、じんかい除去、清掃運動を推進する。
- (オ) 緊急時に備え、排水ポンプ施設の点検を行い、特にエンジンの調整は平素から十分行う。

## 第2項 高潮災害予防計画

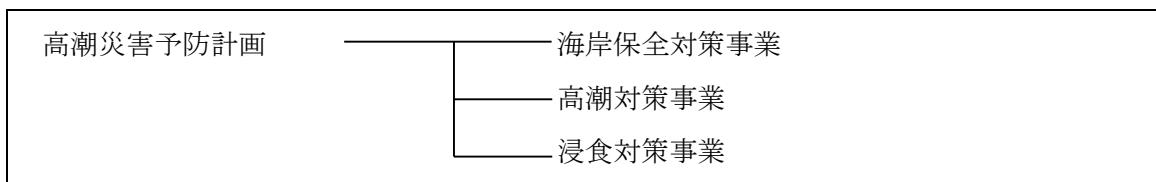
### 1 基本方針

市域の海岸線の延長は、約 93.5km であり、台風による高潮及び波浪がもたらす被害から海岸及び後背地を防護するため、海岸保全施設の整備や既存施設の補強補修等を促進し、沿岸地域住民の生命と財産を守る。

また、機動的な情報収集を行うため、県の沿岸ライブカメラ等画像情報を収集し、沿岸部浸水危険地域内の潮位情報をリアルタイムに把握し、住民への周知を図る。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 海岸保全対策事業

海岸保全対策の実施においては、住民の生命と財産を守ることを第一とし、さらに防災対策の面から主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、日常生活への支障や地域の孤立化等を防止するため、主要な交通網が集中している地域の施設整備を重点的に行う。

#### (2) 高潮対策事業

高潮及び波浪による被害を防止するため海岸堤防、防潮柵門等の新設又は既存施設の補強補修等を実施する。

### (3) 浸食対策事業

浸食による被害が発生するおそれがある海岸に浸食防止対策を行い、背後地の保全を図る。

<資料1-6 海岸保全区域、一般公共海岸区域、県管理漁港・港湾、市管理漁港・港湾>

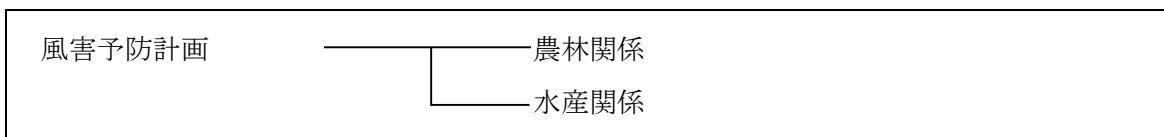
## 第3項 風害予防計画

### 1 基本方針

来襲が予想される台風の風害予防については、気象予警報に注意し、建物の補強等の予防措置を指導する。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 農林関係

農作物について、風害に対する抵抗品種の選定等計画的栽培の実施並びに災害に備えて温室等の施設の補強、果実その他農作物の倒伏防止等を指導する。

#### (2) 水産関係

海洋気象状況を把握し、各漁協に対し、早期予報伝達を行い、各組合員に周知を図り、定置網の撤収、漁船の避難、養殖施設の補強等風害予防について指導する。

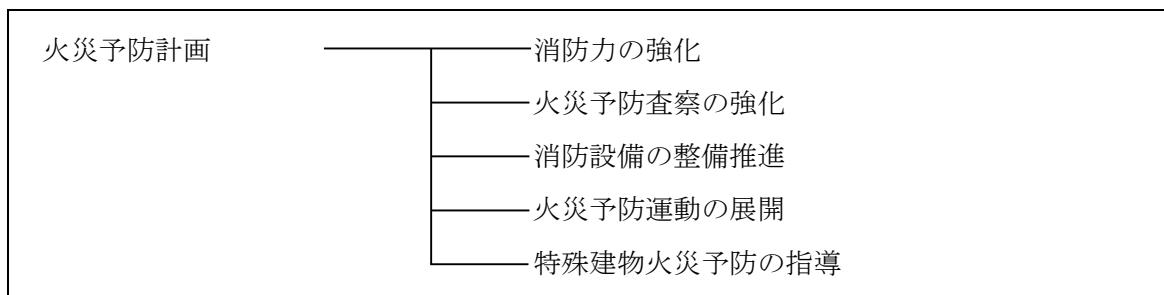
## 第4項 火災予防計画

### 1 基本方針

火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、笠岡地区消防組合の協力を得て、防火思想の普及啓発を図り、防火対象物等に対する予防措置を講じるとともに、消防団員の教養訓練等に努め、消防力の強化、拡充を図る。

### 2 対策

#### ●対策の体系



### (1) 消防力の強化

- ア 消防水利の定期的調査を行い、消防法に示す基準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強を図る。
- イ 消防用機械器具は、火災発生に対応できるように常に適正な維持管理及び整備点検を行うとともに、機器の充実を図る。
- ウ 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。
- エ 少年消防クラブ、婦人防火クラブ等民間の消防協力団体の育成強化を図る。
- オ 企業体における自衛消防体制の整備強化を指導する。

### (2) 火災予防査察の強化

#### ア 定期査察

年間査察計画を樹立し、管内の防火対象物を定期的に査察する。

#### イ 特別査察

笠岡地区消防組合消防長又は消防署長が特に必要と認めた場合、又は査察依頼があつた場合に特別査察を実施する。

#### ウ 警戒査察

火災警報発令中、その他特に警戒を必要とする場合に警戒査察を実施する。

#### エ 住宅査察

市民の協力を得て、一般住宅の防火診断を実施する。

### (3) 消防設備の整備推進

建築物に対する消火設備、警報設備、避難設備などの整備を推進する。

### (4) 火災予防運動の展開

ア 火災予防運動を春秋に実施するとともに、必要に応じて隨時行う。

イ 随時、市の広報、有線放送、報道機関等により防火思想の普及を図る。

ウ 時宜に応じて、講習会、講演会、巡回等による一般啓発活動を実施する。

### (5) 特殊建物火災予防の指導

公衆の集会所、多人数が勤務する場所、木造大規模建築物に対しては、建物内部進入通路、人命救助の方法、注水口、鎮圧、残火処理等について、あらかじめ万全の対策を講じるよう指導する。

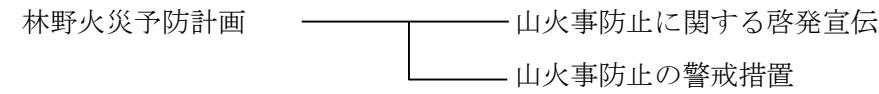
## 第5項 林野火災予防計画

### 1 基本方針

笠岡市では、過去において幾度か林野火災を経験しているが、林野火災を未然に防止するため、林野に対する愛護精神の高揚、予防思想の普及に努めるとともに、林野巡視の強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進し、健全な森林の保全を図る。

## 2 対策

### ●対策の体系



#### (1) 山火事防止に関する啓発宣伝

山火事防止について、隨時、地域住民の注意喚起に努めるほか、毎年火災の多発する3月を「山火事防止運動月間」に定め、啓発宣伝を行う。

- ア 山火事防止対策協議会等を開催し、各関係機関、団体等との協調を強め、運動の徹底を図る。
- イ 報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等によるPRを実施する。
- ウ 広報車による巡回宣伝、アドバルーン、立看板、航空機による広報宣伝等を実施する。
- エ ポスター、チラシ等の印刷物の配布を実施する。
- オ 教育機関における防火思想の徹底、標語募集による防火意識の高揚を図る。

#### (2) 山火事防止の警戒措置

##### ア 警報伝達の徹底

市は、笠岡地区消防組合と連絡を密にし、乾燥注意報、火災気象通報を接受したときは、広報車、有線放送等の確実な伝達方法により、地域住民への周知を図る。

##### イ 火入れ指導の徹底

市長は、火入れに当たっては、森林法第21条を厳守させる。笠岡地区消防組合管理者は、気象の状況が火災の予防上危険状態であるとき（火災警報、火災注意報、乾燥注意報、強風注意報等発表時）には、火災予防条例等の定めるところにより、これを制限し、又は自粛を呼びかけるものとする。また、火入れ条例の制定について検討する。

##### ウ 巡視、監視の強化

市は、笠岡地区消防組合等の協力を得て、気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、及び多発期間中（12～3月）、彼岸、行楽シーズン等山林へ多数の人が出入りする時期には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見に努める。

##### エ 防火施設の整備

市長は、防火帯、防火道、防火用水等の防火施設、林道、消火資機材等の整備を図る。

##### オ 消防訓練の実施

市は、林野火災を想定した消防訓練を笠岡地区消防組合、消防団、その他防災関係機関と協力して実施する。

### カ ヘリコプターによる空中消火体制の整備

大規模林野火災に対処するため、空中消火用資機材を始め、特に島しょ部へヘリポートの整備を図るとともに、県、自衛隊、海上保安庁、他市町村等の協力による広域的な空中消火応援体制の整備を図る。

## 第6項 土砂災害予防計画等

### 1 基本方針

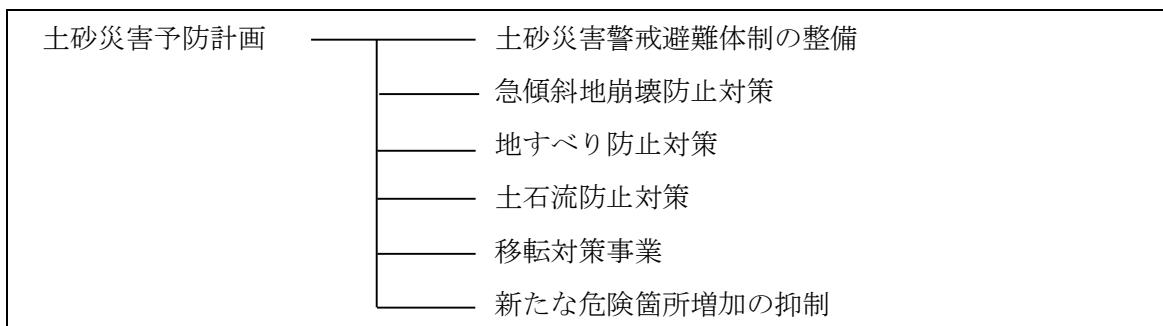
豪雨、地震等の自然災害により発生した土石流、土砂流出、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による災害を未然に防止するため、市は県など関係機関と連携し、危険箇所の調査及び把握を行うとともに、必要な安全対策を実施する。

#### 《岡山県被害想定結果からの課題》

岡山県被害想定による土砂災害危険箇所を参考に、予防対策の必要性の高い地区から適切な措置を講じる必要がある。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 土砂災害警戒避難体制の整備

##### ア 警戒避難対策

###### (ア) 広報活動による啓発宣伝

土砂災害防止について、隨時、一般の注意の喚起に努め、啓発宣伝活動を行う。

- ① 報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等による広報を実施する。
- ② 広報車による巡回広報、市広報誌への掲載及びポスターの掲示等による広報活動を実施する。
- ③ 教育機関等の協力を得て、土砂災害防災意識の向上を図る。

###### (イ) 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難所等についてハザードマップの配付や危険箇所標識の設置等により、地域住民に周知するよう努める。

## [土砂災害警戒区域等]

- ・土砂災害警戒区域（土石流）
- ・土砂災害特別警戒区域（土石流）
- ・土砂災害警戒区域（地滑り）
- ・土砂災害特別警戒区域（地滑り）
- ・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
- ・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

## (ウ) 土砂災害警戒区域等の巡回点検

日頃から土砂災害警戒区域等の状況を把握し、梅雨時期や台風期には、市及び消防本部等において巡回点検を行い、その状況を地域住民に周知するなど必要な措置を講じる。

## イ 避難指示等発令基準

避難指示等の発令にあっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、以下の発令基準に基づき総合的に判断する。

高齢者等避難 (災害時要配慮者 避難)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、岡山県土砂災害危険度情報の危険度が「土砂災害に警戒」（警戒レベル3）になり、さらに降雨が継続する見込みである場合</li> <li>2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</li> <li>3 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>4 その他市長等が必要と認めた場合</li> </ol>
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂災害警戒情報が発表された場合、または、岡山県土砂災害危険度情報の危険度が「非常に危険」（警戒レベル4）になり、さらに降雨が継続する見込みである場合</li> <li>2 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>3 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> <li>4 その他市長等が必要と認めた場合</li> </ol>

ただし、降雪、融雪時並びに地震等発生時は別途考慮するものとする。

## ウ 土砂災害警戒区域等における避難体制の整備

## (ア) 土砂災害警戒区域等の指定

知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下

「土砂災害防止法」という。)に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

<資料1-40 土砂災害警戒区域等指定箇所>

(イ) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

市長は、警戒区域の指定があったときは、市防災計画において、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。

- ① 土砂災害発生時の情報収集及び伝達
- ② 土砂災害警戒情報の活用及び伝達
- ③ 土砂災害発生時の情報収集及び伝達
- ④ 土砂災害に係る避難訓練
- ⑤ 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

なお、警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

警戒区域の指定を受けた場合、市長は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置に努める。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域等の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(ウ) 警戒避難体制の支援

① 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったときは、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するため、岡山県と岡山地方気象台は厳重な警戒を呼びかける必要性を協議のうえ、共同で土砂災害警戒情報を発表し、市長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、岡山県土砂災害危険度情報を提供する。

② 岡山県土砂災害危険度情報

土砂災害警戒情報を補足する情報として、地域の詳細な土砂災害発生の危険度を知らせるシステムで、市町村長による避難指示等の判断や、住民の自主避難に役立てることを目的に発表する。

③ 緊急調査及び土砂災害緊急情報

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりに

より重大な土砂災害の急迫している状況においては、市長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地すべり）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

#### （2）急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定により知事が指定することとなっている。

市長は、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）やがけ崩れのおそれのある箇所を把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、急傾斜地の崩壊防止に努める。

<資料1-8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所>

<資料1-40 土砂災害警戒区域等指定箇所>

#### （3）地すべり防止対策

地すべり防止区域は、地すべり等防止法第3条の規定により主務大臣が指定することとなっている。

市長は、地すべり危険箇所等地すべりのおそれのある箇所を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について県と連絡を密にし、地すべり防止に努める。

<資料1-9 地すべり危険箇所>

#### （4）土石流防止対策

土石流を防止するための砂防指定地は、砂防法第2条の規定により、国土交通大臣が指定することとなっている。

市長は、土砂災害（特別）警戒区域（土石流）や土石流のおそれのある渓流を調査把握し、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、土石流災害の防止に努める。

<資料1-40 土砂災害警戒区域等指定箇所>

#### （5）移転対策事業

急傾斜地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転事業の促進を図る。

##### ア 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある危険住宅の移転事業の促進を図る。

##### イ やがけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域（見込み地含む）に存する既存不適格住宅の移転を図る。

<資料1-10 宅地造成等規制法による指定区域>

#### （6）盛土による災害防止対策

県及び市は、崩落の危険がある盛土を発見した場合は、各法令に基づき、速やかに撤去

命令等の是正措置を行う。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

#### (7) 新たな危険箇所増加の抑制

土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる懸念がある危険な箇所については、県と協力して土砂災害特別警戒区域の調査指定を進め、新たな危険箇所の増加を抑制するように努める。

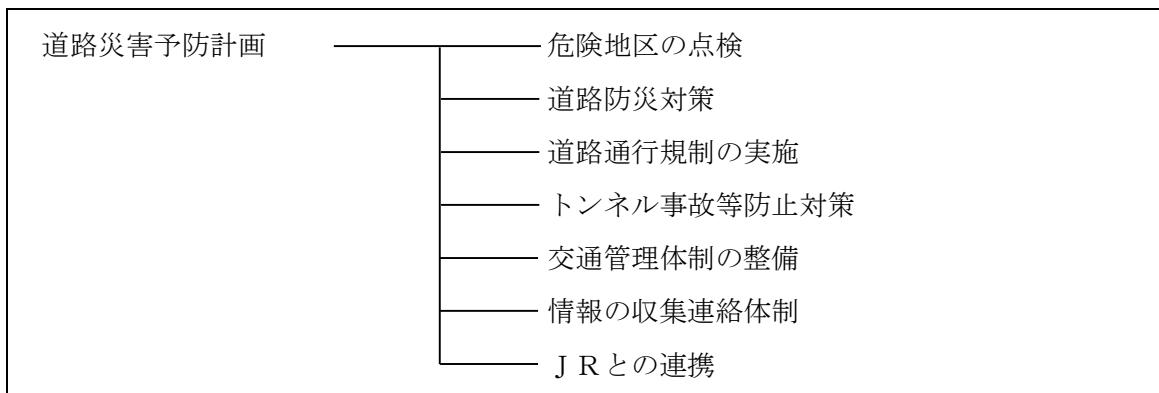
### 第7項 道路災害予防計画

#### 1 基本方針

道路にかかる災害を防止して、道路交通の安全を確保するため、国、県と協力し、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



##### (1) 危険地区の点検

地すべり、崩土及び落石のおそれのある地区、路肩軟弱及び路面損傷の箇所、河川水衝部、土石流発生のおそれのある地区を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

##### (2) 道路防災対策

被災した場合に交通に支障の大きい橋梁等の交通施設の整備と防災構造化を推進する。また、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性がある箇所について、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

<資料1-38 道路危険箇所調査表>

##### (3) 道路通行規制の実施

豪雨、地震等異常気象時における道路災害を防止するため、あらかじめ危険地区を指定し、当該区間について基準雨量に達したとき、又は情報連絡員等の情報により、道路交通に支障を及ぼす事態が発生、又は予想されるときは、直ちに道路の通行規制を実施する。

道路通行規制を実施したときは、道路利用者に対する広報機関への周知等により、交通の円滑を図る。

<資料1-11 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準>

(4) トンネル事故等防止対策

トンネル事故災害に備え、関係機関と連携を密にし、非常用設備の設置状況の把握、点検を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

(5) 交通管理体制の整備

信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(6) 情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(7) JRとの連携

市道が鉄道と並行している場所において、道路陥没等斜面崩落の可能性が疑われる場合は、直ちに西日本旅客鉄道株式会社に情報提供を行う。

また、次の場合にも、鉄道施設へ被災の可能性があるため、西日本旅客鉄道株式会社へ通報する。

(ア) 鉄道と近接している市の管理施設が事故や落石、火災等により被災した場合

(イ) 住民や警察・消防等から鉄道に近接している場所における事故や落石発生等についての通報があった場合

〈連絡先〉 西日本旅客鉄道（株）岡山支社 施設指令

T E L 086-225-9432

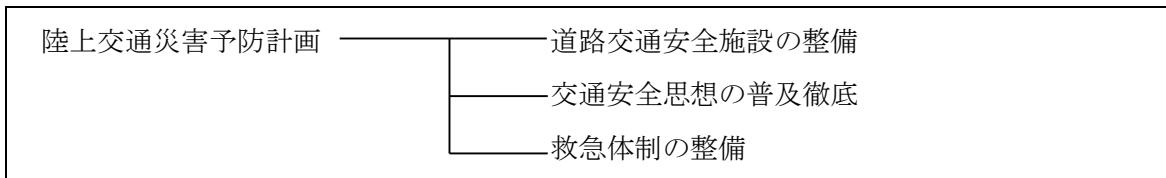
## 第8項 陸上交通災害予防計画

### 1 基本方針

市は、国、県、県警察等に協力して、次の施策を講じる。

## 2 対策

### ●対策の体系



#### (1) 道路交通安全施設の整備

- ア 事故多発危険区域における原因を調査し、道路整備と事故防止施設の整備拡充を図る。
- イ 交通安全施設等の整備事業を推進する。
- ウ 合理的な交通規制を推進するとともに、危険物輸送車両の安全の確保に関する指導を強化する。

#### (2) 交通安全思想の普及徹底

- ア 笠岡市交通安全対策協議会の活動により、交通安全の普及徹底を図る。
- イ 各種報道機関の活用、講習会の実施、広報紙等により啓発宣伝を図る。
- ウ 学校における交通安全教育の普及徹底を図る。

#### (3) 救急体制の整備

- ア 救急業務高度化の整備を図る。
- イ 医療機関との連携を強化し、救急医療体制の整備確立を図る。

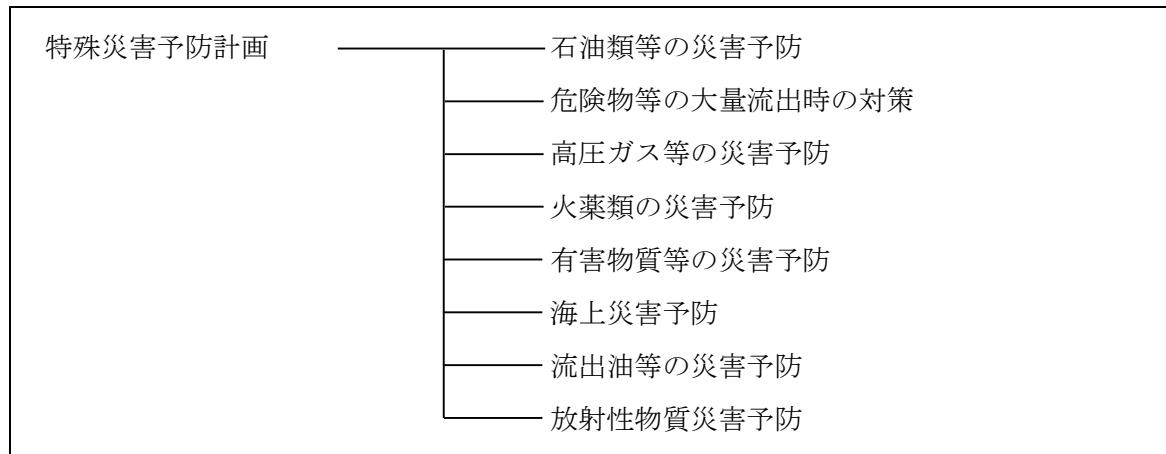
## 第9項 特殊災害予防計画

### 1 基本方針

関係行政機関及び関係事業所等は、危険物等の火災、漏えい、爆発等による災害を防止するため次の対策を講ずる。

## 2 対策

### ●対策の体系



### (1) 石油類等の災害予防

#### ア 危険物災害予防対策

- (ア) 危険物製造所等の所有者、管理者、占有者に対して保安についての指導監督を行う。
- (イ) 必要に応じ立入検査、質問、若しくは危険物に対する規制指導を行う。
- (ウ) 法令の定めによる危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員の責任体制の確立を図る。
- (エ) 危険物取扱関係者に対する保安教育の徹底を図る。

#### イ 危険物輸送対策

- (ア) 容器、積載方法等の技術基準厳守を指導強化する。
- (イ) 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、笠岡地区消防組合、その他関係機関による予防査察及び取締りを行う。

#### ウ 消火薬剤の緊急輸送対策

関係事業所等における消火薬剤の保有状況等の実態を把握するとともに、笠岡地区消防組合の化学消防車、その他化学消防施設の有効利用について、日頃から連絡を密にし、緊急輸送体制の確立を図る。

### <資料1-12 危険物大量保有事業所>

### (2) 危険物等の大量流出時の対策

ア 市は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 市は、危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ 市は関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

### (3) 高圧ガス等の災害予防

ア 事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

イ 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費その他の取り扱いについて、高圧ガス保安法に基づき規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

ウ ボイラー及び圧力容器の製造及び取り扱いについて、労働安全衛生法に基づき岡山労働局が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

### <資料1-13 高圧ガス大量保有事業所>

### (4) 火薬類の災害予防

事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図るとともに、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取り扱いについて、火薬類取締法に基づき岡山県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

### (5) 有害物質等の災害予防

事業活動の事故等により排出した特定物質及び有害ガスにより、人体の健康又は生活環境

に著しい危害を及ぼすことのないよう予防措置を実施する。

#### (6) 海上災害予防

海上災害を防止し、海上交通の確保と安全を図るため、港湾及び漁港等の各種施設、設備の防災構造化に努めるとともに、各種防災資機材の整備を促進する。

#### (7) 流出油等の災害予防

流出油等による災害に備え、笠岡地区消防組合等の関係機関及び水島地区排出油等防除協議会等と密接な連絡をとり、協力体制の推進を図るものとし、オイルフェンス、油処理材等流出油処理用資機材の整備の推進を図る。

#### (8) 放射性物質災害予防

関係機関は、放射性物質による災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を実施するとともに、連携して放射性物質に係る災害予防対策を推進する。

- ア 防災体制の整備
- イ 自主保安体制の整備
- ウ 通信体制の整備
- エ 環境監視体制の整備
- オ 救助体制の整備
- カ 防護用資機材の整備

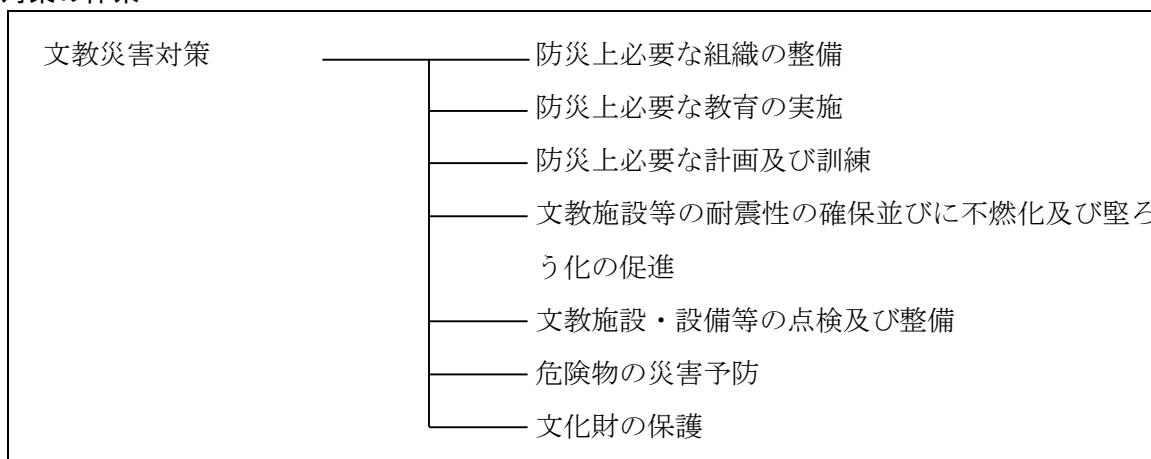
## 第10項 文教災害対策

### 1 基本方針

市（組合）教育委員会等の関係機関は、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他（以下「学校等」という。）の土地・建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

### 2 対策

#### ●対策の体系



### (1) 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

### (2) 防災上必要な教育の実施

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

#### ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家族への防災意識の高揚を図るため、学校、幼稚園において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行いうよう考慮する。

#### イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

#### ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

市は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配付、講習及び研修会等の実施を推進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

#### エ 防災意識の高揚

市は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の高揚を図る。

### (3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り災害時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

#### ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに、市は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所等の施設と市の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

#### イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるように努める。

#### (4) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を推進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講ずる。

#### (5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

#### (6) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

#### (7) 文化財の保護

文化財保護のため、市民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

ア 文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災意識の高揚を図る。

イ 文化財の所有者や管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導・助言を行う。

ウ 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

エ 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。

オ 文化財及び周辺の環境を常に整備する。

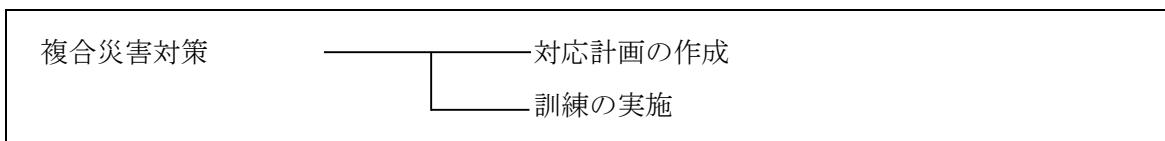
## 第11項 複合災害対策

### 1 基本方針

市は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 対応計画の作成

市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材等の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

#### (2) 訓練の実施

市は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 第4節 要配慮者等の安全確保計画

### 1 基本方針

乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等のいわゆる要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、多数の要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保し周知する。

病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

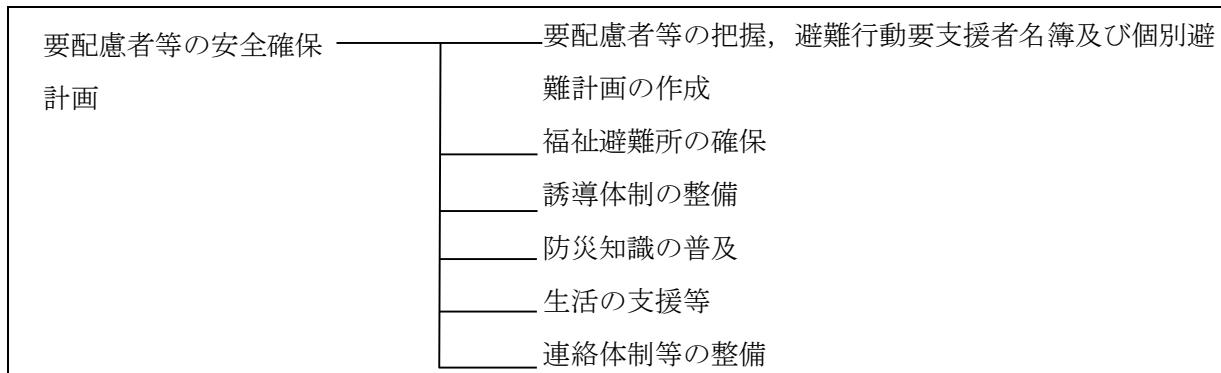
また、社会福祉施設においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から地域と連携することで、要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。

その際、女性の参画の促進に努める。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

ア 災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。

- (ア) 居住地、自宅の電話番号
- (イ) 家族構成
- (ウ) 社会福祉サービスの提供状況

(エ) 報道による情報提供の必要性

(オ) 視覚・聴覚に障がいのある人への適切な情報提供の必要性

(カ) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方  
法

なお、迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。

イ 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者に安否を連絡できるよう、近隣の住民、  
県外の連絡先、近隣の社会福祉施設等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握し  
ておくよう努めるものとする。

ウ 市は、市防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、  
平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。  
また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や  
避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、  
庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿等  
情報の適切な管理に努める。災害時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する  
避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

市は、市防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、  
福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員、地域住民等の避難支援等に携  
わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、  
個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援  
者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切  
に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生  
じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な  
管理に努める。

避難行動要支援者を避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避  
難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法につ  
いてあらかじめ定めるよう努める。

エ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画には、次の事項を記載する。

(ア) 避難行動要支援者名簿

a 氏名

b 生年月日

c 性別

d 住所又は居所

e 電話番号その他連絡先

f 身体等の状況や高齢者区分等避難支援等を必要とする事由

## (イ) 個別避難計画

- a 支援区分の内容
- b 避難支援者
- c 居住建物
- d 避難支援者等関係者となる者
- e 緊急避難場所
- f 緊急時連絡先

オ 市は、市防災計画に定めるところより、避難支援等に携わる関係者に対して、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、個別避難計画を提供する場合には、避難支援実施者の同意も得る。

## (ア) 消防機関

## (イ) 県警察

## (ウ) 民生委員・児童委員

## (エ) 自主防災組織

## (オ) 社会福祉協議会

カ 市は、次に該当する者（社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。）を避難行動要支援者名簿に登録する。

## (ア) 介護保険の要介護認定3～5を受けている者

## (イ) 身体障がい者手帳1・2級の第1種を所持する身体障がい者

## (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者

## (エ) 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者

## (オ) 難病患者

(カ) その他、何らかのハンディキャップにより災害時に自ら避難することが困難で、名簿への掲載を申請した者

## キ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、名簿作成にあたり、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由等の名簿記載事項を関係部局から集約する。

ク 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮  
要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるためには、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

ケ 市は、避難支援等関係者への名簿提供に際し、情報の漏えい防止について十分留意す

るため、次の措置を講ずる。

(ア) 名簿を提供する者の範囲は、避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限る。

(イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人には守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

(ウ) 名簿は厳重に保管するよう指導する。

(エ) 名簿は複製しないよう指導する。

ヨ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議、調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

サ 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

シ 災害時の避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保に配慮する。

## (2) 福祉避難所等の確保

市は、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設及び障がい者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町と連携し、避難所の確保に努める。

さらに、市は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者的心身の状態に応じ、必要な施設整備や資機材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

### (福祉避難所の施設整備の例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置など施設のバリアフリー化

- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備

- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）  
(福祉避難所の物資・器材の確保の例)
- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーテイション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

#### (3) 誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、個別避難計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、要配慮者の避難支援については、福祉部局で整備した避難行動要支援者名簿を基に策定した個別避難計画に基づき、自主防災組織、自治会組織、消防署、消防団、消防支援協力員、福祉関係等と連携し支援に当たる。

#### (4) 防災知識の普及

ア 要配慮者の実状に配慮した知識の普及啓発を行うとともに、社会福祉施設において適切な防災教育が行われるよう指導する。

イ 社会福祉協議会等と連携を取りながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障がい者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在地等の周知、研修等を行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災知識の普及に当たっては、外国人にも配慮することとする。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は災害防止や、災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ、次の内容のマニュアルを作成し、実施する。

(ア) 施設職員・入所者等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制

(イ) 地域住民とともに防災訓練

(ウ) 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくものとする。

#### (5) 生活の支援等

ア 災害時においては、次の事項を含む避難計画に基づき、要配慮者に対する避難所における情報提供等、支援を迅速かつ的確に行う。

(ア) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

(イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

(ウ) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

(エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

(オ) 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とするものに対する当該食料の確保・提供に関する事項

(カ) 指定避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障がい者トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

(キ) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

(ク) 避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所、社会福祉施設・医療機関等への第2次避難を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

イ 住民は、自治会、町内会、民生委員・児童委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等、要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

ウ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、県および市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

#### (6) 連絡体制等の整備

社会福祉施設においては、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

## 第5節 防災対策の整備・推進計画

### 第1項 緊急物資等の確保計画

#### 1 基本方針

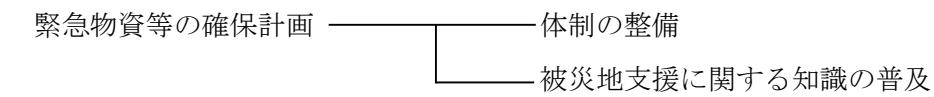
大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



##### (1) 体制の整備

市は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

県及び市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指

定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

(2) 被災地支援に関する知識の普及努める。

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する意識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

## 第2項 被災者等への的確な情報伝達活動

### 1 基本方針

被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

### 2 体制整備

市は、市町村防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

市は、報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、ニアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組の円滑な運用・強化を図る。

市及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報の大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

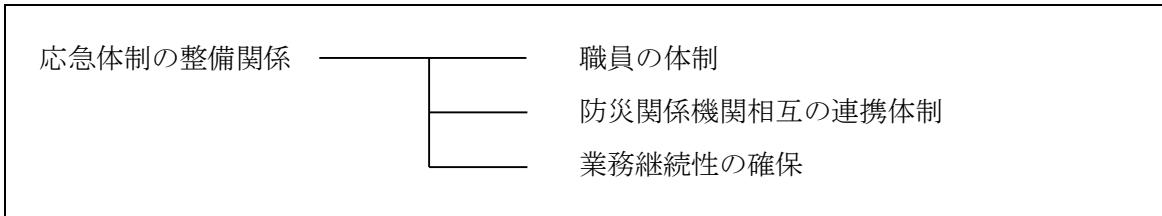
## 第3項 応急体制の整備関係

### 1 基本方針

災害時における迅速な初動体制の確立、その後の災害応急活動体制及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施について所要の整備を図る。

## 2 対策

### ●対策の体系



#### (1) 職員の体制

ア 市は、実情に応じ、収集基準及び収集対象者の明確化、連絡手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努める。

イ 市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ市町村等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、市等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

イ 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進し、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な

準備を整えておく。

エ 市は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

オ 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

カ 県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

キ 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

ク 県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

ケ 市は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

コ 市は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。

サ 市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

### (3) 業務継続性の確保

ア 市、その他防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継

続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（B C P）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練、研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（B C P）の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎及び各支所の庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

ウ 市は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

エ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

### 第3章 災害応急対策計画

計 画	事 項	頁
第1節 組織計画		79
第1項 笠岡市防災組織計画		79
第2項 笠岡市災害対策本部		83
第2節 災害情報通信計画		86
第1項 予報及び警報等の種別		86
第2項 伝達系統及び実施方法		94
第3項 災害情報通報計画		96
第4項 災害通信計画		114
第5項 災害広報計画		115
第3節 応援, 派遣, 雇用計画		118
第1項 自衛隊派遣要請計画		118
第2項 その他の応援雇用計画		126
第4節 水防計画		129
第5節 消防計画		130
第1項 組織計画		130
第2項 消防施設		131
第3項 消防活動計画		131
第4項 動員計画		134
第6節 避難計画		136
第7節 罹災者救助保護計画		151
第1項 災害救助法の適用		151
第2項 食料供給計画		154
第3項 飲料水供給計画		157
第4項 衣料品等生活必需物資供給計画		158
第5項 応急住宅計画		159
第6項 障害物除去計画		162
第7項 清掃計画		163
第8項 医療, 助産計画		164
第9項 罹災者救出計画		167
第10項 遺体, 行方不明者捜索及び収容埋葬計画		168

第 11 項 防疫計画	171
第 12 項 災害弔慰金の支給並びに援護資金等の貸付計画	173
第 13 項 生業資金等貸付け	175
第 14 項 災害義援金募集配分計画	176
第 8 節 公益事業対策	178
第 9 節 文教対策	180
第 1 項 児童生徒等の安全措置	180
第 2 項 教材、学用品等の支給	181
第 3 項 教育施設の確保	183
第 4 項 社会教育施設の保護	184
第 5 項 学校運営	185
第 10 節 交通輸送計画	186
第 1 項 道路交通対策	186
第 2 項 輸送対策	187
第 11 節 危険物施設等災害対策	190
第 12 節 放射性物質災害対策	193
第 13 節 海上流出油等及び海上災害対策	195
第 14 節 雪害対策	196
第 15 節 集団事故総合救急体制計画	198
第 16 節 航空機事故による災害対策	201
第 17 節 大規模な火災対策（消防）	203
第 18 節 ボランティアの受入、活動支援計画	205

## 第1節 組織計画

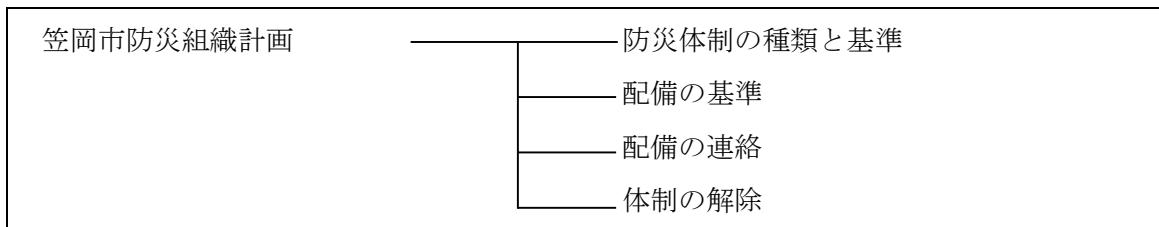
### 第1項 笠岡市防災組織計画

#### 1 基本方針

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市は速やかに活動体制を整備する。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



##### (1) 防災体制の種類と基準

災害の発生が予想される場合、又は、災害が発生した場合において防災活動を推進するため、笠岡市が採るべき体制は、注意体制、警戒体制及び非常体制（第1次非常体制、第2次非常体制）とし、次の基準によるものとする。

種類	時期	配備内容
注意体制	1 市域に大雨、洪水、高潮又は津波の各注意報のひとつ以上が発表されたとき。 2 市域に大雪警報が発表されたとき。 3 河川水位が水防団待機水位に達し、なお上昇を認めるとき。（小田川においては井原観測所での水位を参考） 4 その他市域に大規模な災害が発生するおそれがあり市長の指示があったとき。	危機管理部員が、主として情報収集連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。

警戒体制	1 市域に暴風、大雨、洪水、高潮又は津波の各警報のひとつ以上が発表されたとき。	1 災害応急対策に関係ある部課の必要人員を配置し、情報収集・連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制とする。
	2 河川水位が氾濫注意水位に達し、更に上昇を認めるとき。（小田川においては井原観測所での水位を参考）	2 状況により緊急実働班を招集する。
	3 市域に震度4以上の地震が発生したとき。	
	4 局地豪雨、豪雪、大規模な火事、爆発その他重大な事故が発生したとき。	
	5 その他市域に大規模な災害が発生又は切迫し、市長の指示があったとき。	
第一次	1 市域に大規模な災害が発生したとき、又は災害対策を緊急実施する必要があるとき。	1 各部は、市災害対策本部規程に基づき市本部長の指示命令により所掌の防災活動を実施する。
	2 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。	2 関係行政機関・公共機関・団体等との相互連携を密にし、必要な協力・援助を要請する。
	3 市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。	3 各部の動員配備は、状況に応じ、市本部が指示する。
第二次	1 発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき。 2 市の全域にわたって災害が発生する危険があるとき。	市本部長は、各機関・団体等と協力し、市の全力をもって防災活動に当たるほか、県警察及び自衛隊の援助、出動を要請する。

## (2) 配備の基準

体制	配備機関の一般的基準		備考
	本庁機関	出先機関	
注意体制	危機管理部 危機管理課長		危機管理部職員での応急対応（個別で応急対応設定の部署含む）とし、注意報が長引き災害発生のおそれが生じた場合は、速やかに警戒体制に移行する。

警戒体制	政 策 部	企画政策課 秘書課 定住促進センター 協働のまちづくり課	各出張所 (職員全員)	一般的基準のほか、各班に班長及び副班長として部長級・課長級等2名を配置する。
	会計管理部	会計課		災害の状況に応じ、さらに増員を必要とするときは、班長がこれを決めて配備を命ずる。
	総 務 部	人事課 財政課 税務課 収納対策課		消防団員は、警戒に当たる。
	市民生活部	市民課 環境課 人権推進課		
	健康福祉部	地域包括ケア推進室 病院建設推進室 地域福祉課 長寿支援課 健康推進課		
	こども部	子育て支援課 こども育成課		
	建 設 部	都市計画課		
	産 業 部	農政水産課 商工観光課 ふるさと寄附課		
	教 育 部	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ推進課 学校給食センター		
	協 力 部	議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員事務局		
非常体制		災害対策本部規程に掲げる		市本部設置 (配備要員は主管部長が決める。)

(注意) ○ 配備要員はあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備の体制を確立しておくものとする。

- 警戒体制は7班編成、緊急実働班は2班体制とする。

#### (3) 配備の連絡

##### ア 勤務時間中における配備の連絡

- (ア) 危機管理部長は、防災体制をとったときは、関係部長に対して配備決定の指示を行うとともに、庁内放送等により、全職員に対して、その旨を連絡する。
- (イ) 危機管理課は、消防本部へその旨を連絡する。
- (ウ) 対策関係課は、それぞれの所管する関係出先機関へ、その旨を連絡する。

##### イ 勤務時間外及び休日における配備の連絡

###### (ア) 配備前における連絡

- ① 宿日直者は、県（危機管理課）、西日本電信電話株式会社等から、市防災計画に定める配備体制に該当する注意報、警報等の通報があった場合には、情報受信連絡票に記録し、消防本部へ連絡するとともに、危機管理課長へ連絡し指示を受ける。
- ② 宿日直者は、指示により関係配備要員へ招集連絡する。
- ③ 配備要員は、招集連絡を受けたときは、直ちに登庁し、登庁した旨を危機管理部長に告げるとともに、所定の業務に着手する。
- ④ 配備要員は、勤務時間外において災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、すんで関係方面へ連絡をとり、所定の配備につくよう努めなければならない。

###### (イ) 配備中における連絡

###### ① 警戒体制への移行

副市長から、警戒体制への移行の指示があったときは、危機管理部長が関係配備要員に登庁の連絡をすると同時に、その旨消防本部へ連絡する。

###### ② 非常体制への移行

危機管理部長は、各部長に対して非常体制をとる旨の連絡をする。

部長は、関係課長に連絡し、職員の登庁を指示する。

###### (ウ) 連絡方法

- ① 配備が指示されたときは、電話等の方法により、その内容を迅速かつ正確に伝達する。
- ② 特に緊急配備を必要とするときは、庁用自動車により配備要員の所在場所から、配備場所へ移行などの措置をとる。

#### (4) 体制の解除

注意体制又は警戒体制の原因となった気象予報が解除されるなど、災害発生のおそれがなくなったときは、危機管理部長は、関係部と協議のうえ、注意体制及び警戒体制を解除するとともに関係課へこの旨を連絡する。

## 第2項 笠岡市災害対策本部

### 1 基本方針

市長は、災害対策基本法及び笠岡市災害対策本部条例に基づき、笠岡市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するため市本部を設置する。

### 2 対策

#### ●対策の体系



<条例協定等2－2 笠岡市災害対策本部条例>

<条例協定等2－3 笠岡市災害対策本部規程>

#### (1) 設置及び廃止の基準

##### ア 市本部の設置

- (ア) 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、又は高潮、津波の警報が発表され、大規模な災害の発生が予測され総合的な対策を実施する必要があるとき。
- (イ) 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (ウ) 市に大規模な地震、火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。
- (エ) 市域に有害物質、放射性物質等が大量に放流出したとき、又はこれにより複合災害を誘発するおそれがあるとき。
- (オ) 多数の死傷者を伴う列車、自動車等の交通事故及び船舶、航空機事故等の重大事故が発生し、緊急対策を実施する必要があるとき。

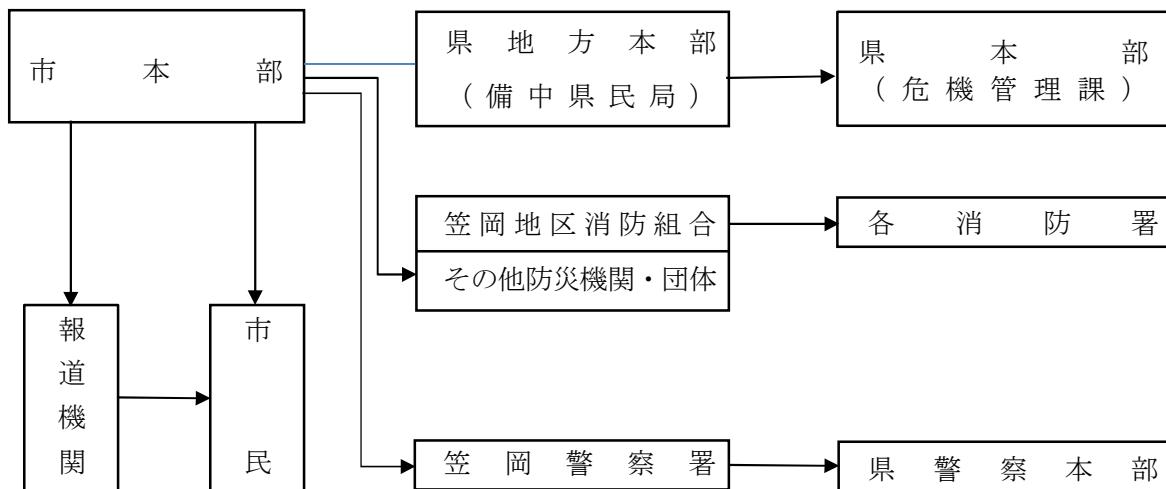
##### イ 市本部の廃止

予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策が概ね完了したと認めるとき。

##### ウ 市本部の設置又は廃止の公表

市本部を設置し、又は廃止したときは公表するとともに、関係機関に通報する。

公表の伝達系統図



## (2) 任 務

市本部は、次に掲げる災害予防の措置及び災害応急対策を実施するものとする。

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 災害対策の連絡調整に関すること。
- ウ 水防、その他災害の応急対策に関すること。
- エ 災害救助、その他民生安定に関すること。
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- カ 応急教育に関すること。
- キ その他災害の発生の防御、又は拡大の防止のための措置に関すること。

## (3) 市本部会議

市本部長は、市本部の運営並びに災害対策の調整及び推進について協議するため、市本部を設置したとき及びその他必要と認めるときに市本部会議を招集する。

- ア 市本部会議は、市本部長、副本部長、各部長をもって構成する。ただし、必要により関係機関の代表者の参画を要請する。
- イ 市本部会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。
  - (ア) 市本部体制の配備及び廃止に関すること。
  - (イ) 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること。
  - (ウ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
  - (エ) 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。

## (4) 市本部室設置と運営

- ア 市本部室の設置

市本部が設置されたときは、市本部会議の庶務、市本部の総括的業務を処理するためには、市本部室を置く。

市本部室は、市本部長が別に定める場所に設け、その運営管理は危機管理課が担当する。

イ 幹部の常駐

市本部長は、必要と認めるときは、副本部長又は各部長の中から指名し、市本部室に常駐させる。

ウ 本部連絡員及び本部要員の配備

各部（班）長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し、市本部室に出向させ、災害情報の把握整理、各部班に対する連絡、通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動に当たらせる。

エ 防災関係機関は、必要に応じ連絡員を市本部室に派遣する。

（5）現地対策本部

被害現場において対策を講ずる必要があるときは、笠岡市災害対策本部規程第10条により現地対策本部を設置する。

（6）複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、市本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

市本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

## 第2節 災害情報通信計画

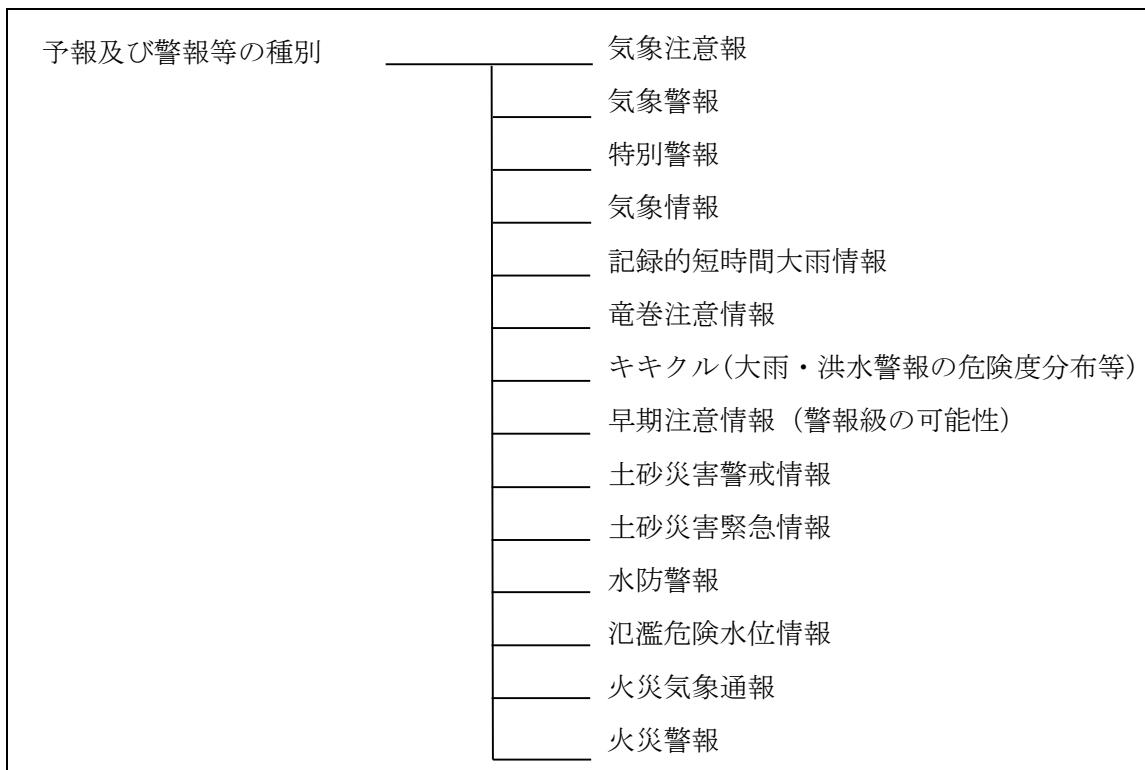
### 第1項 予報及び警報等の種別

#### 1 基本方針

災害に際し、防災対策の適切な実施を図るため防災関係及び市民に迅速かつ確実に伝達すべき予報及び警報等は次の種別とし、速やかに市民、関係機関に伝達する。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



##### (1) 気象注意報

強風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため発表するものである。

大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル2。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

##### (2) 気象警報

暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため発表するものである。

高潮警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

### (3) 特別警報

暴風、大雨、高潮、波浪等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大限の警戒を呼びかけるため発表するものである。

大雨特別警報は何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

### (4) 気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。

### (5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

### (6) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

## (7) 大雨・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害） の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「危険」（紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p>※「切迫」（黒）：警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域の絞り込みに活用</p>
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の 危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

## (8) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、

2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

#### (9) 土砂災害警戒情報

気象業務法及び災害対策基本法並びに土砂災害防止法に基づき、大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が厳重な警戒を呼びかける必要性を協議のうえ、共同で発表するものである。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。

#### (10) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

#### (11) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するものである。

#### (12) 沔濫危険水位情報

水防法に基づき知事が定めた「水位周知河川」において、洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位に、当該河川水位が達したときに、関係県民局長が関係機関にその旨通知するものである。

#### (13) 火災気象通報

消防法に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。

#### (14) 火災警報

消防法に基づき、市長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

### 岡山地方気象台から発表される注意報・警報・特別警報の基準（笠岡市）

#### 1 気象注意報の種類及び発表基準

気象現象が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるために発表するものである。大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル2。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

岡山地方気象台が笠岡市に発表する注意報の種類（笠岡市の発表基準は別表1のとおり）

注意報の種類	概要
注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのある

		るときに発表される。
霜注意報		霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には4月以降の晩霜で農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報		低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
着氷注意報		著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報		融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。

## 2 気象警報の種類及び発表基準

気象現象が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるために発表するものである。高潮警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

岡山地方気象台が笠岡市に発表する注意報の種類（笠岡市の発表基準は別表1のとおり）

警報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による

		重大な災害が上げられる。
大雪警報		大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報		暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報		雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪警報		高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(別表1)

警報・注意報発表基準一覧表

笠岡市	府県予報区	岡山県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	井笠地域	
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指數基準	1 3
	(土砂災害)	土壤雨量指數基準	1 0 1
	洪水	流域雨量指數基準	小田川流域= 2 8 . 2
		複合基準※ 1	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	2 0 m / s 海上 2 5 m / s
		陸上	2 0 m / s 雪を伴う 海上 2 5 m / s 雪を伴う
	暴風雪	平均風速	2 0 m / s 雪を伴う 海上 2 5 m / s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 1 0 cm
	波浪	有義波高	2 . 5 m
	高潮	潮位	3 . 1 m
注意報	大雨	表面雨量指數基準	8
		土壤雨量指數基準	8 1

洪水	流域雨量指數基準	小田川流域 = 22.5			
	複合基準※1	—			
	指定河川洪水予報による基準	—			
強風	平均風速	陸上	12m/s		
		海上	15m/s		
風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う		
		海上	15m/s 雪を伴う		
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm			
波浪	有義波高	1.5m			
高潮	潮位	2.4m			
雷	落雷等により被害が予想される場合				
融雪					
濃霧	視程	陸上	100m		
		海上	500m		
乾燥	最小湿度 35% で実効湿度 60%				
なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 12°C 以上又はかなりの降雨※2				
低温	最低気温 -3°C 以下※3				
霜	4月以降の晩霜 最低気温 2°C 以下				
着氷					
着雪	24時間降雪の深さ：平地 10cm 以上、山地 30cm 以上 気温：-1°C～3°C				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm			

※1 (表面雨量指數、流域雨量指數) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。

※3 気温は岡山地方気象台の値。

### 3 気象等に関する特別警報の発表基準

気象現象が原因で、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が最大級の警戒を呼びかけるために発表するものである。大雨特別警報は災害がすでに発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 (参考) 雨に関する笠岡市の 50 年に一度の値 ◆気象庁ホームページに市町村毎で掲載 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf</a>
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した実感的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

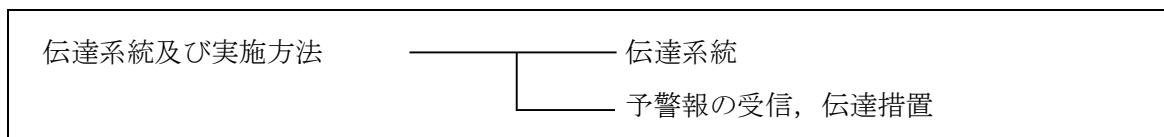
## 第2項 伝達系統及び実施方法

### 1 基本方針

予報警報の連絡系統を次のとおり定め、迅速に行えるように普段から努める。

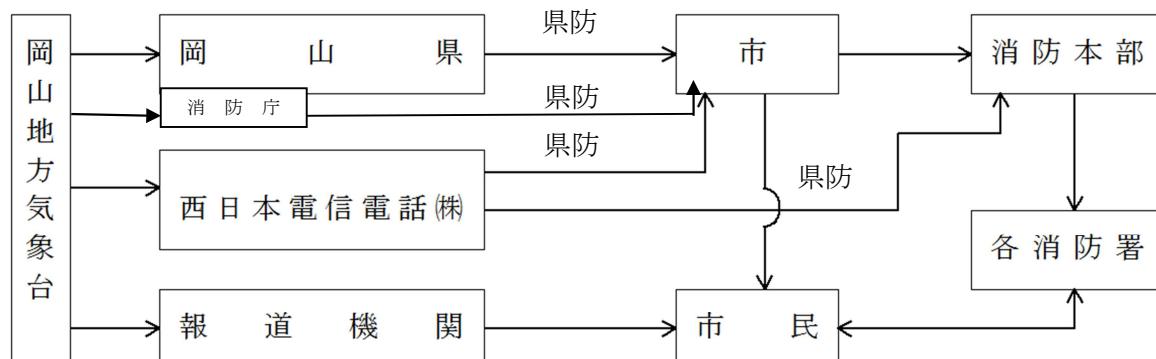
### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 伝達系統

##### ア 気象予警報等



(注) 1 県が市町村へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。

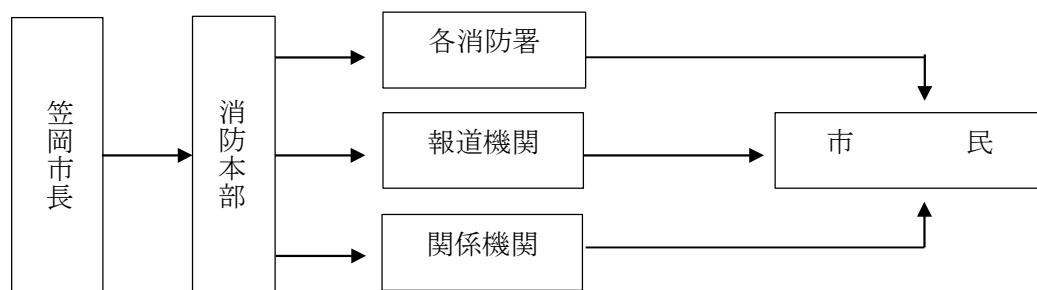
2 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。

3 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。

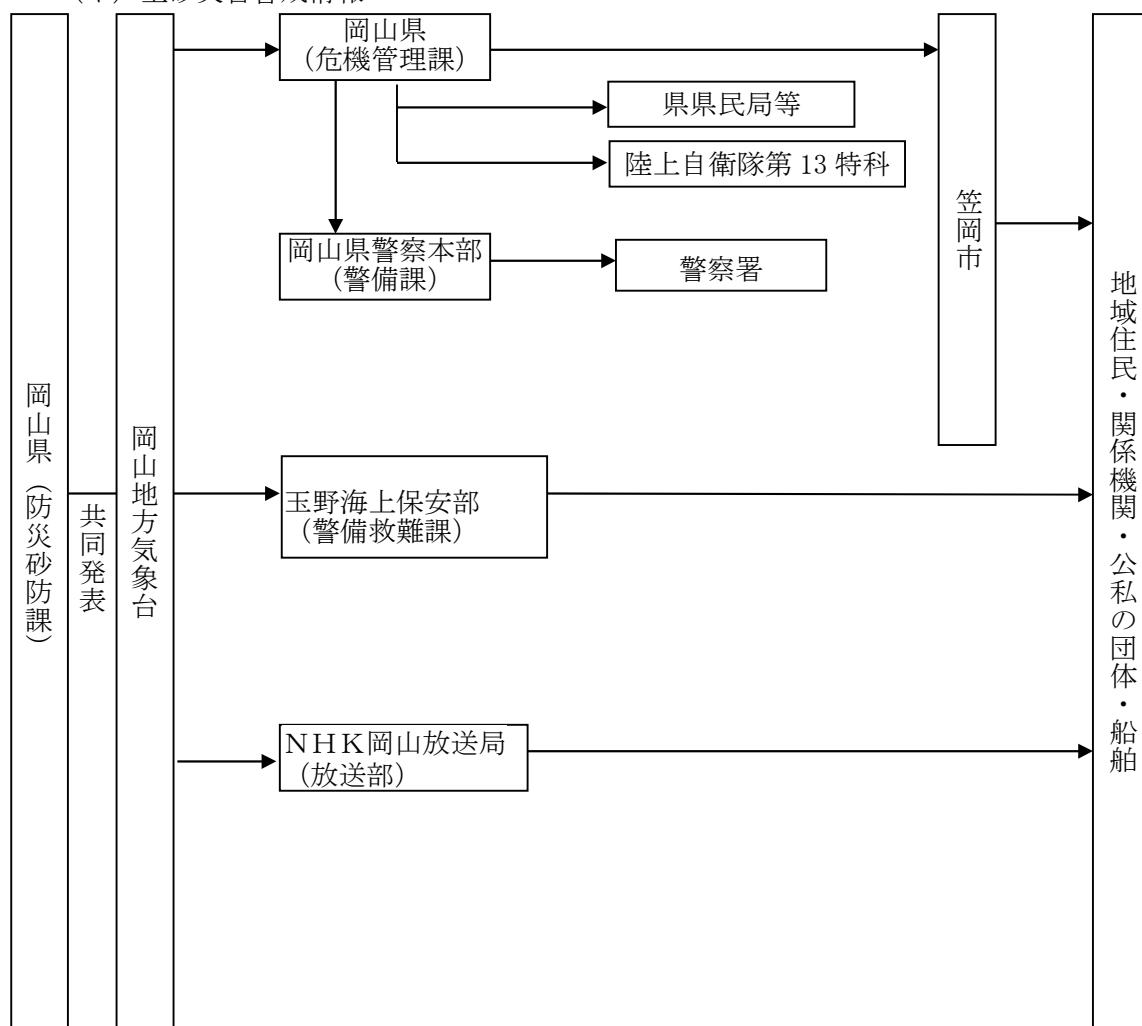
〔県防〕は岡山県防災情報ネットワークの略称

#### イ 火災の警報等

##### (ア) 火災注意報、火災警報



##### (イ) 土砂災害警戒情報



(注) N H K 岡山放送局へは、夜間等の代行により N H K 広島放送局へ伝達する場合がある。

## (2) 予警報の受信、伝達措置

### ア 勤務時間内

国県等の各機関からの各種予警報、情報、対策通報は総務部総務課（市本部設置後は総務班）が受信し、情報受信連絡票へ記録した後、危機管理課へ連絡する。危機管理課は、受信した情報を消防本部へ連絡し、必要に応じて関係部課、消防団及び関係団体等に連絡するとともに、庁内放送等により、全職員に周知させる。

### イ 勤務時間外

配備前は、宿日直者が受信し、情報受信連絡票に記録した後、消防本部へ連絡するとともに、危機管理課長に連絡する。連絡を受けた危機管理課長は、必要に応じて関係各課に連絡するなどの措置をとる。

### ウ 一般市民への伝達

市民に対する伝達については、必要に応じて消防団、情報連絡員、関係団体に連絡し、周知を図るとともに、企画政策課（班）は、広報車、有線放送等、出来るだけ多くの手段を用いて周知を図るほか、報道機関の協力を要請する。

## 第3項 災害情報通報計画

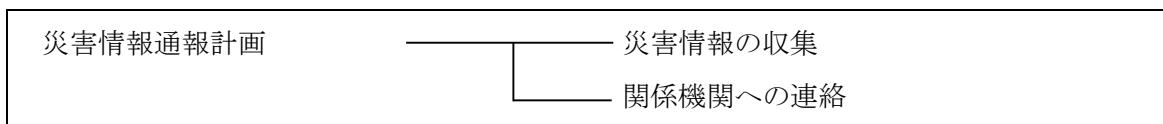
### 1 基本方針

災害情報及び被害状況の収集・伝達は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものである。

県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

### 2 対策

#### ●対策の体系



## (1) 災害情報の収集

県及び市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報をを利用して被害規模の把握を行う。県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図る。

#### ア 一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問合せに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。

#### イ 異常現象発見者の通報

災害発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報し、市長は、直ちに関係機関に通報する。

また、国、県及び市は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

#### ウ 情報連絡員の通報

(ア) 現地における災害の状況等を把握するため、本市を15地区に区分し、それぞれの地区に複数の情報連絡員を置く。

(イ) 情報連絡員は、行政協力委員、消防団員等のうちから、常時連絡可能な者を選任する。

(ウ) 情報連絡員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制下において、地区内の危険箇所の状況把握を行うとともに、随時巡回を行うなどして、地区内の災害の状況の推移に注意し、行政協力委員、消防団員等との連絡を密にし、情報を収集する。

(エ) 災害が発生した場合又は異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、総務課に通報する。

#### エ 消防団関係

(ア) 消防団員は常時地区内の状況を把握するとともに情報連絡員等との連絡を密にする。

(イ) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては、地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。

(ウ) 災害が発生した場合又は通報を受けた場合は、その状況を調査し、直ちに所定の方法により、総務課へ通報する。

(エ) 各部（各班）は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、随時総務課に連絡する。

なお、収集すべき情報は概ね次のとおりとする。

##### ① 人的被害

- ・ 市民
- ・ 児童、生徒、市施設への来所者、入所者、職員等

② 物的被害

- ・ 庁内（本庁舎、出先機関）、消防署等の防災機関施設
- ・ 学校、文化、体育施設、福祉施設等の公共施設
- ・ 河川、海岸、がけ等
- ・ 住家、商業施設、農林水産業施設、危険物取扱施設等

③ 機能被害

- ・ 上水道、下水道、電力、ごみ処理施設等の生活関連機能
- ・ 道路、鉄道、電話、放送等の交通通信機能
- ・ 医療、保健衛生機能

(オ) 総務課は、情報連絡員、各部（各班）、消防団、その他からの情報連絡を確実に受領整理し、危機管理部長に報告するとともに、関係各部各班長に通報するものとする。危機管理部長は、総務課からの報告を部員に周知する。

(カ) 危機管理課は、県及び関係機関と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

オ 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

カ 応急対策活動状況について市は、活動の状況、市本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。

(2) 関係機関への連絡

ア 発災直後において、市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ報告する。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

また、県においては、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概略的な情報を把握し、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。なお、消防庁に報告するに当たっては、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、その第一報を報

告する。

イ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡を行う。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携の下、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

ウ 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

エ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

オ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

カ 災害対策基本法第53条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は次のとおりである。市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

(ア) 県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

(ウ) (ア) 又は(イ)になるおそれのある災害

キ 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区分 回線別		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 49102
	F A X	(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 49036
地域衛生通信 ネットワーク	電話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

a 一般基準

- (a) 災害救助法の適用基準に関するもの
- (b) 県又は市が災害対策本部を設置したもの
- (c) 災害が2県以上にまたがるもので一の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (d) 気象業務法第13条の2に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの
- (e) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

b 個別基準

次の災害についてはaの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (a) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (b) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (c) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

c 社会的影響基準

a 一般基準、b個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

ク 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

ケ 応急対策活動状況について市は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村へ連絡する。

また、県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を隨時連絡する。

コ 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

伝達の対象となる被害		伝達内容等
(ア) 災害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式1-1及び1-2によること。
(イ) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式2によること。 様式3によること。
公 共 施 設 被 害	(ウ) 河川被害 (エ) 海岸被害 (オ) 貯水池・ため池被害 (カ) 砂防被害 (キ) 治山被害 (ク) 港湾及び漁港施設被害 (ケ) 道路施設被害 (コ) 鉄軌道施設被害 (サ) 電信電話施設被害 (シ) 電力施設被害 (ス) ガス施設被害 (セ) 水道施設被害 (ソ) 下水道施設被害 (タ) 都市公園等施設被害 (チ) 公営住宅等被害	様式4によること。
そ の 他	(ツ) 商工関係被害等 商工関係被害 観光関係被害	様式5によること。 様式6によること。
	(テ) 林野火災被害	様式7によること。
	(ト) 社会福祉施設被害	様式8によること。

(注) 1 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

2 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

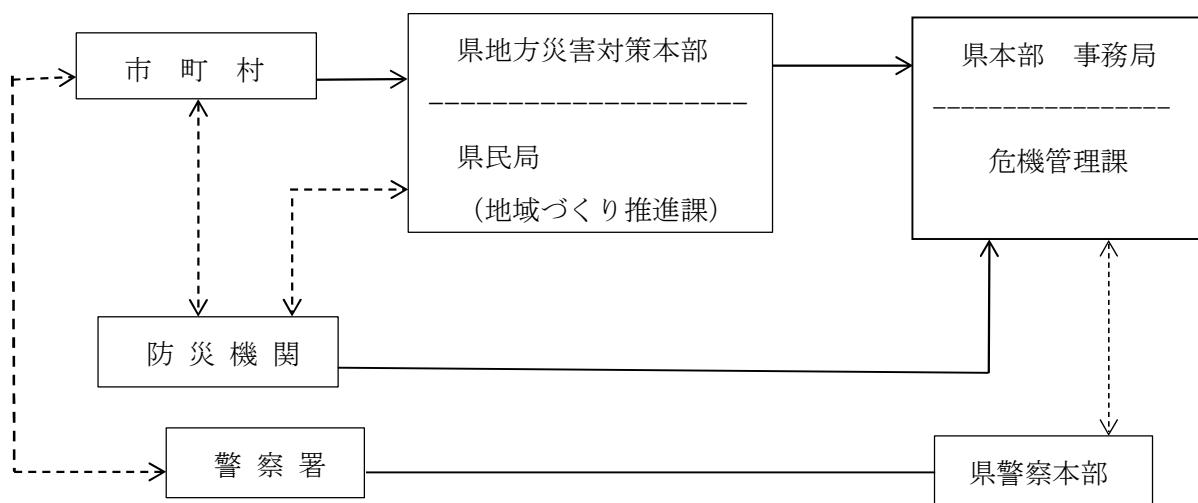
#### サ 報告の系統

報告の系統は、災害及び報告の種類に応じ次による。

##### (ア) 災害発生状況報告等

- ・県本部が設置されたとき。
- ・市本部が設置されたとき。
- ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

- ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。

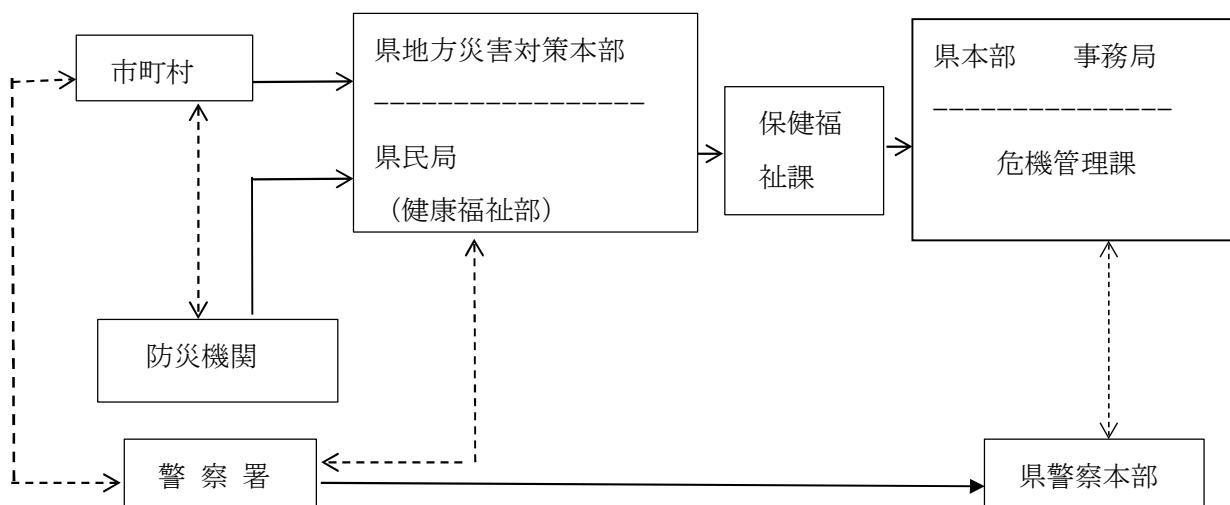


(注) —— 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

※災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。

#### (イ) 人的被害、住家被害等

- ・県本部が設置されたとき。
- ・市本部が設置されたとき。
- ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。



(注) —— 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

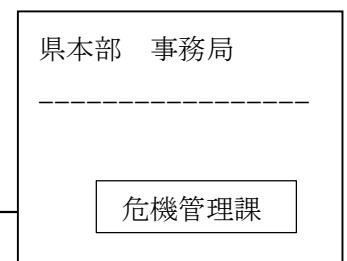
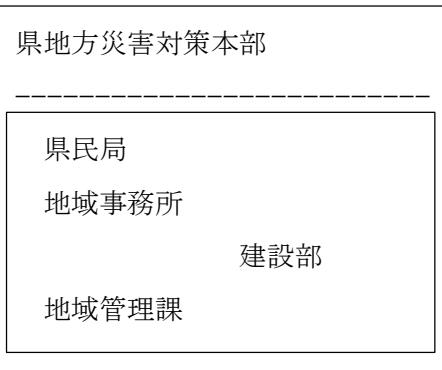
## (ウ) 河川被害

県本部又は市本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（河川堤防の破堤又は越水）が発生したとき及び応急復旧したとき。

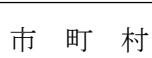
- ・一級河川（国管理）について



- ・一級河川（県管理）・二級河川について



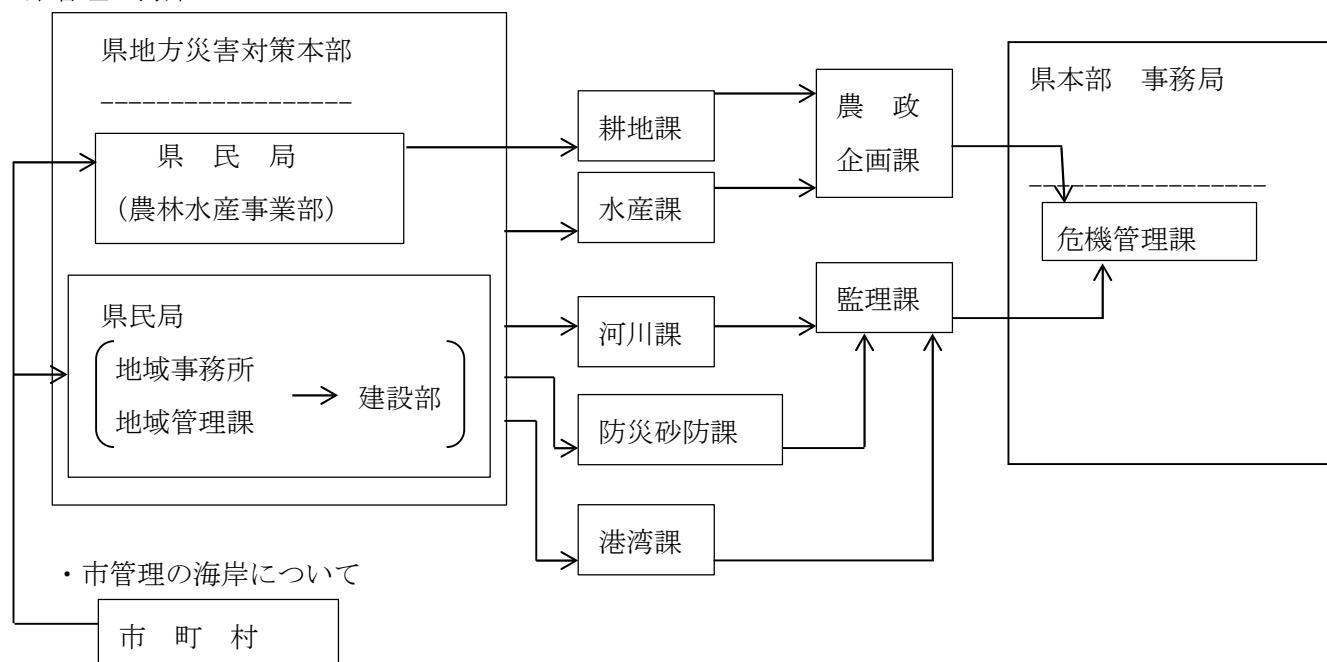
- ・準用河川等（市管理）について



## (エ) 海岸被害

岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（海岸堤防の破堤又は溢水）が発生したとき及び応急復旧したとき。

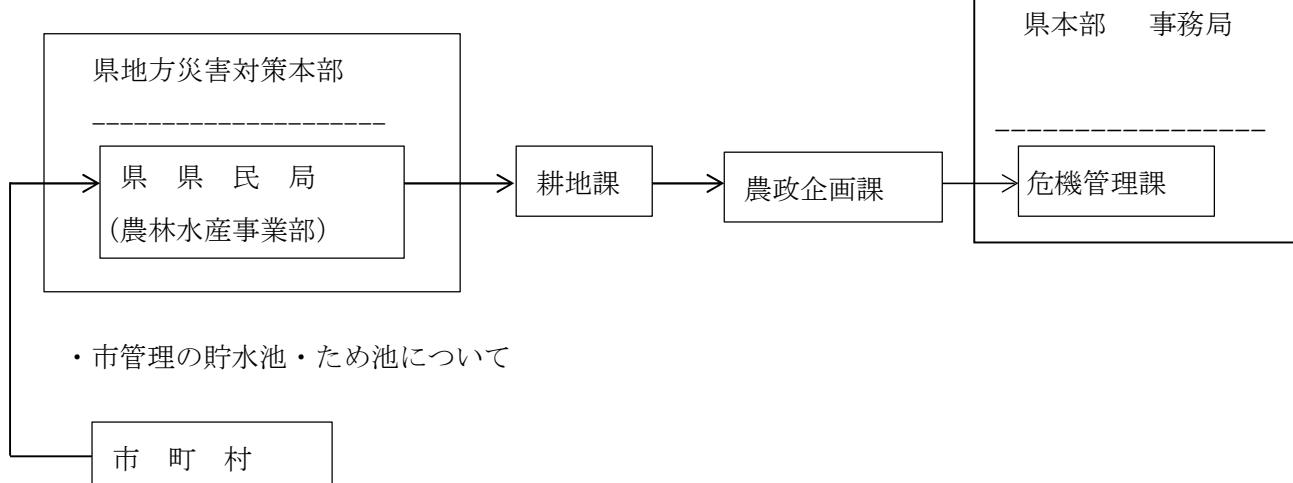
## ・県管理の海岸について



## (オ) 貯水池・ため池被害

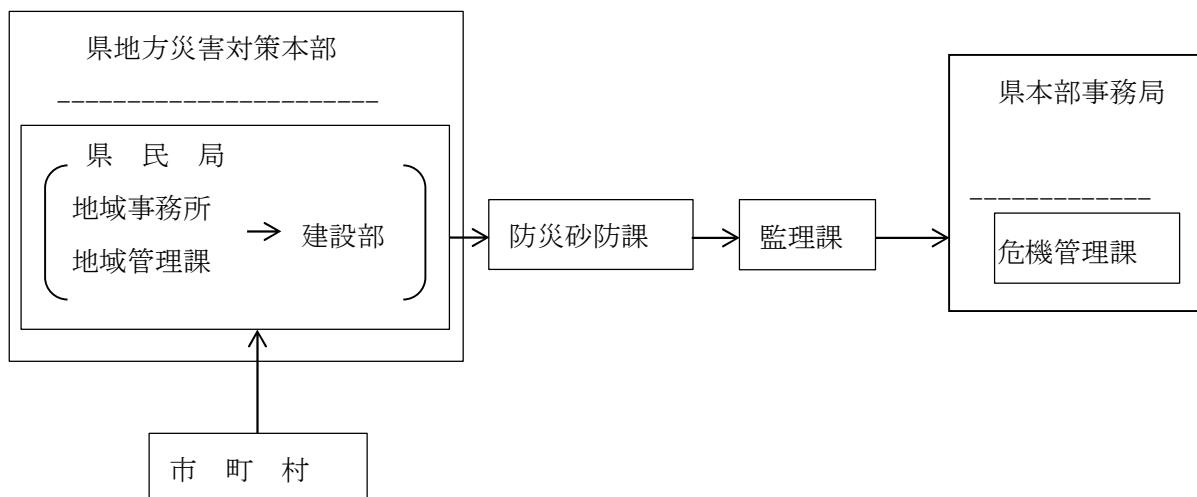
県本部又は市本部が設置された場合や、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（堰堤本体の決壊による家屋被害又は余水吐若しくはゲートの損壊による家屋浸水）が発生したとき及び応急復旧したとき。

## ・県管理の貯水池について



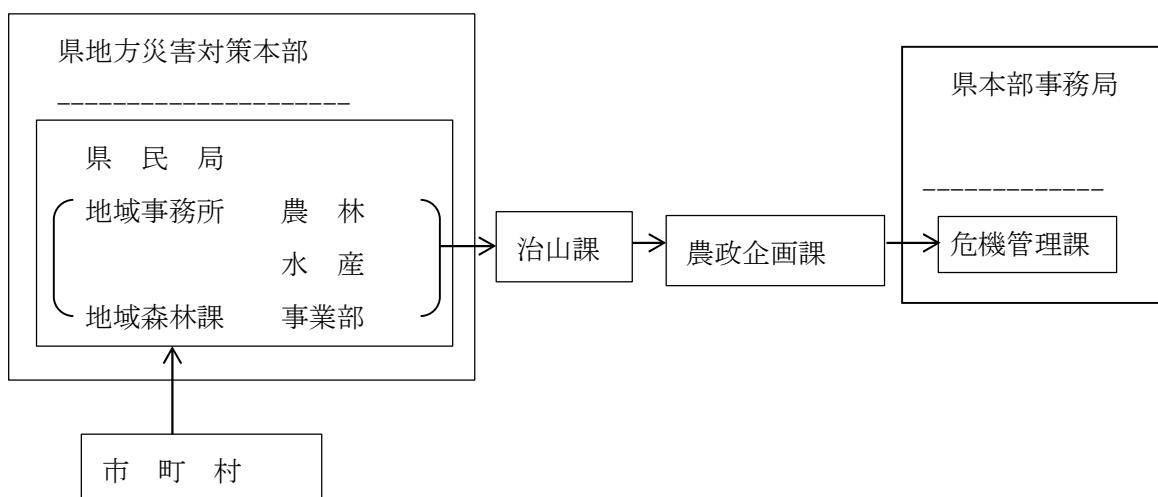
## (カ) 砂防被害

- ・県本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。
- ・急傾斜地の崩壊（がけ崩れを含む。）地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。



## (キ) 治山被害

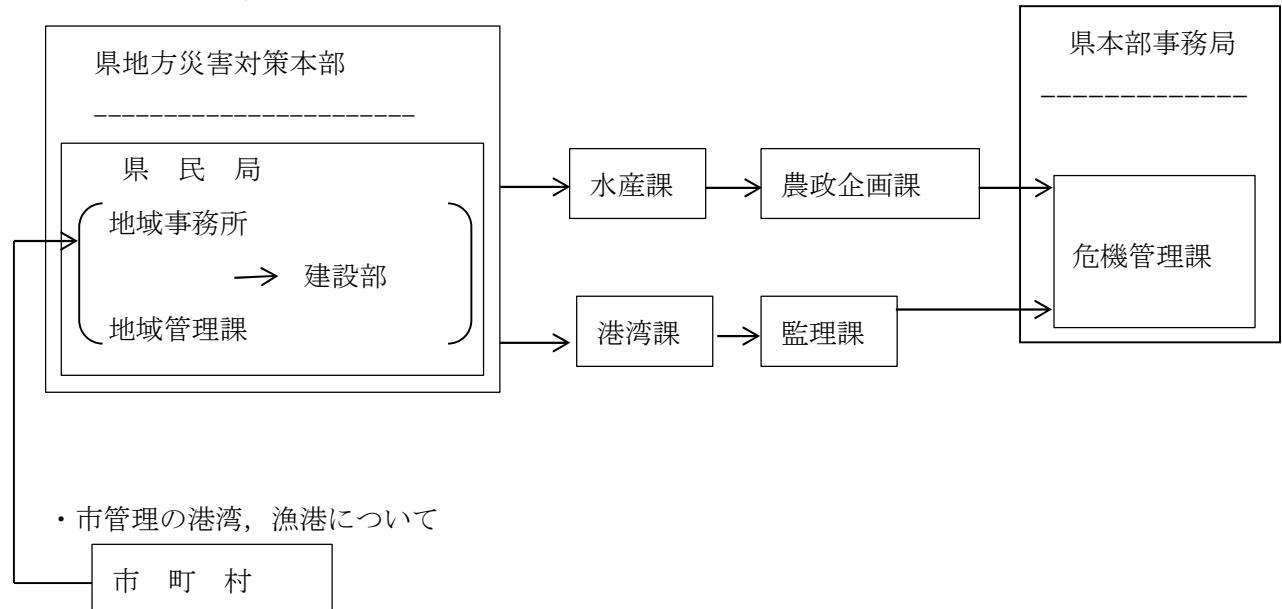
県本部又は市本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共施設に被害があったとき。）が発生した時及び応急復旧したとき。



## (ク) 港湾及び漁港施設被害

県本部又は市本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（岸壁、泊地、航路、交通施設及び陸上施設の被害による船舶の航行、接岸及び物資の輸送の不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。

- ・県管理の港湾、漁港について

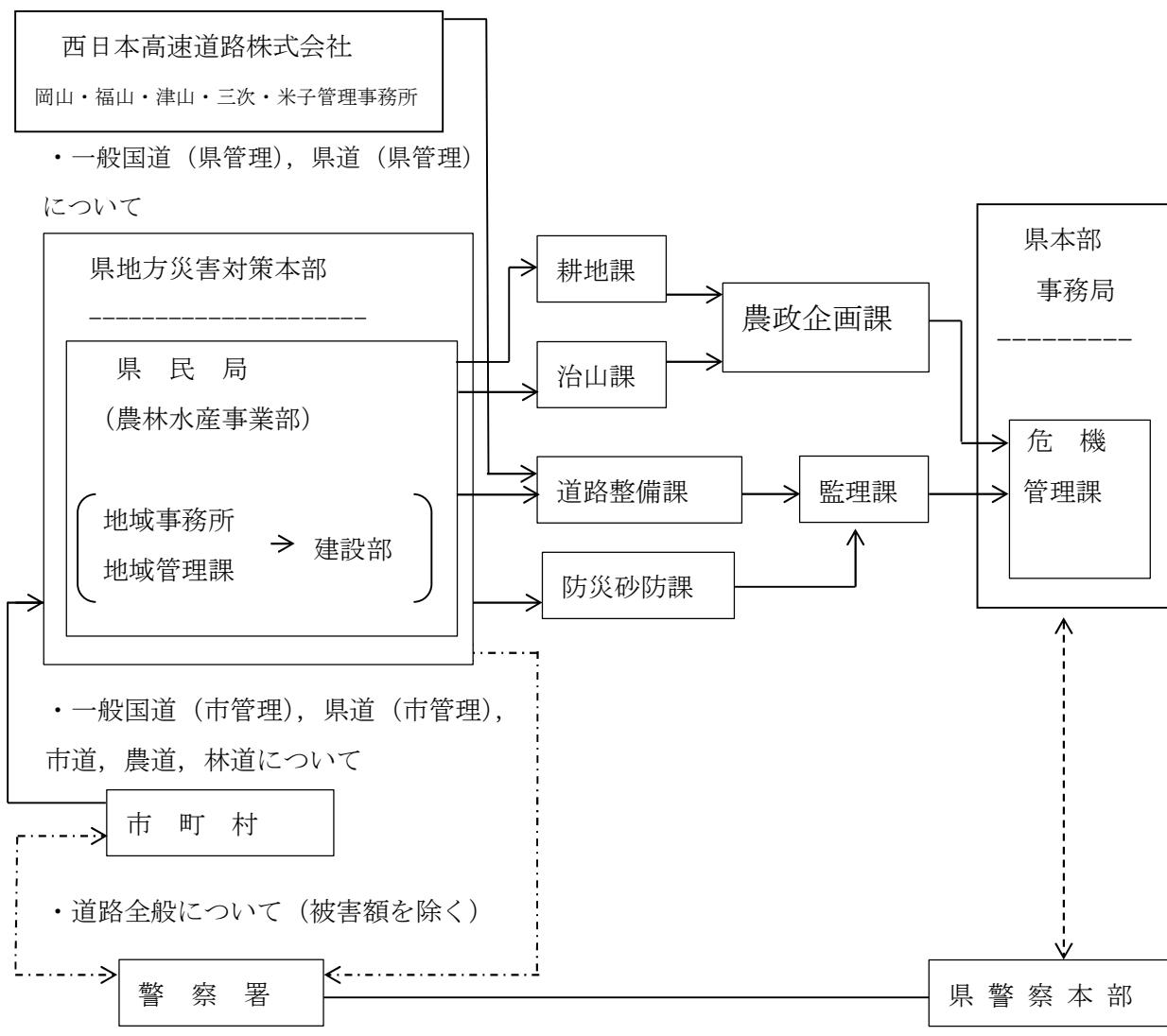


- ・市管理の港湾、漁港について

## (ヶ) 道路施設被害

県本部又は市本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水助の暫定措置に関する法律に該当する程の災害が発生した場合で、重大な被害（通行規制を伴う程度のもの）が発生したとき及び応急復旧したとき。

- ・高速道路（西日本高速道路株式会社管理）について



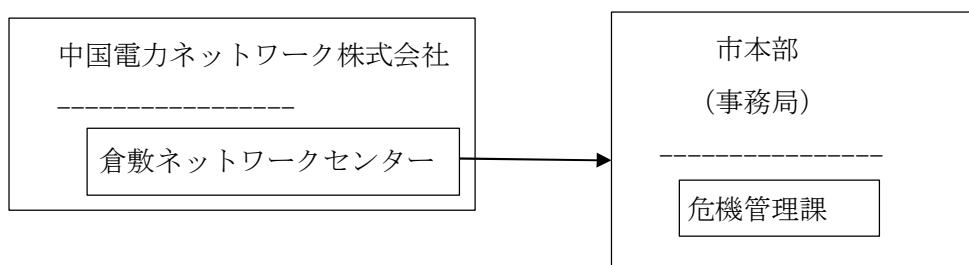
(注1)

-----線部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

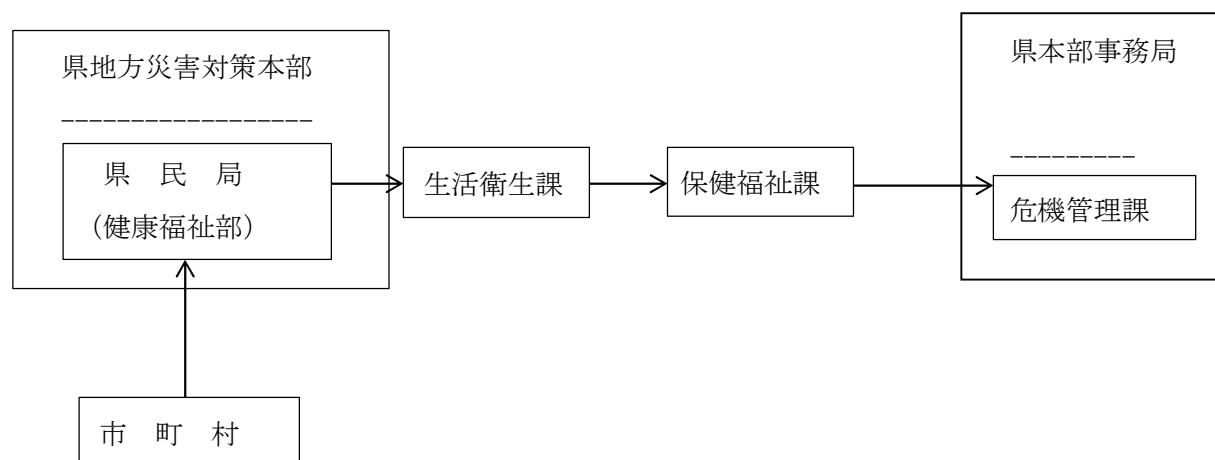
-----線部分は、災害時における交通規制を伴う情報交換の流れを示す。

## (シ) 電力施設被害

市本部が設置された場合で、重大な被害が発生したとき及び応急復旧したとき。

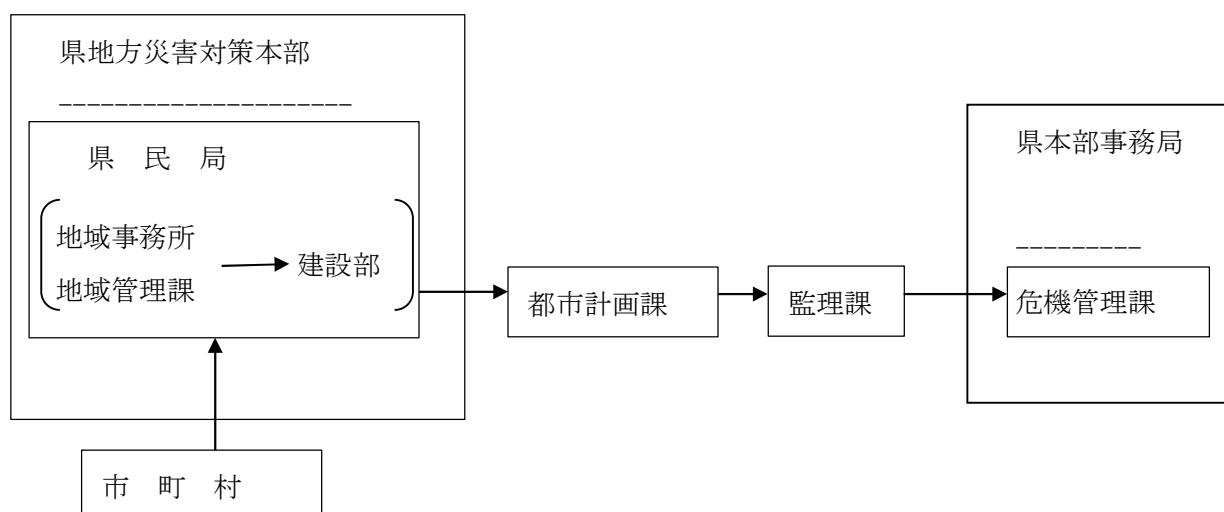


## (セ) 水道施設被害



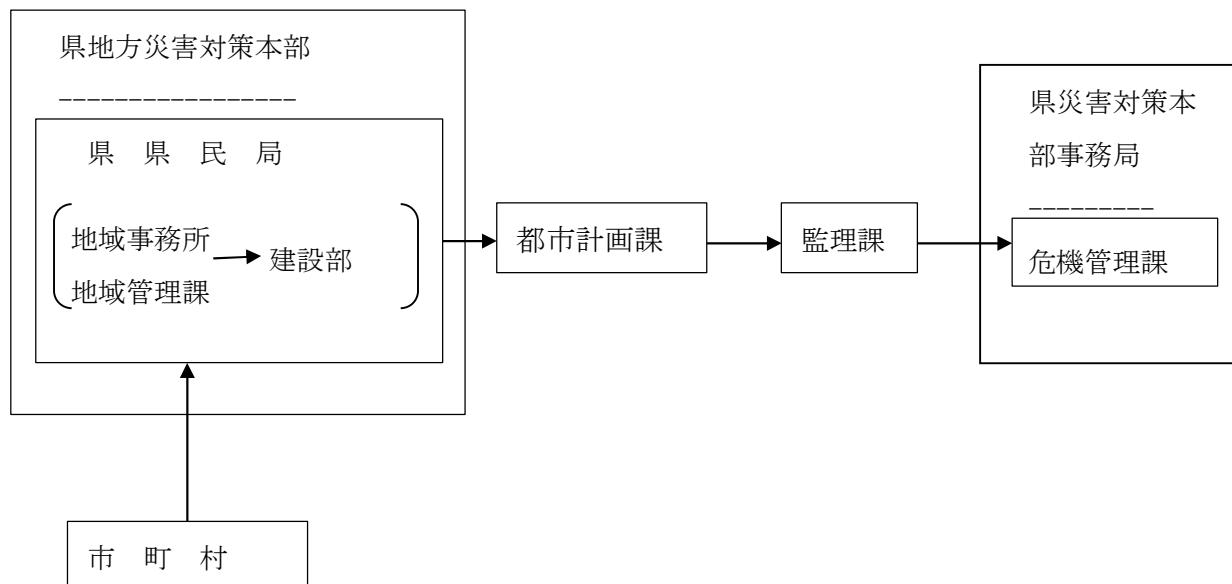
## (ソ) 下水道施設被害

県本部又は市本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（処理場・管路の被害により下水処理が不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。



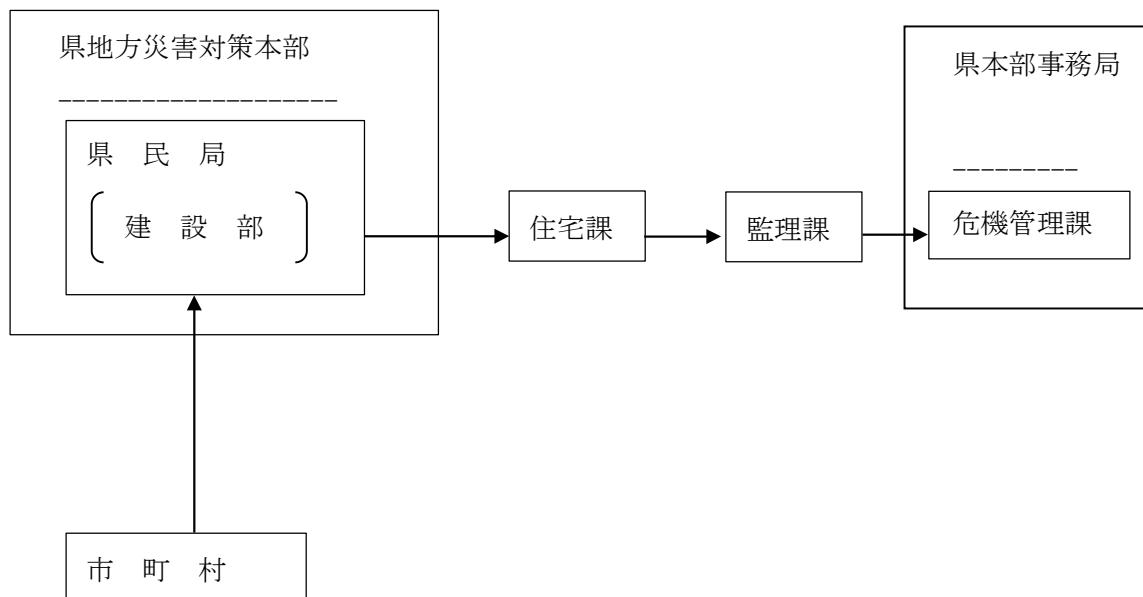
## (タ) 都市公園等施設被害

岡山県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害が発生したとき及び応急復旧したとき。



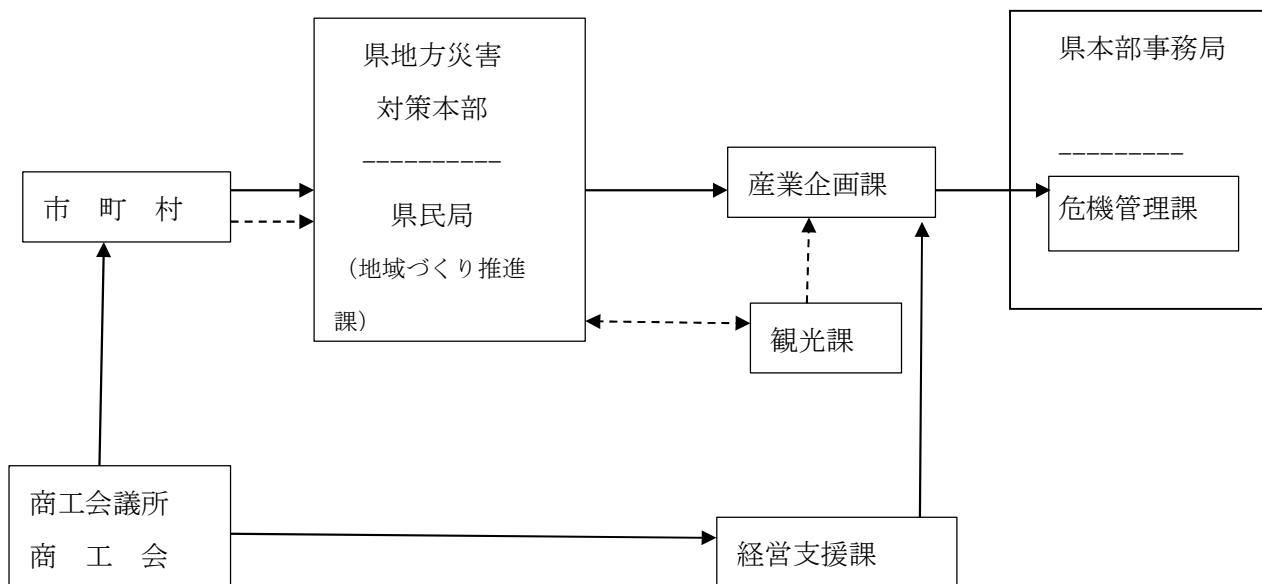
## (チ) 公営住宅等被害

県本部又は市本部が設置された場合で、公共住宅等に被害（滅失、損傷、床上浸水）が生じたとき。



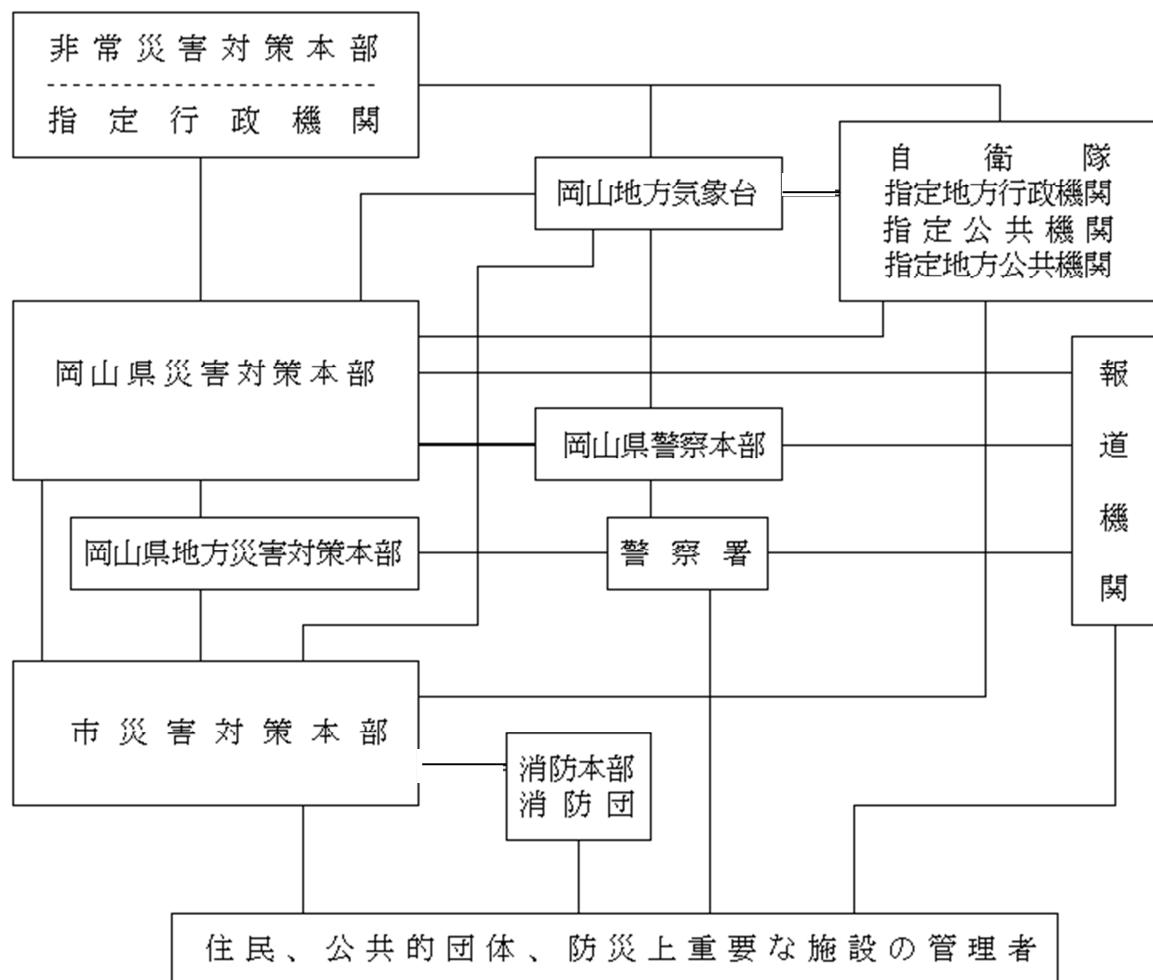
## (ツ) 商工関係被害等

- ・県本部が設置されたとき。
- ・市本部が設置されたとき。
- ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。



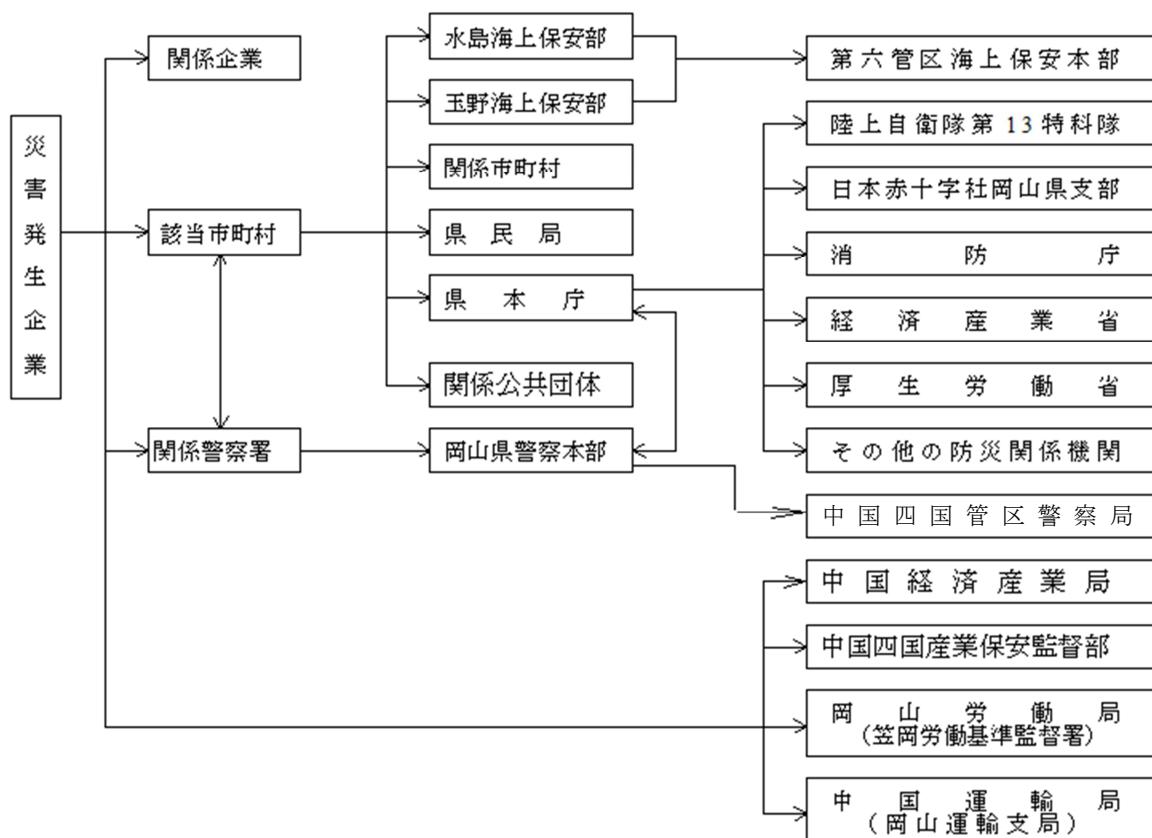
(注) -----線部分は観光関係被害における情報伝達を示す。

[災害情報相互連絡関連図]

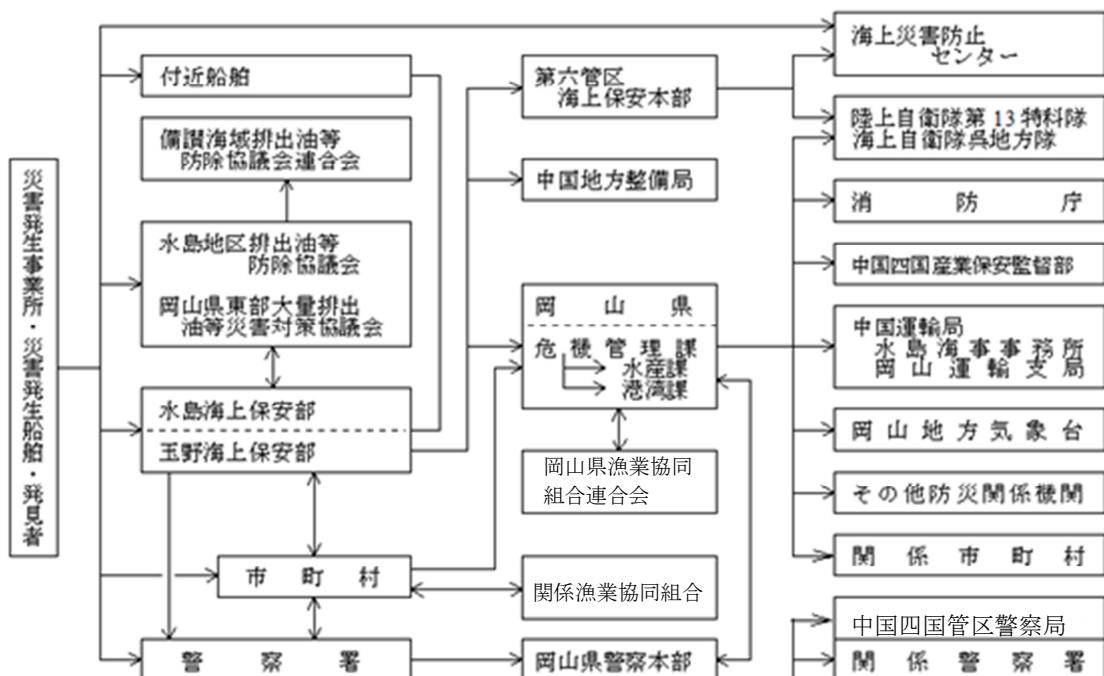


[事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統]

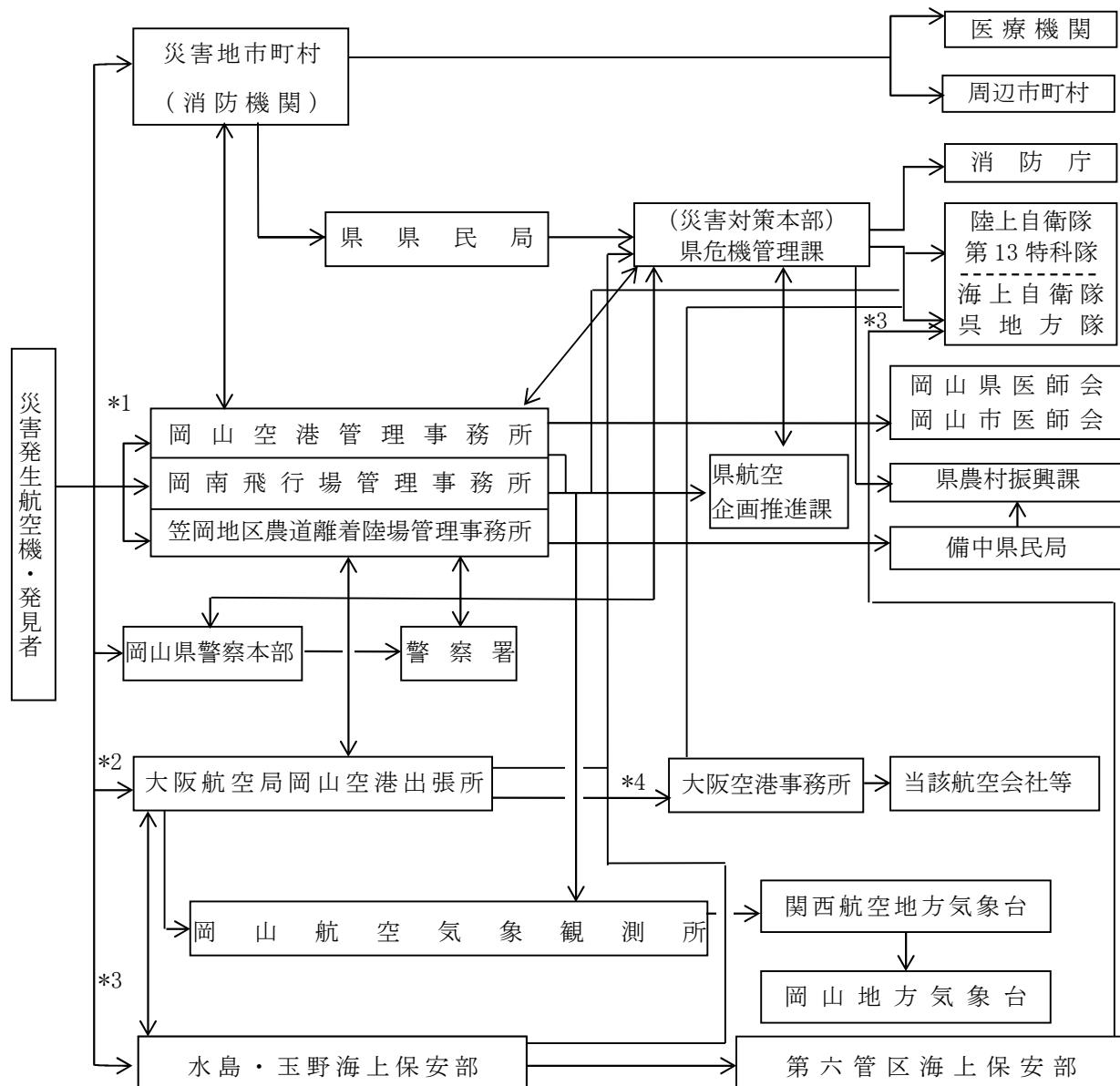
(ア) 陸上の災害



(イ) 海上の災害



## (ウ) 航空機災害の場合



\*1 各空港又はその周辺で発生した場合

\*2 岡山空港又はその周辺（半径9km以内）で発生した場合

\*3 海上で発生した場合

\*4 岡山空港以外で発生した場合

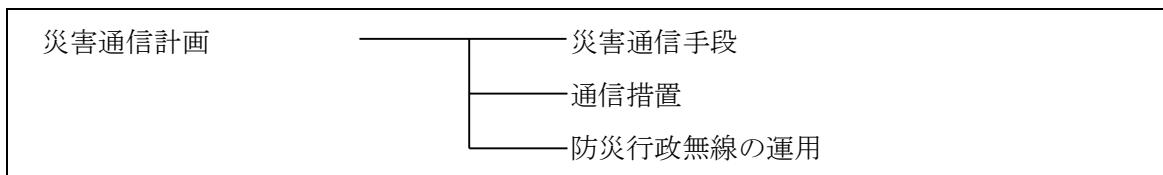
## 第4項 災害通信計画

### 1 基本方針

災害予警報の伝達、通報、又は被害状況の報告及び各種情報の連絡は、災害通信手段に掲げる通信施設により速やかに行う。また、関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備有・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 災害通信手段

- ア 一般加入電話
- イ 災害時優先電話
- ウ 笠岡市防災行政無線
- エ 笠岡市消防団消防無線
- オ 笠岡地区消防組合消防専用無線
- カ 岡山県防災行政無線
- キ 県警察有線電話
- ク 県警察無線
- ケ 電報（非常・緊急）
- コ 使送
- サ 緊急告知FMラジオ
- シ 笠岡市緊急情報携帯メール
- ス 笠岡放送テロップ放送
- セ エリアメール（緊急速報メール）

#### (2) 通信措置

一般加入電話による災害通信が円滑を欠くときは、上記を活用する。

#### (3) 防災行政無線の運用

ア 孤立集落との連絡確保のため、市長は笠岡市防災行政無線及び笠岡市消防団消防無線の活用により災害時における円滑な運用を行うとともに、集落ごとにあらかじめ情報連絡員を置き、的確な情報の収集伝達を確保する。

イ 市長は、災害時においては、無線従事者の配備状況及び無線機器の状況を県庁統制局へ報告するものとする。

<条例協定等 2-11 笠岡市防災行政無線の管理及び運用に関する規程>

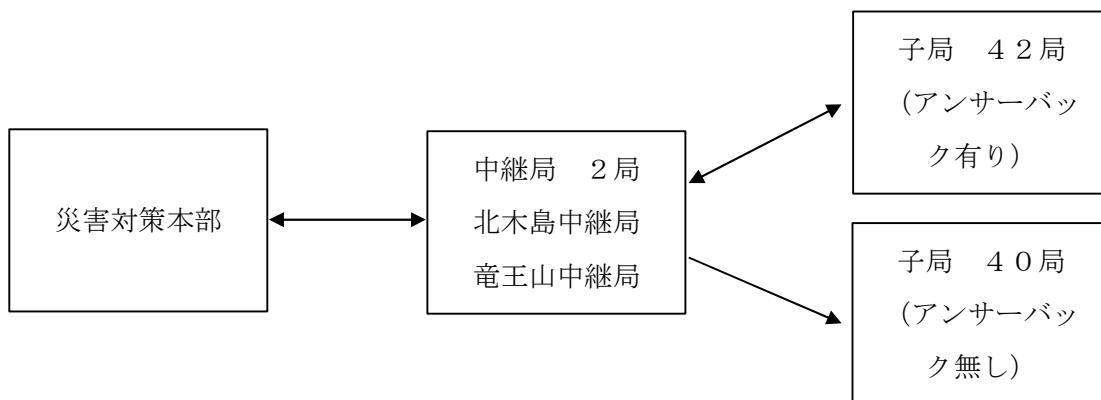
<条例協定等 2-12 笠岡市防災行政無線運用細則>

<資料 1-33 同報系デジタル防災行政無線通信及び放送施設>

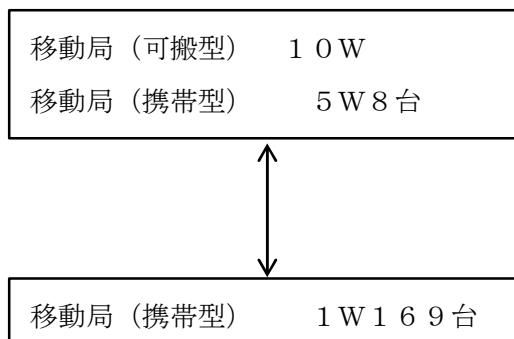
<条例協定等 2-9 笠岡市消防団消防無線の管理及び運用に関する規程>

<資料 1-35 笠岡市消防団消防無線局>

- ・笠岡市防災行政無線系統及び設置数



- ・笠岡市消防団無線系統及び設置数



## 第5項 災害広報計画

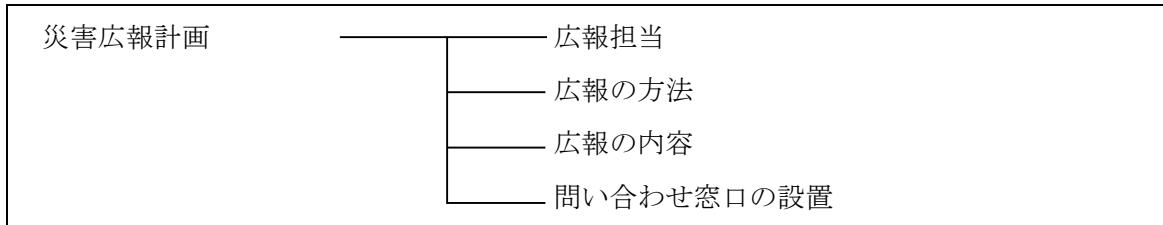
### 1 基本方針

災害の特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として市本部長等が承認した内容を広報責任者が実施する。

## 2 対策

### ●対策の体系



#### (1) 広報担当

- ア 災害の総合的な広報は、企画政策課（市本部設置時は企画政策班）が担当する。
- イ 企画政策課（班）以外の各課（班）は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、企画政策課（班）に提出する。
- ウ 企画政策課（班）は、班員を現地へ派遣し、広報写真、状況の把握等災害現地の情報収集に努める。
- エ 企画政策課（班）は、取りまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

#### (2) 広報の方法

##### ア 報道機関による広報

災害関係の予警報をはじめ防災対策活動、被害状況等の重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速かつ的確な報道について協力を得る。なお、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令・解除については、岡山県避難情報伝達連絡会の規約に基づき放送事業者の協力を得て実施する。

##### イ 広報車、有線放送、広報紙等による広報

市は、市民に周知徹底を図るため、広報車、有線放送、広報紙、市Webサイト、SNS（フェイスブック、ツイッター）により、迅速かつ的確な広報を行う。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

#### (3) 広報の内容

災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

##### ア 災害の発生状況

##### イ 安否情報

##### ウ 地域住民のとるべき措置

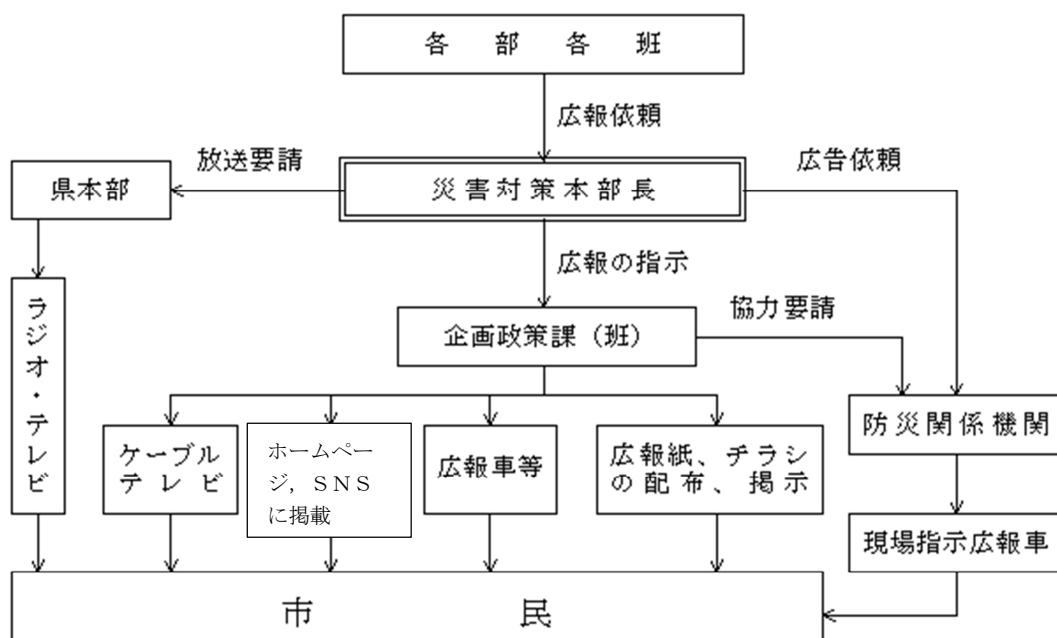
- エ 避難指示、高齢者等避難、緊急安全確保の発令
- オ 災害応急対策の状況
- カ 道路情報
- キ 食料、生活必需物資等の供給状況
- ク ライフラインの復旧状況
- ケ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- コ 二次災害に関する情報
- サ その他必要事項

市は、広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し、関係機関や住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを、必要に応じ被災地近傍に設置する。

#### (4) 問合せ窓口の設置

県、市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。

広報依頼から広報実施までの流れ



## 第3節 応援、派遣、雇用計画

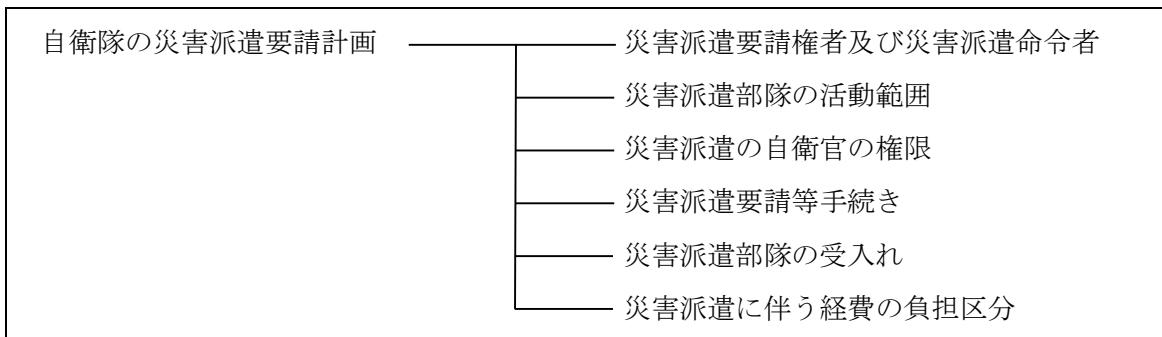
### 第1項 自衛隊派遣要請計画

#### 1 基本方針

災害時、生命又は財産保護のための応急対策の実施が、市本部だけでは不可能、若しくは困難である場合において、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるとき、市長は、災害対策基本法第68条の2の規定により、県知事に対して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



##### (1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

###### ア 災害派遣要請権者

知事

第六管区海上保安本部長

大阪空港事務所長

###### イ 災害派遣命令者

陸上自衛隊第13特科隊長

海上自衛隊呉地方総監

航空自衛隊西部航空方面隊司令

##### (2) 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として生命及び財産の保護のため、防災関係機関と密接に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

###### ア 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

###### イ 避難者の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して搜索活動を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもつて、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる。

キ 応急医療・救護・防疫

被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。

ク 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

ケ 給食及び給水

給食及び給水を行う。

コ 入浴支援

入浴支援を行う。

サ 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

シ 危険物の保安及び除去等

能力上可能なものについて火薬爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

ス その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所用の措置をとる。

(3) 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がいない限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規程
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び撤去命令	63条3項	
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	64条8項	通常生ずべき損失の補償 82条
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	64条8項	除去した工作物等の保管 64条9項
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	65条3項	従事した者に対する損害の補償 84条
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	76条の3	
自衛隊法	ア 警察官がその場にいない場合の避難等の措置	94条	警察官職務執行法 4条及び6条
	イ 警察官がその場にいない場合の救助等のための立入		
	ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助		海上保安庁法 16条

#### (4) 災害派遣要請等手続き

##### ア 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

（ア）知事等は、収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

（イ）自衛隊を派遣しようとする場合には、次の事項を明らかにする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

##### イ 市長の派遣要請の要求

（ア）市長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

（イ）市長は、（ア）によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を通知しなければならない。

(ウ) 知事は、市長から前述の自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

(エ) 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年      月      日
知      事      あて
市町村名
災害派遣に関する要請
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由
2 派遣を必要とする期間
自      年      月      日時から
至      年      月      日災害が終了するまで
3 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）
(1) 連絡場所及び連絡職員
(2) 宿舎
(3) 食料
(4) 資材
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文書（2部）を提出する。

注：用紙の大きさはA4とする。

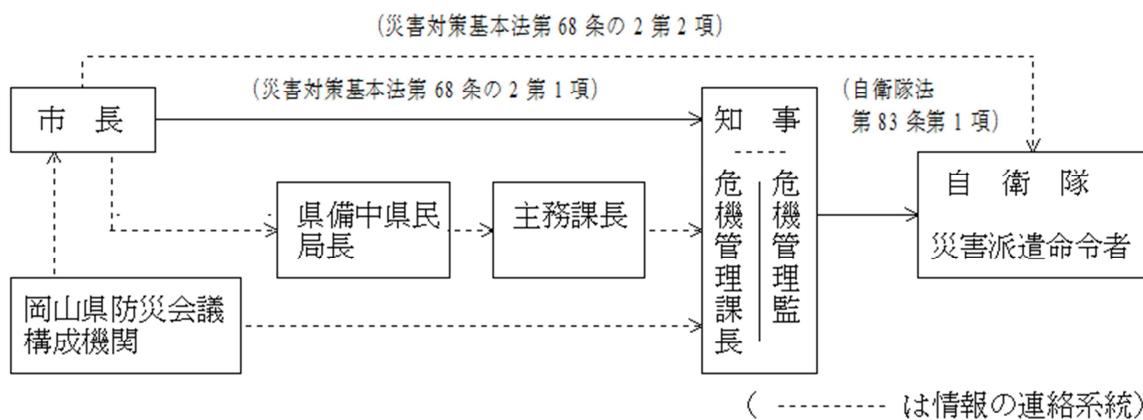
## ウ 撤収要請依頼

- (ア) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなった場合は、速やかに災害派遣要請権者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。
- (イ) 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年      月      日
知 事 あて
市町村名
自衛隊の撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、次のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時 年      月      日
2 派遣要請依頼日時 年      月      日
3 撤収作業場所
4 撤収作業内容

注：用紙の大きさはA4とする。

## エ 災害派遣要請等手続系統



## オ 連絡方法

### (ア) 岡山県危機管理課

N T T電 話 086-226-7293 (直通)

F A X 086-225-4559

#### 防災行政無線

電 話 77-101-6100-2222, 2220, 2217, 2214, 2213

F A X 77-101-6100-2228

#### 集中配備室

N T T電 話 086-223-9455 (直通)

226-7372 (直通)

F A X 086-226-0093

#### 防災行政無線

電 話 77-101-6100-2226, 2261, 2263, 2264

F A X 77-101-6100-2269～2272

### (イ) 自衛隊（日本原駐屯地司令）

N T T電 話 0868-36-5151 (内線 237 夜間等は 302 )

F A X 0868-36-5151 (内線 238)

防災行政無線 70-101-6440-031 (交換室)

70-100-6440-038 (宿直室)

70-100-6440-039 (3科・F A X併用)

## カ 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認めら

れる場合に、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められること。

- (ウ) 海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (エ) その他災害に際し、上記(ア)から(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

#### (5) 災害派遣部隊の受入れ

ア 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

県は、広域災害時には、次の点に留意する。

- (ア) 派遣部隊の移動が迅速に行われるため的確な道路情報を連絡する。
- (イ) 大型輸送機の使用に備えて岡山空港、岡南飛行場の離着陸の対応措置をとる。
- イ 受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。
  - (ア) 派遣部隊との連絡職員を指名する。
  - (イ) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (ウ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (エ) 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

〔自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準〕

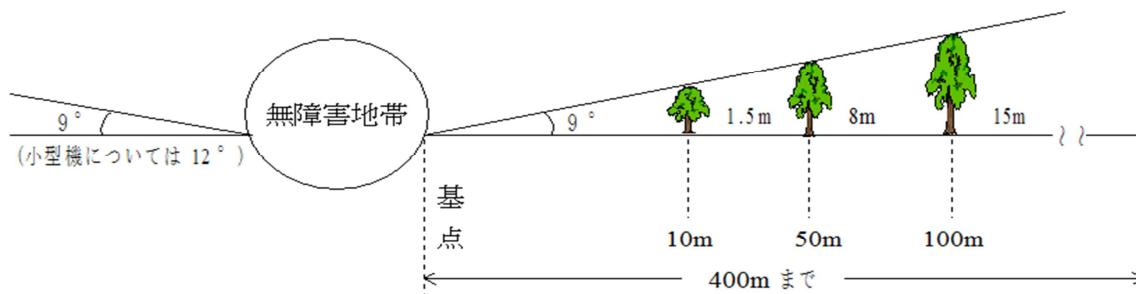
連隊規模 約 15,000 m<sup>2</sup>

師団等規模 約 140,000 m<sup>2</sup>

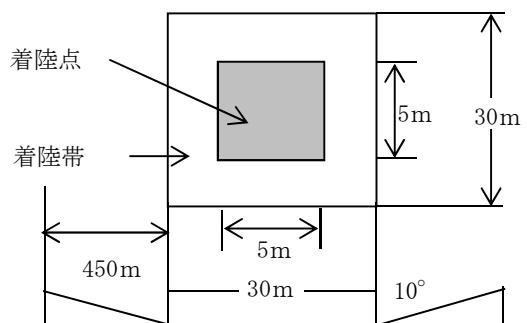
- (オ) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合には、次の点について準備する。

- ① 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。  
なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

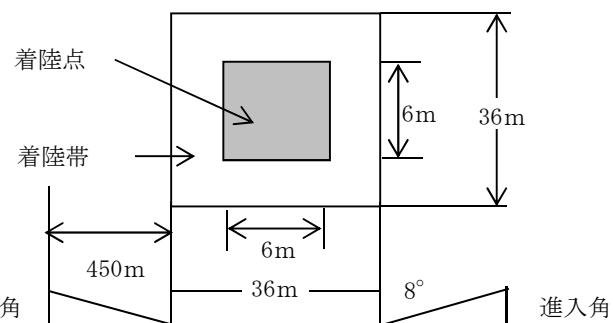
〔離着陸地点及び無障害地帯の基準〕



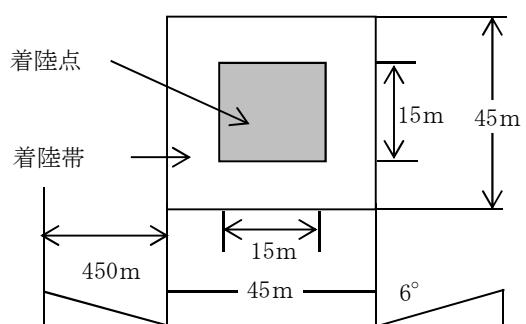
(a) 小型機(OH-6:観測用)の場合



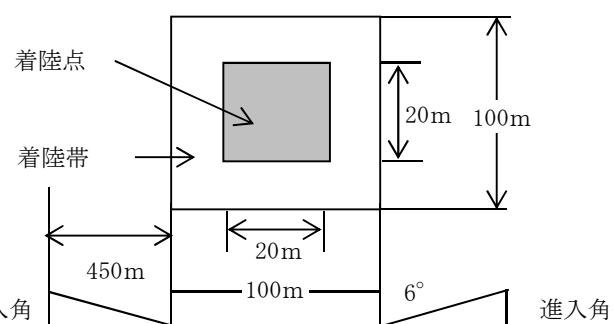
(b) 中型機(UH-1:多用途)の場合



(c) 大型機(V-107:輸送用)の場合

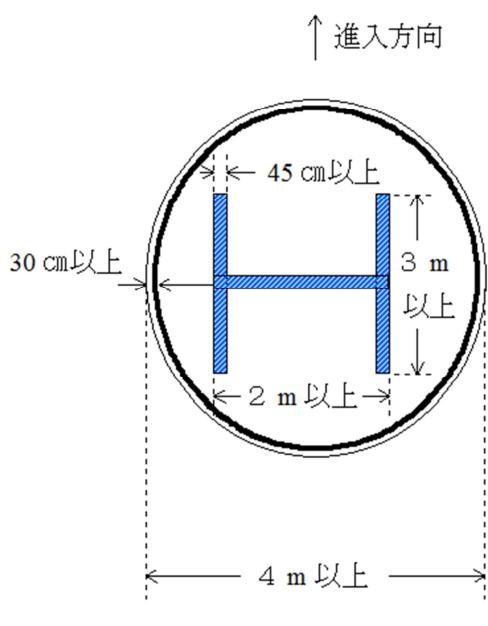


(d) 大型機(CH-47:輸送用)の場合

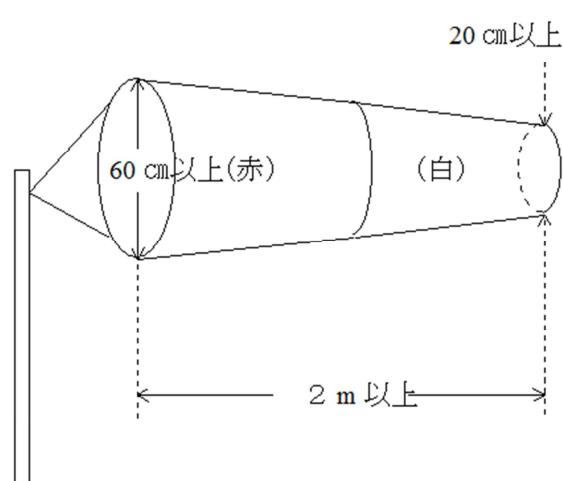


② 着地地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

a 記号の基準



b 吹き流しの基準



- ・生地は繊維
- ・型は円形帶

・石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

- ③ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ④ 砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- ⑤ ヘリポート付近の市民に対しては、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- ⑥ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑦ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

#### (6) 災害派遣に伴う経費の負担区分

ア 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記の基準とする。

- (ア) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
  - (イ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
  - (ウ) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費
  - (エ) 県等が管理する有料道路の通行料
- イ 負担区分について、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

<資料1-14 ヘリポート適地一覧表（笠岡市内ヘリポート適地位置図）>

## 第2項 その他の応援雇用計画

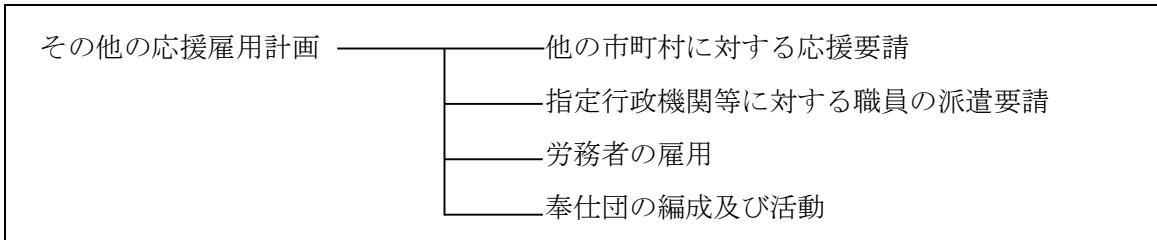
### 1 基本方針

大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあって、消火活動や救命、救急、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、各機関は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

### 2 対策

#### ●対策の方針



### (1) 他の市町村に対する応援要請

ア 市長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは、知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

イ 市長は、次に掲げる事項を記載した文書によって応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後文書によって処理する。

(ア) 被害状況

(イ) 応援を要する救助の種類

(ウ) 応援を要する職種別人員

(エ) 応援を要する期間

(オ) 応援の箇所

(カ) その他応援に関し必要な事項

<資料1-15 大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請>

<条例協定等2-13 災害時における相互応援に関する協定>

<条例協定等2-61 岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定>

### (2) 指定行政機関等に対する職員の派遣要請

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定行政機関等の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

イ 市長は、次に掲げる事項を記載した文書をもって、職員の派遣要請を行う。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) その他職員の派遣について必要な事項

### (3) 労務者の雇用

ア 災害応急対策を実施するための必要な労務者の雇用については、関係班の班長が市本部長に届けて、それぞれ雇用する。

なお、要員の確保については、あらかじめ笠岡公共職業安定所及び土建業関係者等と協議し、必要な措置を講じておく。

イ 給与の支給

労務者等の雇用による資金の支給は、そのときにおける雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。

ウ 雇用の範囲及び作業の対象

(ア) 罹災者の避難

(イ) 医療及び助産における移送

(ウ) 罹災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 救助物資の支給

(カ) 死体の搜索及び処理

(4) 他の市町村に対する応援又は職員派遣

他の市町村から応援又は職員の派遣要請、若しくは県知事による派遣のあっせんがあった場合には、所掌事務の遂行に著しい支障がある等、特別の理由がない限り、応援又は所要の職員を派遣するものとする。この場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、県及び市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

(5) 奉仕団の編成及び活動

ア 奉仕団の編成

災害応急対策の実施に必要があるときは、市長の要請により、又は自発的に奉仕団を編成して関係事業に従事する。

(ア) 日本赤十字社奉仕団

(イ) 婦人会

(ウ) 町内会、自治会

(エ) 高等学校（生徒）

(オ) その他の奉仕団

イ 奉仕団の主な作業

(ア) 炊き出し、その他被災者に対する救助

(イ) 清掃、防疫

(ウ) 災害対策用物資の配分及び輸送

(エ) その他

ウ 奉仕団の記録

奉仕団の奉仕を受ける場合は、次の事項について記録しておく。

(ア) 奉仕団の名称

(イ) 人員又は氏名

(ウ) 作業内容、作業期間

(エ) その他参考事項

## 第4節 水防計画

水防に関する計画は、水防法第33条の規定に基づいて定めた笠岡市水防計画によるものとする。笠岡市水防計画に定めていない事項については、市防災計画の定めるところによる。

## 第5節 消防計画

火災を警戒、防御し、被害を軽減するため、組織、施設の整備、水利の確保並びに危険区域対策等の消防活動は次による。

### 第1項 組織計画

#### 1 基本方針

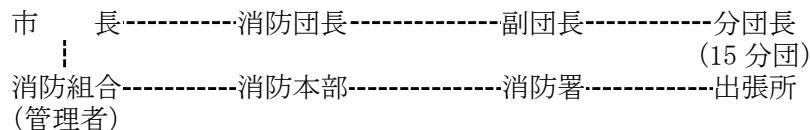
消防組織法及び消防力の整備指針等による本市の組織、機構は次の対策のとおりである。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



#### (1) 消防機構



#### (2) 消防組織

##### 笠岡市消防団

(令和4年10月31日)

分団名	部数	実員	分団名	部数	実員
本部	1	21	吉田	2	48
団長			新山	1	41
副団長			北川	1	66
女性団員			神内	3	76
笠岡	5	80	大島	4	83
今井	1	57	神外	3	58
金浦	3	62	白石島	2	47
城見	3	53	北木島	3	59
陶山	1	48	真鍋島	3	37
大井	3	73	計	38	913

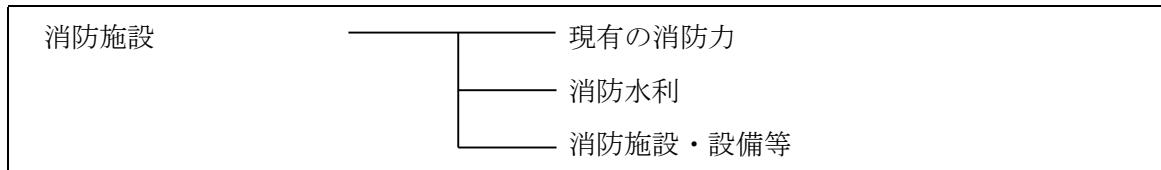
## 第2項 消防施設

### 1 基本方針

市は関係機関と協力して消防施設の充実に努め、消防力の向上を図る。

### 2 対策

#### ●対策の方針



#### (1) 現存の消防力

<資料1-16 消防力一覧表>

#### (2) 消防水利

消防水利は、常時使用可能な状態に保安管理するとともに、水利不足の地域について、計画的に増設を図り、プール新設に際しては、消防用水利として有効に活用できるように措置を施し、また用水路改修の際は、消防用ピットを設ける等、消防用水路水利施設の強化を図る。

<資料1-17 消防現有水利状況調>

#### (3) 消防施設・設備等

ア 消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の防火水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。

イ 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設、装備の充実を図る。

ウ 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

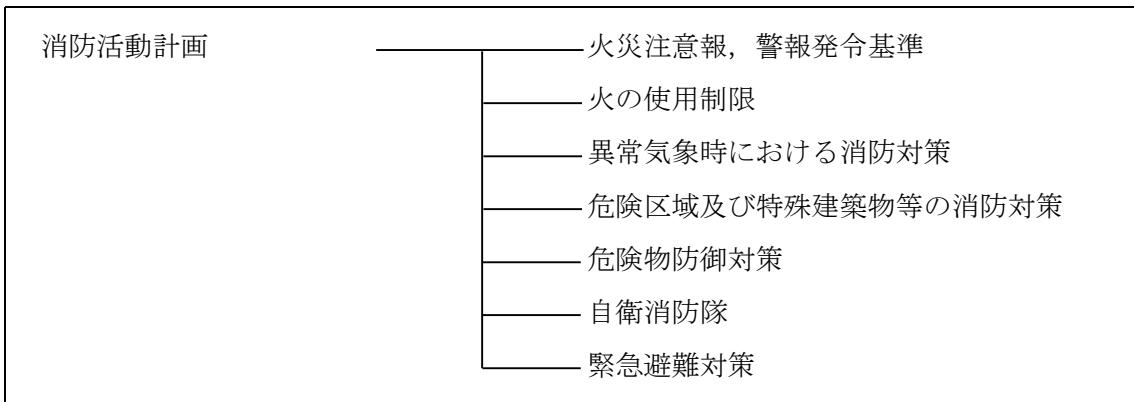
## 第3項 消防活動計画

### 1 基本方針

火災から人命、財産を保護し、これを緊急に鎮圧するための消防活動について定めるものとする。

## 2 対策

### ●対策の体系



#### (1) 火災注意報、警報発令基準

##### ア 火災注意報

消防組合管理者（市長）は、消防法第22条第3項に定める火災警報が発せられている場合を除き、気象等の状況が次の各号のいずれかに該当する場合で、火災予防上必要があると認めるときは、火災注意報を発令する。

- (ア) 実効湿度が60%以下で県南部に乾燥注意報が発表されているとき。
- (イ) 最大風速が7m/sを超える県南部に乾燥注意報が発表されているとき。
- (ウ) 岡山地方気象台が気象に関する注意報又は警報を発したとき。
- (エ) 火災が頻発し、火気の使用について一般に注意を促す必要があるとき。

##### イ 火災警報

消防組合管理者（市長）は、気象等の状況が次の各号のいずれかに該当するときは、火災に関する警報を発令する。

- (ア) 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で最大風速が7m/sを超える見込みのとき。
- (イ) 実効湿度50%以下で最小湿度が30%以下となる見込みのとき。
- (ウ) 平均風速10m/s以上で1時間以上連続して吹く見込みのとき。

##### ウ 火災注意報、警報の発令及び解除

火災注意報、警報の発令及び解除の伝達については、各関係機関へ速やかに連絡するとともに、防災無線、メール、発令基準による吹き流しの掲出、掲示板への掲示、広報車による広報宣伝、及び消防各分団のサイレン、警鐘を吹鳴、打鐘（消防信号）して、市域全般に周知を図るものとする。

#### (2) 火の使用制限

消防組合管理者（市長）は、前記の注意報、警報を発した場合は、その解除までの間、別に定めるところにより市民の火の使用を制限する。

### (3) 異常気象時における消防対策

強風注意報、乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険があると認める場合、又は火災が発生した場合、大火に発展しやすい異常現象時には、笠岡地区消防組合と協力し、広報車、有線放送等により一般市民の警戒心の喚起に努め、警戒体制を強化するとともに、特別警戒体制を確立して万全を期する。

### (4) 危険区域及び特殊建築物等の消防対策

火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ、大火を誘発させるおそれのある地域、大規模な木造建築物、中高層の特殊建築物等に対しては、地域及び対象物ごとに消防計画を樹立し、火災防御、人命救助等の研究、訓練を実施し、防御活動に万全を期する。

### (5) 危険物防御対策

市は笠岡地区消防組合等と協力して次の措置を講ずる。

#### ア 危険物火災

(ア) 危険物、指定可燃物等の火災防御に対しては、種類の状況等を速やかに把握し、その状況に対応した防御活動により、早期に鎮圧を図る。

(イ) 消火方策の決定に当たっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者又は後着隊の上級指揮者が決定する。

(ウ) 初期消火活動に必要な薬剤等を備蓄するとともに、調達、輸送に当たっては、緊急車による誘導、その他笠岡地区消防組合、又は笠岡警察署に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

#### イ 爆発火災

(ア) 爆発により火災が発生し、又は爆発を伴う火災に対しては、人命救助など救助活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の減少を図る。

(イ) 爆発火災現場においては、防御活動の安全を確保するため、当該施設の保安監督者等と協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。

(ウ) 高圧ガス、液化石油ガスなど貯蔵施設等の防御活動に当たっては、当該施設の保安技術関係者に連携設備に対する安全措置を取らせた後、付近の施設又は対象物等への延焼防止策を図る。

### (6) 自衛消防隊

#### ア 組織編成

市内の各地区は、自主的に災害の予防、初期消火、他の消防隊への協力のため、婦人消防隊等の自衛消防隊を編成する。

#### イ 活動

自衛消防隊の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携を取るとともに、災害の現場においては、消防長、消防署長又は消防団長の所轄のもとに行動し、市民の生命、身体、財産の救護及び災害の防御、鎮圧に協力する。

### (7) 緊急避難対策

災害時における避難指示は、災害対策基本法に基づき市長が発するが、緊急避難については常に第一線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防職団員が迅速かつ的確に行う。

#### ア 指示の基準

- (ア) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (イ) 爆発のおそれがあるとき。
- (ウ) その他居住者の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

イ 立ち退きの指示を行った場合は、速やかにその旨を市長、笠岡警察署長に通報する。

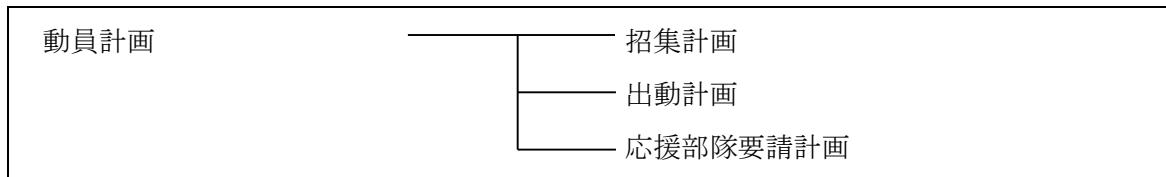
## 第4項 動員計画

### 1 基本方針

災害発生時の動員について定め、迅速な対応を図るものとする。

### 2 対策

#### ●対策の体系



### (1) 招集計画

勤務時間外、休日等における非常連絡は次のとおりとする。

ア 大災害発生の場合は、通信施設の途絶が予想されるので、勤務時間外、休日等においては、消防団員は自主的に参集することを原則とし、所属する消防機庫又は所轄する災害現場へ参集する。

イ 災害発生の場合において、通信施設の可能な場合、若しくは非常連絡を必要とする注意報、警報等その他災害に関する緊急情報等を受理した場合等においては、所定の場所へ参集する。

### (2) 出動計画

市街地、準市街地の状況に応じ警戒区域を設定し、火災と同時に計画に基づく出動をし、火災の推移により、次の出動区分に基づき消防活動の完璧を期する。

- ア 第1次出動（管轄分団出動）
- イ 第2次出動（ブロック内の分団出動）
- ウ 第3次出動（発災分団と隣接する他ブロックの分団出動）
- エ 消防長特命出動（全ブロックの分団出動）

## (3) 応援部隊要請計画

火災現場における最高責任者は、火災の状況を明確に判断して、その旨を市長に告げ、市長は、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき応援要請をする。

ア 応援要請は次の事項を明示して行う。

(ア) 災害の状況

(イ) 応援車両の種類

(ウ) 必要人員

(エ) 到着希望日時

イ 応援消防隊の指揮は、その都度消防長が特命する。

ウ 応援消防隊の指揮者は、特命指揮者の指揮のもとに防御活動に従事する。

エ 応援部隊の費用の負担等については、相互応援協定に基づき行う。

<条例協定等 2-4 岡山県下消防相互応援協定>

<条例協定等 2-5 岡山県下消防相互応援協定実施細目>

<条例協定等 2-61 岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定>

<資料 1-18 消防相互応援協定締結状況>

## 第6節 避難計画

### 1 基本方針

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊、火災等の発生が予測されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 避難の指示等及び報告・通知

ア 市長（災害対策基本法第60条第1項）

##### (ア) 指示等

災害時で、特にその必要があると認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、まず避難準備の呼び掛けを行い、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行う。避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して、避難指示等を発令すべきかの客観的な判断基準等については、避難指示等の判断・伝

達マニュアルで定める。

(イ) 報告

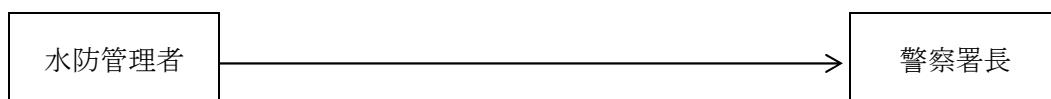


イ 水防管理者（水防法第29条）

(ア) 指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(イ) 通知



ウ 知事又は知事の命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

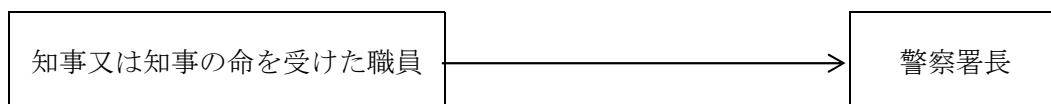
(ア) 指示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(イ) 地すべりのための指示

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し、立ち退きを指示する。

(ウ) 通知



エ 警察官

(ア) 警察官職務執行法第4条による措置

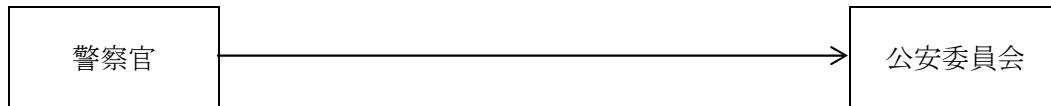
災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を取る。

(イ) 災害対策基本法第61条による措置

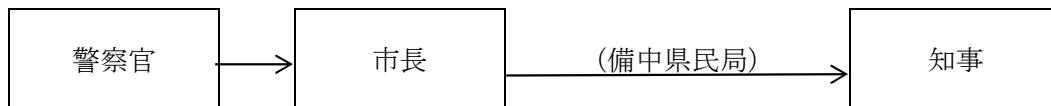
アの市長による避難のための立退き若しくは「屋内安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は「屋内安全確保」を指示することができる。

## (ウ) 報告、通知

## (ア) の場合の報告



## (イ) の場合の報告



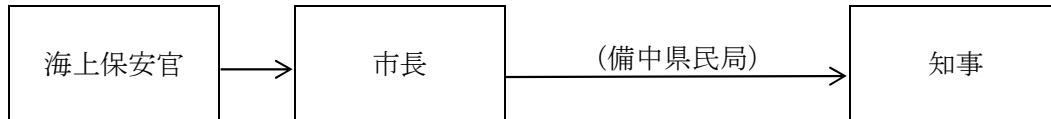
## オ 海上保安官

## (ア) 災害対策基本法第61条による指示

アの市長による避難のための立退き若しくは「屋内安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は「屋内安全確保」を指示することができる。

この場合、海上保安官は直ちに避難のための立退き若しくは「屋内安全確保」を指示した旨を市長に通知する。

## (イ) 報告、通報等

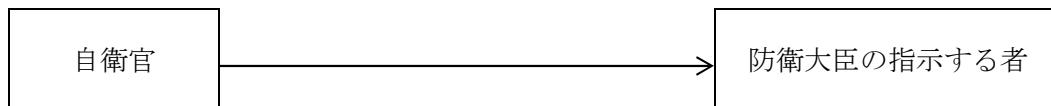


## カ 自衛官（災害派遣時の権限）

## (ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「エの（ア）警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を取る。

## (イ) 報告、通報等



## キ 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備

市は、「高齢者等避難」を位置付けるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難情報の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

## (土砂災害に関する事項)

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上

で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

(高潮に関する事項)

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

(洪水に関する事項)

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(共通事項)

(ア) 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

(イ) 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(ウ) 避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

指定行政機関、指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

(2) 指示の周知徹底

実施責任者は、周知徹底の方法として概ね次のような措置を取る。できる限り、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、防災無線、メール、警鐘、

吹き流し、放送、広報車、伝達員等により伝達する。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、市の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

### (3) 避難誘導及び移送

#### ア 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては県警察及び市が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一に、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとの集団避難を行うものとして、負傷者、障がいのある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

#### イ 住民への避難誘導体制

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

#### ウ 避難の受け入れ及び情報提供

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・

知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等を宿泊療養施設や自宅療養者専用の避難所等へ移送し避難させる。また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから害のおそれがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市は、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適

切な避難誘導に努める。

住民への避難情報の伝達に当たっては、市防災行政無線を始め、レアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

#### エ 移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に応じ、避難路を2箇所以上選定しておき安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不適当となった場合は、別の指定避難所に移送する。

#### （4）指定緊急避難場所の開放

災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

#### （5）指定避難所の設置

##### ア 指定避難所等の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人、医療ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互

に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に市（組合）教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに実施責任者（市長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

市は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市との間で、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定するものとする。

- (ア) 避難所の開設・管理責任者、体制
- (イ) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- (ウ) 市本部への報告、食料・毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達
- (エ) 防災関係機関への通報連絡体制の確立

(オ) シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）

(カ) その他の開設責任者の業務

#### イ 指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じた指定避難所の電力容量の拡大に努める。

市は、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災ペットのためのスペースの確保に努める。また、被災ペットの受入れや飼養方法について、担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討や調整を行う。

#### ウ 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、公私立学校、公会堂、社務所、寺院等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。

#### エ 指定避難所の開設

市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。なお、市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は市町村と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよ

う努める。なお、市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

避難所の開設に当たっては、男女のニーズの違い等男女両方の視点に十分配慮するよう努める。

#### オ 福祉避難所の開設

市は、災害時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

#### カ 宿泊施設提供事業の実施

##### [県]

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要

請する。市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

#### [市]

市は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施する市は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。

また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

#### キ 避難経路の表示

市は、指定避難所及びその位置を市民に徹底させるため、広報伝達するとともに所要の箇所に表示板、標識を立てておくものとする。

#### ク 避難施設の耐震診断

市は、避難施設に係る耐震診断結果に基づき適切な避難所の確保に努める。

### (6) 避難所の運営管理

市は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所には、市の職員等を配置する。

ア 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

イ 常に市本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

ウ 指定避難所が万一危険となった場合に備えて、再避難所等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

エ 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

オ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

カ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあっては、県や他の市町村に対して協力を求めるほか、災害等発生時における流通在庫備蓄等の物資の調達に関する協定などにより適切かつ迅速な措置をとる。

キ 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したN P O・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテイション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

ケ 市は、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。また、避難所の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行う。

コ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー等の配布による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

サ 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

シ 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ス 市は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

セ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進める等により、その改善に向けた体制の整備を図る。なお、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

- ソ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- タ 県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

#### (7) 警戒区域の設定

##### ア 警戒区域の設定権者

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
警察官 又は 海上保安官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法 第63条第3項
消防吏員 又は 消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する 同第28条
水防団長 水防団員又 は消防機関 に属する者	洪水高潮	水防上緊急に必要がある場所において。	水防法第21条
県知事による応急措置 の代行		市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第73条

##### イ 注意事項

(ア) 市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて、市の吏員

に委任することができる。

(イ) 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は、要求があったときは警戒区域を設定できる。

(ウ) 警戒区域内への立入禁止、当該市民の退去措置等の方法については、関係機関と協議する。

(エ) 実際に警戒区域を設定した場合は、なわ張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置する。

#### (8) 要配慮者の避難

要配慮者の避難支援については、福祉部局で整備した避難行動要支援者名簿を基に策定した個別計画に基づき、自主防災組織、自治会組織、消防署、消防団、消防支援協力員、福祉関係等と連携し支援に当たる。

##### ア 要配慮者の避難に関する対応

在宅の要配慮者については、平常時より在宅福祉サービス等を利用している要配慮者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。

市は、民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等の協力を得ながら、支援に当たる。

##### (ア) 在宅サービス利用者

(イ) 一人暮らし高齢者

(ウ) 高齢者世帯

(エ) 障がい者

(オ) 難病患者

(カ) 外国人住民

等の名簿を利用することにより、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

要配慮者を発見した場合には、

##### (ア) 一時避難所等への移動

(イ) 保健福祉施設等への緊急入所

などの措置をとる。

特に、在宅の障がい者については、平常時よりその実態把握に努めるとともに、住所地別、障がい種別ごとに名簿を整備しておく。

##### イ 避難所運営における対応

市は、避難所の運営において、要配慮者に対し次の措置を行うよう指示する。

(ア) 担当職員、保健師、民生委員・児童委員等の訪問等による状況調査を実施する。

(イ) 避難者の障がいや身体の状況に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設へ速やかに移送する。

- (ウ) 高齢者、重症心身障がい者・乳幼児等に配慮した食料や衛生用品等を供給する。
- (エ) 避難者の障がいや身体の状況等に応じた各種ヘルパー、手話通訳者等を派遣する。  
なお、平素から資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。

#### (9) 広域避難

- ア 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- ウ 国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- エ 政府本部、指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

#### (10) 広域一時滞在

- ア 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- イ 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### (11) その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

<資料1-19 避難所及び指定避難場所一覧表>

## 第7節 罹災者救助保護計画

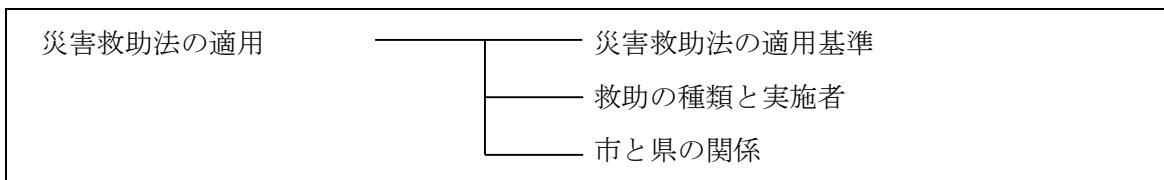
### 第1項 災害救助法の適用

#### 1 基本方針

災害救助法の適用基準を明確にするとともに、罹災者に対して迅速な対応を図るように努める。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



#### (1) 災害救助法の適用基準

##### ア 適用基準

災害救助法の適用基準は、市域の被害が次の各号に該当する災害で、県知事が災害救助法による救助を必要と認めたとき。

- (ア) 笠岡市内において、住家の滅失した世帯数が80世帯以上あるとき。
- (イ) 被災世帯が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が1,500世帯以上の場合で、前記(ア)被災世帯数が40世帯以上に達したとき。
- (ウ) 被災世帯が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、市域の被害世帯数が多数であること。
- (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住宅が滅失したものである場合。  
(内閣府令で定める特別の事情)

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救助について特殊の技術を必要とすること。

- (オ) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合として内閣府令で定める基準に該当する場合。

(内閣府令で定める基準)

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救助について特殊の技術を必要とすること。

イ 被害計算の方法等

(ア) 住家については、全焼、全壊、流出等の滅失した世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住不能となった世帯については、滅失世帯の3分の1世帯とみなして計算する。

(イ) 被災世帯は、家屋の棟数、戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。

(ウ) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活の本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

(エ) 災害種別については、限定しない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、火災等の人災的なものであっても差し支えない。

#### ウ 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法の適用をした場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）の定めるところによる。

#### (2) 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類と実施者は、本計画の定めるところによる。

救助の種類	実施者	実施期間
1 避難所の設置	市市民生活部	災害発生の日から7日以内
2 炊き出しその他による 食品の給与	市総務部	〃
3 飲料水の供給	市上下水道部	〃
4 被服、寝具その他生活 必需品の給与又は貸与	輸送→県本部 調査・割当・配分 →市市民生活部	災害発生の日から10日以内
5 医療	県本部、日赤、市、市民病院部	災害発生の日から14日以内
6 助産	県本部、日赤、市健康福祉部	分べんした日から7日以内
7 学用品の給与	確保輸送→県本部調査・割当・ 配分→市教育委員会	災害発生の日から、教科書→1 ヶ月以内、文房具→15日以内
8 被災者の救助	市総務部 笠岡地区消防組合	災害発生の日から3日以内
9 埋葬	市市民生活部	災害発生の日から10日以内
10 生業に必要な資金の貸与	県本部、市健康福祉部	災害発生の日から1ヶ月以内
11 応急仮設住宅の供与	県本部、市建設部	災害発生の日から20日以内着工
12 災害にかかった住宅の 応急修理	市建設部	災害発生の日から3ヶ月以内 (災害対策基本法に基づく国の 災害対策本部が設置された場合 は6月以内)
13 遺体の搜索	市総務部 笠岡地区消防組合	災害発生の日から10日以内

14 遺体の処理	市民生活部	〃
15 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	市建設部	〃
16 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	市総務部	当該救助の実施が認められる期間以内

この実施区分は計画上の実施者を示したもので、実際の救助に当たっては県実施分を市が、また、市の実施分を県が実施することが適當と認められるときは、県知事が実情に応じて決定するものとする。

(注) ① 災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事は、「応急仮設住宅の供与」、「医療及び助産」、「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、市へ委任するものであるが、平時から市へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。なお、知事は市長が委任を受けた場合であっても、市長から知事へ要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

② 救助法の実施は、知事が法的責任者であることは言うまでもないが、本計画による市本部の実施は、市長の補助執行義務に基づいて行うものとする。

③ 市は、救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県地方本部（健康福祉部）に情報提供するものとする。ただし、実施に当たって連絡し、その指示を得る暇のないときは、市限りで実施し、その結果を県本部に報告するものとする。

④ 実施期間は、災害発生の日からの期限を示す。ただし、この期間内に救助を終了することができない場合には知事は内閣総理大臣と協議して、その同意を得た上で特別基準を設定する。

### (3) 市と県の関係

#### ア 市長の実施する応急救助と災害救助法との関係

災害時は、市長は、県防災計画又は市防災計画の定めるところにより応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部長（県地方本部健康福祉部経由）に報告するものとする。実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取り扱い、災害救助法が適用されない災害に当たっては、市単独の救助として処理するものとする。

#### イ 救助の実施状況の報告

市長は、災害救助法に基づく救助を実施しようとしたとき、又は実施したときは、救助日報によりその状況を県本部保健福祉班を経由して、県本部長に報告するものとする。

#### ウ 罹災台帳の作成

被害状況の確定調査を終了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、市は、速やかに「罹災者台帳」を作成するものとする。作成に当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) 罹災者台帳は、可及的速やかに作成すること。

(イ) 作成に当たっては、戸籍、住民登録あるいは食料配給事務等の係と連絡して正確を期するものとする。

(ウ) 「罹災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておくものとする。

#### エ 罹災証明書の発行

市は、罹災世帯に対して、「罹災証明書」を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により「罹災証明書」の交付ができない場合は、とりあえず「仮罹災証明書」を作成交付する措置をとり、後日速やかに「罹災証明書」と取り替えるものとする。

本証明書の発行に当たっては、次の点に留意を要する。

(ア) 罹災者にとっては、本証明書の交付は本救助のみでなく以降、種々の問題に影響を与えるものであるから慎重を期するものとする。

(イ) 本証明書は、罹災者台帳等を照合し、発行に当たっては、契印をする等発行の事実を判然とし、重複発行を避けるよう留意すること。

(ウ) 本証明書は、救助用物資支給前に発行し、物資の給与等に当たっては「罹災証明書」の提示を求めるようにするものとする。

### 第2項 食料供給計画

#### 1 基本方針

災害時に食料を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。また、市において処理不可能な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

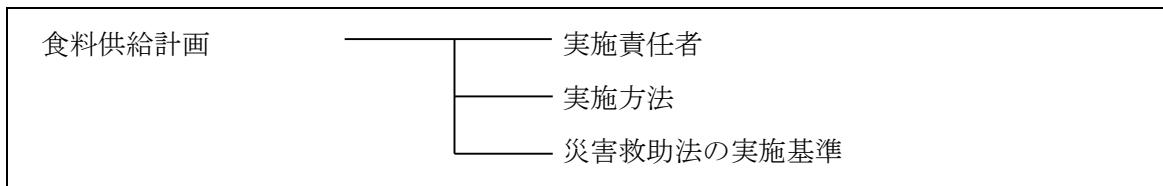
緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニ

ズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

## 2 対策

### ●対策の体系



#### (1) 実施責任者

市は、炊き出し、食品給与を行う。ただし、被災地域において実施できないときは、県本部、隣接市町に応援、協力を要請する。

#### (2) 実施方法

##### ア 実施場所

炊き出しの実施は、指定避難所（食事をする場所）に近い適当な場所において実施する。

##### イ 炊き出しの方法

炊き出しは、市及び奉仕団等により、学校の給食施設などの既存の施設を利用して行う。なお、炊き出し場所には、市職員等責任者が立会し、その実施に関して指導するとともに必要事項を記録する。

##### ウ 物資の確保

(ア) 市は、炊き出しその他の食品給与のため必要な原材料、燃料等を確保するとともに、被災の状況により、乾パン、握り飯、缶詰等を確保する。

(イ) 市が米穀を米穀販売事業者から買い受ける場合は、事前に米穀販売事業者と協議し、管内又は直近の米穀販売事業者から購入する。

(ウ) 市は(ア)又は(イ)による方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農政局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引き渡しを受けることができる。

##### エ 応援の要請

市において炊き出し等食品の給与ができないときは、県本部に応援等の要請をする。

ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援等の要請をする。

##### 応援等の要請において明示する事項

###### (ア) 炊き出しの実施

所要食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他

## (イ) 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他

## オ 食品衛生

市本部は、炊き出しに当たっては常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

(ア) 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場等から遠ざかつた場所を選定して設ける。

(イ) 炊き出し場所には、手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設け、感染症等の発生予防に十分留意する。

## (3) 災害救助法の実施基準

## ア 対象者

## (ア) 炊き出しその他による食品の給与

- ① 避難所に収容された者
- ② 被害を受け、一時縁故先等へ避難する必要がある者

被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

## イ 実施期間

## (ア) 炊き出し

災害発生の日から7日以内、ただし、期間を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。

## ウ 費用の基準

主食、副食及び燃料等の経費 1人1日（3食で計算）1,140円以内

## エ 費用の範囲

## (ア) 主食費

- ① 配給業者から購入した場合の主食（小売価格）
- ② 知事が農林水産省農政局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受け配分した場合の主食（売却価格）
- ③ 配給食料のほか一般食料品店等から炊き出し等のため購入した米穀以外の主要食料、かんしょ等（購入価格）

## (イ) 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等についての制限はない。

## (ウ) 燃料費

品目、数量については制限はない。

## (エ) 雑費

器物（釜、鍋、やかん、しゃく、バケツ）等の借上げ料、使用謝金のほか、握り飯

を包む、アルミホイル等の包装紙類、茶、箸、使い捨て食器の購入費である。ただし、備品類の購入は認められない。なお、公共団体から借用した器物等の使用謝金については、原則として無償である。

### 第3項 飲料水供給計画

#### 1 基本方針

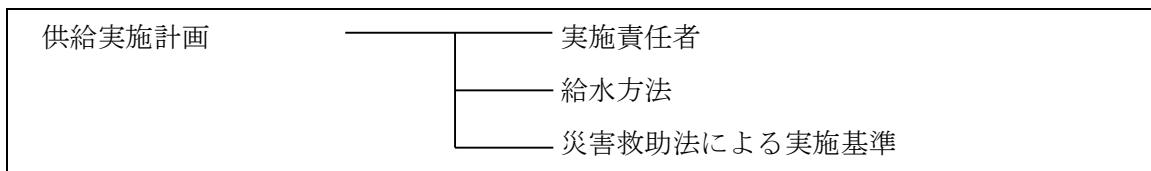
飲料水の確保が困難な地域に対し供給拠点を定め、備蓄飲料水の供給や給水車等による応急給水を行う。この場合において、応援等が必要な場合は、県等に応援を要請する。

なお、自己努力により飲料水を確保する市民に対しては、衛生上の注意を広報する。

飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



##### (1) 実施責任者

市は飲料水供給を実施する。ただし、市において実施できないときは、県本部（生活衛生班）又は、隣接市町に応援を要請する。

##### (2) 給水方法

ア 災害のため、飲料水が枯渇し又は汚染して、現に飲料水を得ることのできない地区に居住しているものに対して、消防団、婦人防火クラブ、婦人会、町内会、その他奉仕団体の協力により給水を行う。

##### イ ロ水器による供給

自衛隊その他関係機関に依頼し、湖沼水、河川又は汚染土の少ない井戸水等をろ過し、あるいは化学的処理を加えて給水を行う。

##### ウ 搬送給水

被害を受けていない配水池又は上水道から取水し、給水車、船艇等で搬送のうえ給水する。

##### <資料1-20 給水タンク等保有状況>

##### (3) 災害救助法による実施基準

##### ア 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者に供給する。

(注) 住家及び家財の被害の有無にかかわらず、災害のため、自力で飲料水を確保できない者であること。

#### イ 実施期間

災害発生の日から7日以内、ただし、期限を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、知事は内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。

#### ウ 費用の範囲

支出できる費用は、概ね次の範囲とする。

(ア) 水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の購入費とし、当該地域における通常の実費とする。

### 第4項 衣料品等生活必需物資供給計画

#### 1 基本方針

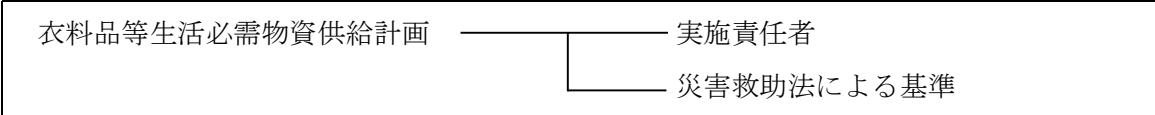
衣料品等生活必需物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。市において処理不可能な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や年齢のニーズの差違にも十分配慮する。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



##### (1) 實施責任者

罹災者に対する衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は市が行う。ただし、知事が災害救助法を適用した場合は、物資の確保及び輸送は、原則として県本部が行い、各世帯に対する割り当て及び支給は市において行う。

##### (2) 災害救助法による基準

###### ア 対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に

居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。），船舶の遭難等により、生活上必要な被服寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (ア) 被服、寝具及び身の回り品
- (イ) 日用品
- (ウ) 炊事用具及び食器
- (エ) 光熱材料

#### イ 物資支給手続き及び基準額

- (ア) 季別（夏季、冬季）及び「世帯構成員別被害状況」により援助物資購入（配分）計画表に基づき、被害別並びに世帯の構成員に応じて実情に即した割り当てをする。
- (イ) 各世帯に対する割り当て及び支給は、市が行う。
- (ウ) 割り当てを行ったときは、速やかに世帯別に「物資給与及び受領簿」を作成し交付する。
- (エ) 配給は、市役所、出張所、公民館等において行い、個々巡回、団体等に委託はしない。
- (オ) 各罹災者に配給するに当たっては、罹災証明書等の呈示を求め、「物資給与及び受領簿」に受領印を徴し、物資を交付する。
- (カ) 支給する物資は、罹災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のものとし、その基準は、概ね次の基準によるものとする。

平成25年度災害救助基準のとおり〔災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）〕

#### ウ 経費の負担区分

- (ア) 災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）県負担
- (イ) その他の場合 市負担

#### エ 物資支給の期間

災害発生の日から10日以内に各世帯に対して支給を完了するものとする。ただし、10日以内に支給できない場合には、知事は、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。

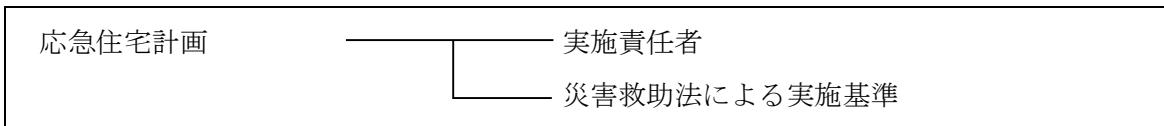
## 第5項 応急住宅計画

### 1 基本方針

災害に伴う住宅の損壊、喪失に対し、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等の応急対策を実施する。なお、建設に当たっては、速やかに県と協議を行うとともに、二次災害に十分配慮する。

## 2 対策

### ●対策の体系



#### (1) 実施責任者

市は、災害により住家を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の仮設あるいは応急修理等を実施する。ただし、知事が災害救助法を適用した場合は、県本部（保健福祉班）が実施する。

#### (2) 災害救助法による実施基準

##### ア 応急仮設住宅

###### (ア) 入居対象者

住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者に対して行う。1戸当たりの規模は、 $29.7\text{ m}^2$ を標準とする。

###### (イ) 建設場所

a 建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

b 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

###### (ウ) 集会所等

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上建設した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を建設できることとし、一施設当たりの規模は、知事が別に定めるところによる。

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容し、老人介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として建設できる。（この場合の応急仮設住宅の建設戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。）

###### (エ) 費用の基準

従事させた建築工事関係者の実費弁償を含め設置に要する一切の費用として、6,285,000円以内とする。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上建設した場合の居

住者の集会等に利用するための施設の設置のために支出できる費用は、知事が別に定めるところによる。

(オ) 建設及び供与の期間

着工は災害発生の日から20日以内、供与は完成の日から建築基準法第85条第3項に規定する期間内（最高2年3月以内）とする。

(カ) 公営住宅等の斡旋

県及び市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

イ 災害にかかった住宅の応急修理

(ア) 応急修理の対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(イ) 応急修理の規模

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して現物をもって行う。

費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修繕事務費等一切の経費を含み、1世帯当たり655,000円以内とする。

(ウ) 応急修理の期間

期間は原則として、災害の発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）とする。

ウ 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急住宅への収用に当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児等要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

エ 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における被災ペットの受け入れについて、建設や運営担当部局との検討や調整を事前に行うとともに、飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施するものとする。

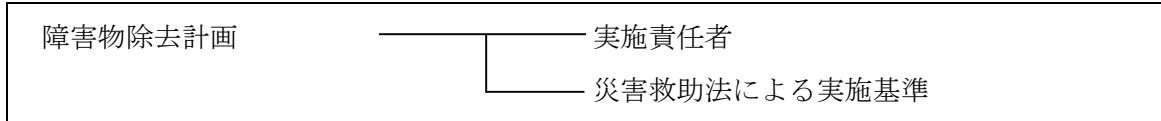
## 第6項 障害物除去計画

### 1 基本方針

災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去することにより、被災者の日常生活を確保する。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 実施責任者

市長は、災害により住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去作業を実施する。

#### (2) 災害救助法による実施基準

##### ア 対象者

居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除却することができない者に対して行う。

##### イ 費用の基準

ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費、1世帯当たり 134,800 円以内とする。

##### ウ 期間

期間は原則として、災害発生の日から 10 日以内とする。

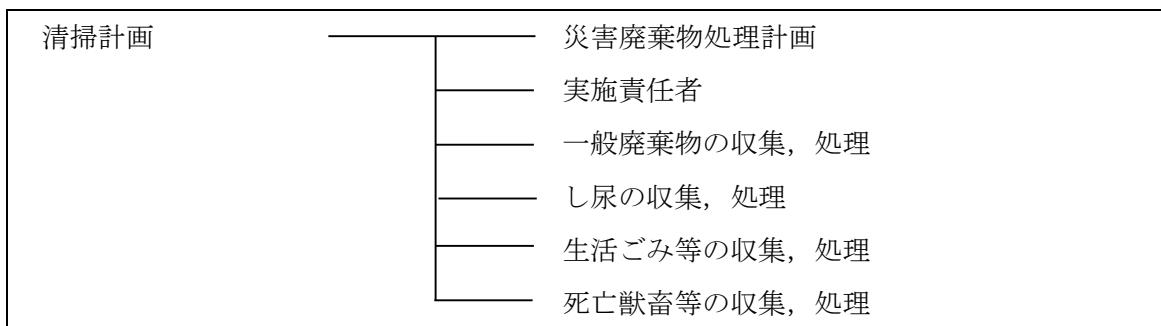
## 第7項 清掃計画

### 1 基本方針

笠岡市災害廃棄物処理計画に基づき、災害に起因するし尿、ごみなど生活環境に影響を与える要因の除去及び保健衛生上の措置など、関係機関の協力を得て環境、保健衛生に関する応急活動を実施する。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 災害廃棄物処理計画

清掃計画として「笠岡市災害廃棄物処理計画」を定める。

今後、発生の可能性がある災害に対し、災害廃棄物処理方法を整理し、これまで以上に準備しておくことが重要な減災への取り組みとなる。そのため、「笠岡市災害廃棄物処理計画」では、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理により、速やかな復旧・復興と生活環境の保全に資することを目的に、実施するべき事前の備え、発災後の応急対応、復旧・復興対応について取りまとめる。

#### (2) 実施責任者

市長は、災害廃棄物の一時保管所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成し、災害により発生したごみ、し尿等を速やかに処理して、生活環境の保全を図るための作業を実施する。なお、要管理物・有害物質については、取扱いや処分の方法を定め、適正に対応する。ただし、市のみでは実施できないときは、県本部（生活衛生班、循環型社会推進班）又は隣接市町に応援又は協力を要請して行う。

#### (3) 一般廃棄物の収集、処理

- ア 市長は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。
- イ 市内の組織・体制を整備する。
- ウ 施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量等の情報収集を行うとともに、県へ連絡する。
- エ 必要に応じ、長期的な廃棄物処理進行管理計画を作成する。
- オ 周辺の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、風水害時の相互協力体制を整備する。

#### (4) し尿の収集、処理

し尿運搬車両等により収集し、原則としてし尿処理施設により処理する。

なお、この収集、処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の基準により実施する。

#### (5) 生活ごみ等の収集、処理

災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみは、早期に収集し、適正に処理する。

なお、道路、河川上のごみ等は、それぞれの管理者が処理する。

<資料1-21 ごみ、し尿等運搬車両保有状況>

<資料1-22 ごみ、し尿処理能力>

#### (6) 死亡獣畜等の収集、処理

死亡獣畜は原則として、死亡獣畜取扱場において処理する。ただし、死亡獣畜取扱場において処理することが困難な場合は、市長の許可を受けて処理する。

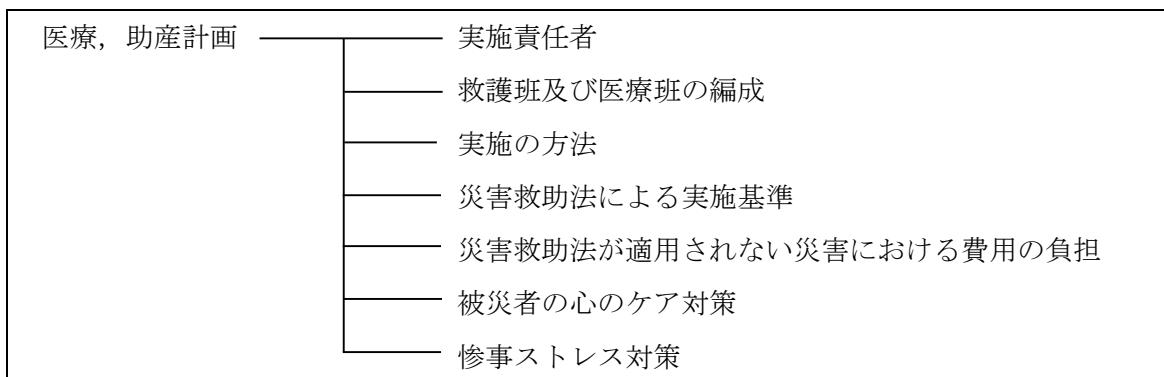
### 第8項 医療、助産計画

#### 1 基本方針

災害発生時には、市民の生命を守ることを最優先の目的として、市は、関係機関との緊密な連携をとりつつその全機能をあげて、迅速、的確な人命救助活動、医療活動等の応急対策に取り組む。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



##### (1) 実施責任者

市長は災害のため市民の医療が困難となった場合において罹災地の市民に対し応急的な医療及び助産を保健所、日本赤十字社岡山県支部、医師会等の応援を受けて行う。

なお、知事が災害救助法を適用した場合は、市は県本部（保健福祉班）の補助執行機関としてこれを行う。

##### (2) 救護班及び医療班の編成

ア 救護班の編成基準

医師 1～2名、薬剤師 1名、看護師 2～3名、事務職員 1名、診療車を有するときは運転手 1名をもって編成する。班長は医師のうち 1名をもって定める。

#### イ 医療班の編成基準

医師 1名、補助者（看護師を含む）若干名をもって編成する。

＜資料 1-23 笠岡医師会医療救護班編成表＞

＜資料 1-24 市内病院（含救急指定）一覧表＞

＜資料 1-25 市内助産施設一覧表＞

＜条例協定等 2-7 災害時の医療救護活動についての協定書＞

＜条例協定等 2-8 災害時の医療救護活動に係る実施細目＞

### （3）実施の方法

#### ア 救護班及び医療班の派遣による方法

市長は、災害現地において医療の必要があるときは、現地に救護班又は医療班を派遣して行う。

#### イ 医療機関による方法

医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適當なときは、市長は、災害地の医療機関又は市長が収容委託した病院（診療所）に移送収容して治療を行う。

#### ウ 応援の要請

市長は、当該地域の機関によっては十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、他市町村に応援を要請するほか、県地方本部、保健所にその旨を連絡し県本部に応援の要請を行う。

＜資料 1-26 救急自動車の保有状況（消防）＞

＜資料 1-27 救急医薬品等の緊急調達先一覧表＞

＜資料 1-36 岡山県災害保健医療調整本部等設置要綱＞

#### エ 災害救助法が適用されたときの取扱い

市長は、医療救助等の実施方法について、県本部（保健福祉班）に協議のうえ行うものとする。

### （4）災害救助法による実施基準

#### ア 救助の対象者

##### （ア）医療救助

医療を必要とする負傷者又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。

##### （イ）助産救助

災害発生時（災害発生前後 7 日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者。（死産、流産を含む。）

#### イ 救助の範囲

(ア) 医療の範囲

診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術及び看護等とする。

(イ) 助産の範囲

分娩の介助、分娩前後の処置、脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給等とする。

ウ 救助の期間

(ア) 医療救助の実施期間

災害発生の日から 14 日以内

(イ) 助産救助の実施期間

分娩した日から 7 日以内。

(ウ) 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。

エ 費用の基準

(ア) 医療の費用

① 市の救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費、事務費、救護班員の旅費及び超過勤務手当。

② 医療機関による場合

国民健康保険診療報酬の額以内

③ 施術者による場合

協定料金の額以内

(イ) 助産の費用

産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置等の実費、また、助産師による場合は、当該地域における慣行料金の 8 割以内の額。

(ウ) 費用の請求

① 救護班の費用の請求

「救護、又は医療班に要した経費請求書」により県地方本部、保健所を経由して、県本部（保健福祉班）へ提出する。

② 医療機関の費用の請求（助産を含む。）

医療券により福祉事務所へ提出する。提出された医療券は県本部（保健福祉班）へ一括請求する。

オ 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産救助実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は従事する医療関係者（医療機関）の手持品を繰替使用するものとする。ただし、手持品が不足している

場合は県地方本部保健所に報告し、その確保、調達を図るものとする。

#### カ 報告及び事務手続

市は、災害救助法による医療、助産救助を実施したときは、別記様式により報告あるいは記録を作成保管するものとする。

#### (5) 災害救助法が適用されない災害における費用の負担

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により市が負担するものとする。ただし他の制度により費用の負担が定められているものについてはこの限りでない。

##### ア 医療及び助産の費用

災害救助法実施基準による。

イ 救護班又は医療班として救護医療活動に従事した医師、看護師その他の者がそのため死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になったときの災害補償は、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づき、定めた条例の非常勤職員の公務災害補償にかかる規定の例による。

#### (6) 被災者の心のケア対策

被災者のストレスケア等の対策の実施に努めるものとする。

#### (7) 慘事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

### 第9項 罹災者救出計画

#### 1 基本方針

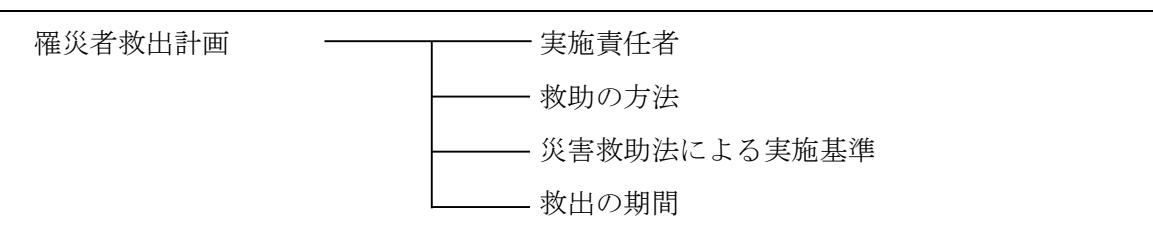
災害発生時には、市民の生命を守ることを最優先の目的として、市は、関係機関との緊密な連絡をとりつつ、その全機能をあげて救助活動に取り組む。

なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



### (1) 実施責任者

罹災者の救出は、奉仕労力、必要な機材等により、市（消防団）が行う。ただし、応急措置のため、必要がある場合は、隣接の市町、県本部（保健福祉班）、その他関係機関に応援を要請する。

なお、知事が災害救助法を適用した場合は、県知事又は県知事の委任により、市長が実施する。

### (2) 救助の方法

市は、救出を必要とする事態が発生したときは、直ちに県地方本部健康福祉部と連絡し、速やかに救出作業を実施するものとする。なお、その際、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施する。この場合、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を検討する。住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救出・救急活動を行うとともに、救出、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。作業は、市職員、消防団員が笠岡地区消防組合、奉仕団員等の応援を得て行うものとする。

### (3) 災害救助法による実施基準

#### ア 救出の対象者

災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

#### イ 費用の基準

当該地域における通常の実費の範囲内とする。

#### ウ 費用の範囲

罹災者救出のため支出する費用は、概ね次の範囲とする。

##### (ア) 機械、器具等の借上費又は購入費

船艇その他救出に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上費又は購入費

##### (イ) 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕代

##### (ウ) 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代あるいは救助実施のため、必要な照明用の灯油代金等

### (4) 救出の期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。

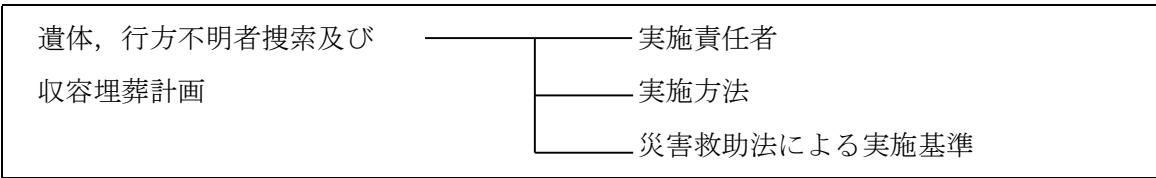
## 第10項 遺体、行方不明者搜索及び収容埋葬計画

### 1 基本方針

家屋の倒壊等による行方不明者の搜索を迅速に実施するとともに、死亡者の遺体を適切に処理する。

## 2 対策

### ●対策の体系



#### (1) 実施責任者

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体、行方不明者の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。海上においては、水島海上保安部、福山海上保安署が市、県警察と連携をとりながら実施し、市は収容した遺体の引き渡しを受ける。

#### (2) 実施方法

- ア 遺体を発見したときは、速やかに県警察（笠岡警察署）に連絡し、その遺体の検視、身元確認等を待ってから遺体を処理する。
- イ 遺体の処理は、市において医療班又は医師が奉仕団の労力等により、遺体の洗浄、縫合消毒等の処理を行う。
- ウ 遺体は遺族に引き渡すことを原則とし、身元不明などによる者は、市において適切に処置する。

遺体の埋葬については、次の点に留意する。

- (ア) 事故等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後、処理する。
- (イ) 身元不明の遺体については、県警察、その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
- (ウ) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取り扱いとする。

#### エ 応援の要請

埋葬の実施が市でできないときは、関係機関、団体の応援、協力を得て実施する。

#### (3) 災害救助法による実施基準

##### ア 捜索

###### (ア) 対象者

災害時現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状態からすでに死亡していると推定される者

###### (イ) 捜索の方法

県知事又は県知事の委任を受けた市長が、笠岡警察署、笠岡地区消防組合及びその他の機関の協力を得て行う。

###### (ウ) 捜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において捜索を打ち切ること

ができないときは、知事は、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で期間を延長するものとする。

(エ) 費用の範囲

遺体搜索に要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

① 借上費

船艇その他遺体搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費

② 修繕費

搜索のため使用した機械器具の修繕費

③ 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代又は搜索作業実施のため必要な照明用の灯油代等

イ 遺体の検視、身元確認等及び処理

(ア) 遺体の処理を行う場合

遺体の処理は、災害により社会混乱を来たし、その処置を要するときに行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

(イ) 遺体処理の内容

遺体処理は、その条件によってそれぞれ異なるが、概ね次の内容について実施するものとする。

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

② 遺体の一時保存

③ 検案

(ウ) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において遺体処理を打ち切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で期間を延長するものとする。

(エ) 費用の範囲及び限度

遺体の処理に要する費用として認められる範囲及び限度は、次のとおりとする。

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は1体当たり3,400円以内の額

② 遺体の一時保存のための費用

- 既存建物を利用する場合

当該施設の借上費について通常の実費

- その他の場合

1体当たり 5,300円以内

遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における慣行料金の額以内

③ 検案料

救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内

ウ 遺体の埋葬

(ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者で、災害のため、諸種の理由により、遺族が埋葬を行うことが困難なとき。

(イ) 期間

災害の発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、知事は、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で期間を延長するものとする。

(ウ) 費用の範囲及び限度

埋葬に要する費用の範囲及び限度は、次のとおりとする。

① 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬又は土葬に要する経費で、埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含むものとする。

② 費用の限度

埋葬費用の限度は、大人（12歳以上）1体当たり210,400円、小人（12歳未満）1体当たり168,300円以内とする。

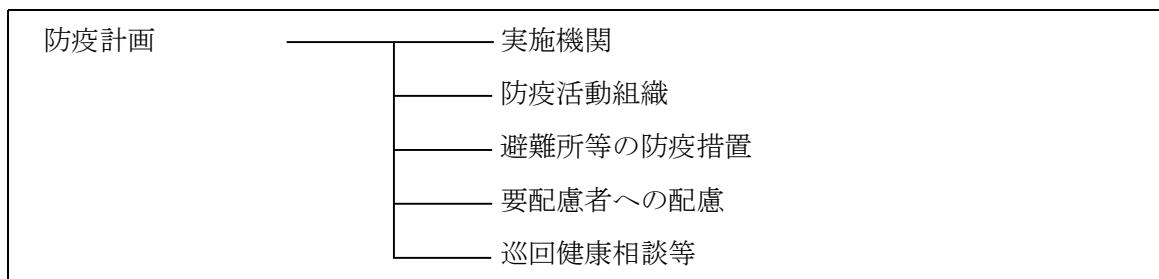
## 第11項 防疫計画

### 1 基本方針

災害発生時には、生活環境の悪化を防ぎ、感染症の流行を防止するのに十分な防疫活動を実施する。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### （1）実施機関

市は、生活環境の悪化した被災地において、罹災者の疫病を未然に防止するため、迅速、かつ、強力に防疫措置を実施し、感染症の流行を防止する。ただし、著しく激甚な災害のため、市において、十分防疫活動ができない場合は、県本部（保健福祉班）に要請する。

## (2) 防疫活動組織

### ア 防疫体制の強化

防疫活動の徹底を図るため、市は医師会、その他関係機関、団体の協力、援助を要請する。

### イ 検病調査及び健康診断

市は、県が実施する被災者の検病調査、健康診断、衛生指導について、協力を行う。

### ウ 防疫班の編成

防疫班は、事務職員、作業員をもって組織し、1班4～5人とする。

衛生技術者（班長）1人、作業員2～3人、助手（事務）1人

### エ 医師及び一般の協力

防疫組織の編成に当たって必要があるときは、一般の医師及び環境衛生改善地区代表者を予防委員に選任し、防疫活動に従事させる。

### オ 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、市は、県と協議のうえ、予防接種法に基づき臨時予防接種を実施する。

## (3) 避難所等の防疫措置

### ア 清潔方法の実施

感染症病患者の発生した地域及びその周辺を中心として道路、溝渠、公園等公共の場所についても実施する。収集したじんかい、汚泥などは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の基準により、埋立て又は焼却する。

### イ 消毒方法の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に従って実施する。なお、併せてねずみ、昆虫等の駆除も実施する。

### ウ 避難所に対する検病調査の実施

市は、避難所に対して1日1回検病調査を実施する。また、避難所の衣服は、日光消毒、薬剤による消毒を行い、併せて便所、炊事場などの消毒を実施する。その他、給食従事者に対する健康診断の実施、配膳時の衛生保存、残廃棄物等の衛生的処理の指導、飲料水等の水質検査の実施、指導等を行う。

### エ 仮設トイレの設置

市は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。

## (4) 要配慮者への配慮

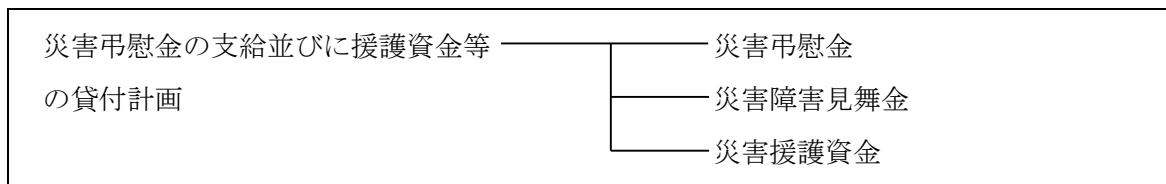
要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やN P O・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

## (5) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

**第12項 災害弔慰金の支給並びに援護資金等の貸付計画****1 基本方針**

市長は、「笠岡市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、次の要領により行う。

**2 対策****●対策の体系**

## (1) 災害弔慰金

## ア 対象者

下記(ア)～(エ)の災害による死亡者

- (ア) 市域内において住居の滅失した世帯5世帯以上である災害（住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令第1条第2項に定める算定方法の例によるものとする。）
- (イ) 県内において住居の滅失した世帯5世帯以上である市町村が3以上ある災害
- (ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- (エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害

## イ 支給額

遺族の生計を主として維持していた場合

死亡者1人当たり 500万円以内

その他の場合

死亡者1人当たり 250万円以内

## ウ 実施主体

市

## エ 負担区分

国2/4、県1/4、市1/4

## (2) 災害障害見舞金

## ア 対象者

災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき精神又は身体に重度の障がいを有する者

## イ 支給額

生計を主として維持している場合 250万円

その他の場合 125万円

## ウ 実施主体

市

## エ 負担区分

国2/4、県1/4、市町村1/4

## (3) 災害援護資金

## ア 対象者

県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により被害を受けた世帯であって、かつ、次の用件を満たす世帯の世帯主。

世帯人数	年間所得
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円 ノ
4人	730万円 ノ
5人以上1人増すごとに加算	30万円 ノ
住居が滅失した場合	1,270万円 ノ

## イ 貸付限度額

被害の種類及び程度	限度額(円)
① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	1,500,000
② 家財等の損害	
ア 家財等の3分の1以上の被害	1,500,000
イ 住居の半壊	1,700,000
ウ 住居の全壊(エの場合を除く。)	2,500,000
エ 住居全体の滅失又は流出	3,500,000
③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り崩さざるをえない場合等特別の事情がある場合	
ア ②のイの場合	2,500,000
イ ②のウの場合	3,500,000
ウ ③のイの場合	3,500,000

## ウ 貸付期間等

据置期間 3年（事由により5年）

償還期間 10年（据置期間含む）

利 率 普通利率 3%

延滞利率 10.75%

償還方法 年賦又は半年賦（原則とし元利均等償還）

保証人 1人

## エ 実施主体

市

## オ 負担区分

国 2/3 県 1/3 市町村 0

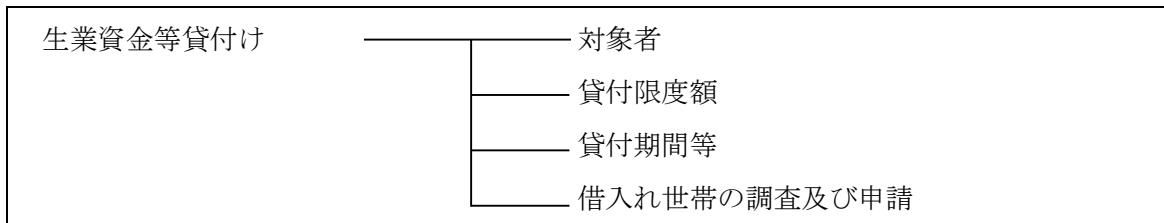
## 第13項 生業資金等貸付け

## 1 基本方針

罹災者のうち生活困窮者に対する災害救助法に基づく生業資金の貸付けは、次の要領により行うものとする。

## 2 対策

## ●対策の体系



## (1) 対象者

住居が全焼、全壊又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯で総世帯の1/4の範囲内で次の事項に該当する者

ア 小資本で生業を営んでいる者

イ 蓄積資本を有しない者

ウ 生業の見込確実な具体的事業計画を有し、自力更生の見込みがある者

## (2) 貸付限度額

生業費 1件当たり 30,000円以内

就職支度費 1件当たり 15,000円以内

## (3) 貸付期間等

貸付期間 2か年以内

利率 無利子  
 債還方法 月賦均等償還又は一括償還  
 保証人 必要

#### (4) 借入れ世帯の調査及び申請

市は貸付けを受けようとする者を調査選考し、市長の意見書を添えて知事に申請させるものとする。

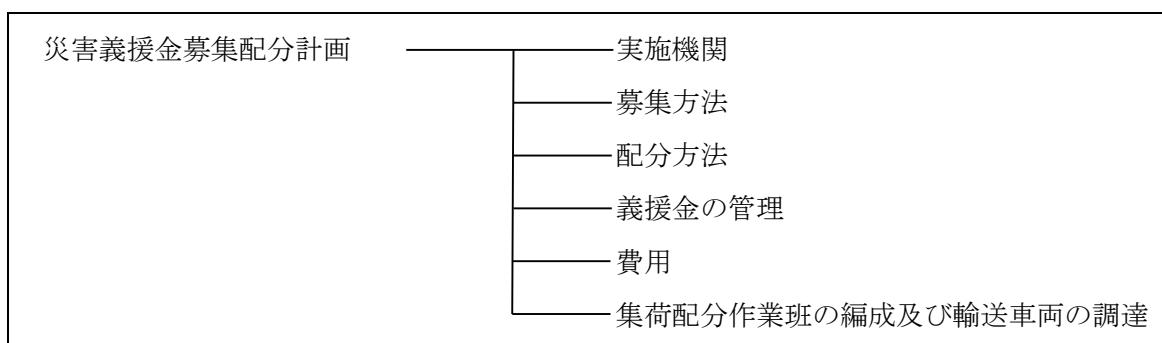
### 第14項 災害義援金募集配分計画

#### 1 基本方針

災害義援金の募集、配分は次の要領により行うものとする。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



#### (1) 実施機関

災害義援金の募集、配分は、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同しあるいは協力して行う。

##### ア 関係機関

市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、婦人会、公民館、小・中学校その他関係機関

#### (2) 募集方法

##### ア 市域内に大災害が発生した場合

市は、地域住民に対して、それぞれの機関を通じて義援金の拠出を呼びかけるとともに、県知事に対しても協力を要請する。

##### イ 県内及び他の都道府県に大災害が発生した場合

市は関係機関と協議して、それぞれの機関を通じて義援金の拠出を呼びかける。

#### (3) 配分方法

関係機関に拠出された義援金は、県本部又は市が引き継ぎ、次の基準を参考にして民生委員・児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分する。

#### ア 配分基準

##### ① 一般家庭用物資

全壊世帯 1

半壊世帯 1/2

床上浸水世帯 1/3

##### ② 無指定金銭

死者（行方不明で死亡が認められた者）及び全壊世帯 1

重症で障がいが相当残る程度の者及び半壊世帯 1/2

その他の重症者及び床上浸水世帯 1/3

#### イ 配分の時期

配分は、できる限り引き継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金が少量少額のときの配分は、世帯別配分を不可能にし、かつ、輸送あるいは労力経費の浪費となるので、一定量に達したとき行う等配分の時期には十分留意して行う。

### （4）義援金の管理

#### ア 金銭の管理

現金は、銀行等確実な方法でそれぞれの機関で管理保管するとともに、金銭出納簿を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。

#### イ てん末の記録

義援金募集配分機関は、「災害義援金受払簿」を備え付け、受付から引き継ぎ又は配分までの状況を記録する。

### （5）費用

義援金の募集配分に要する労力奉仕等は、できるだけ無料奉仕とするものとするが、輸送その他に要する経費は、それぞれの実施機関において負担する。ただし、実施機関における負担が不可能な場合は、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えない。

### （6）集荷配分作業班の編成及び輸送車両の調達

義援金の集荷配分については、関係機関の協力により、県保健福祉班が当たる。義援物資の輸送は、県自動車班の車両を使用するが、状況により民間に協力の要請をする。

## 第8節 公益事業対策

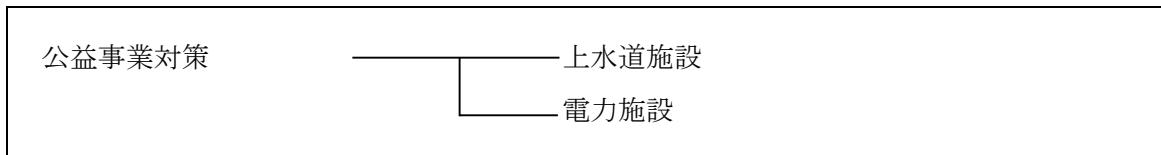
### 1 基本方針

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を發揮して応急復旧に努める。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 上水道施設

##### ア 実施責任者

市が実施する。ただし、被害状況によって関係機関、団体等の協力を要請するものとする。

##### イ 実施方法

###### (ア) 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した給水を行う。

###### (イ) 災害時における応急工事

a 災害の発生に際しては、配水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

b 配水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

###### (ウ) 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

###### (エ) 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

## (2) 電力施設

## ア 実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社

## イ 応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、中国電力ネットワーク株式会社において、それぞれ非常配置体制を整え、相互に密接な情報連絡をとり、非常災害に対処するとともに、次に掲げる事項については適切な処置を行う。

- (ア) 洪水期における変電所の防護、応急対策
- (イ) 変電所の電力供給体制の確保
- (ウ) 送配電線の防護、応急対策
- (エ) 送配電線の優先順位の確保
- (オ) 電力保安用通信施設の確保
- (カ) その他電力供給確保に必要な事項

<資料1-28 市内変電所一覧表>

## 第9節 文教対策

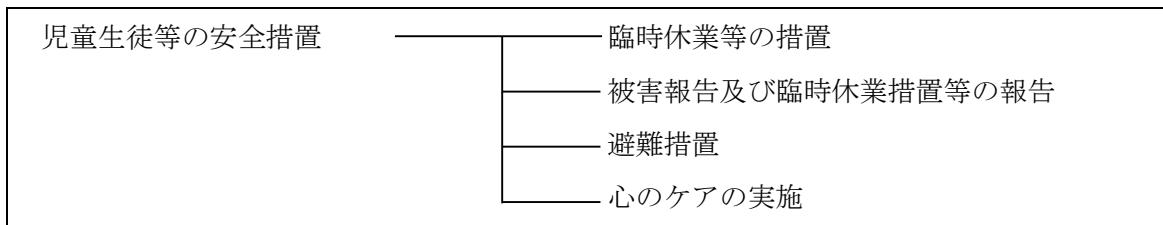
### 第1項 児童生徒等の安全措置

#### 1 基本方針

災害による児童生徒等の安全を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



##### (1) 臨時休業等の措置

災害時は、校（園）長は、常に気象情報等に注意するとともに、市（組合）教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して臨時休業等適切な措置を講ずる。

##### (2) 被害報告及び臨時休業措置等の報告

被害が発生した場合は、その状況を速やかに市（組合）教育委員会へ報告するとともに、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県／岡山県教育委員会規則第2号）に基づき報告書を提出すること。

また、臨時休業等の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等により、市（組合）教育委員会へ報告すること。

##### (3) 避難措置

校（園）長は、登下校途中及び在校時に災害が発生した場合を想定して、避難訓練等を実施する。また、あらかじめ避難所の所在地、名称、収容可能人員等を学校防災計画に明示するとともに、常に児童生徒等及び保護者に周知徹底させておく。災害発生の場合には、学校等においては、校（園）長等の指示を的確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。そして、保護者に児童生徒等の動向を連絡できるような体制を考慮するほか、避難所へ収容した際は、速やかに保護者に引き渡す。

##### (4) 心のケアの実施

被災児童生徒等の心の傷への対策として「心のケア事業」を実施することとし、市は、教職員への研修、精神科医、スクールカウンセラーや巡回カウンセラー等による巡回相談を行う。また、学校（園）は児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

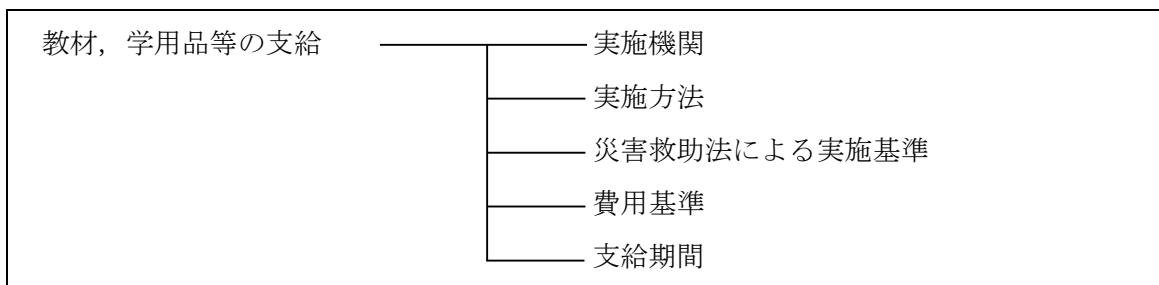
## 第2項 教材、学用品等の支給

### 1 基本方針

災害時において、学校施設の被災及び児童生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急教育の体制を早期に確立し、児童生徒の学力に影響がでないよう速やかに実施する。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 実施機関

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を滅失、又はき損し、資力の有無にかかわらず物品販売業者の混乱のためこれら学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対して、市（教育部）は、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

#### (2) 実施方法

##### ア 支給種別

###### (ア) 災害救助法適用による支給

災害救助法適用世帯の児童、生徒及び被災教科書の調査をして、災害救助法に定める学用品の給与により、教科書、文房具の支給を行う。

###### (イ) 災害救助法適用災害時で、住家が被災しなかった場合の斡旋

災害救助法は適用されたが、児童、生徒の属する世帯の被害が床下浸水以下の場合、経費は本人の負担とする。調達の方法は、災害救助法適用分と併せて調達する。

###### (ウ) 災害救助法不適用災害時での被災者への斡旋

災害救助法の適用は受けなかつたが、同一時災害で他市町村に災害救助法が適用され、かつ、その災害で教科書を失つた者がある場合は、同様に調達の斡旋を行う。

#### (3) 災害救助法による実施基準

##### ア 支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、半壊又は床上浸水により学用品を焼失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童並

びに中学部生徒を含む。)

イ 教科書、文房具の調達

県本部より教科書及び文房具の調達を指示されたとき、並びに災害救助法不適用時の災害児童、生徒への教科書、文房具の調達確保する物資は、概ね次のとおりとする。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 学用品の調達、割り当て、配分手続き

(ア) 調達

① 教科書については、所要冊数を岡山県教科図書販売株式会社をとおして取り寄せ、配本する。

② 学用品等は、最低必要量を確保し、臨時授業所等に急送する。

(イ) 割り当て

県本部（保健福祉班）から学用品支給基準の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒の学用品割当台帳に割り当てる。

(ウ) 給与券の発行

市は、物資の割り当てをしたときは、給与券を各児童、生徒別に作成し、本人（保護者）に交付する。

(エ) 支給

市は、受領書と引き換えに学用品を児童、生徒別に支給する。

(4) 費用基準

ア 教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法に規定する教科書及び教科書以外の教材で、市（組合）教育委員会に届出、又は承認を受けて使用している教材を支給するため、実費とする。

イ 文房具・通学用品等

小学校児童1人当たり4,300円、中学校生徒1人当たり4,600円以内とする。

(5) 支給期間

ア 教科書

災害発生の日から1月以内

イ 文房具・学用品等

災害発生の日から15日以内

ただし、期間内に支給することが困難なときは、県本部保健福祉班に期間の延長を要請する。

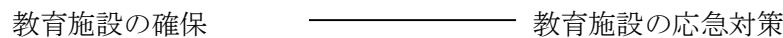
### 第3項 教育施設の確保

#### 1 基本方針

災害時に教育施設の確保を図り、児童生徒等の学力に影響を生じさせないように努める。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



##### (1) 教育施設の応急対策

被害施設の状況を速やかに把握し、岡山県災害報告規則の規定に基づき県災害システム、電話等により報告する。

###### ア 被災校（園）舎の応急修理

（ア）火災により被災のあった木造建物で、全焼又は主要構造材が炭化以外の被災建物は、残余の部分の床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片付けを行い、児童生徒等を収容すること。

なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合で、建築士が構造上の安全を確認した場合は上記の修理を行い、一時的に使用してもよい。

（イ）その他の被災物で、大破以外の被害建物は、応急修理のうえ使用する。この場合、建築士の指示により、水平力及び積載荷重並びに構造上に対し安全の確認を行った後、使用する。

###### イ 臨時校（園）舎の応急措置

災害により校（園）舎が使用できず、1週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

（ア）臨時校（園）舎は、無災害又は被害僅少な学校の校（園）舎、公民館、公会堂その他民有施設を借り上げて行う。この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

（イ）校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、市（組合）教育委員会へ報告する。

（ウ）被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時の借用して応急授業を行う。

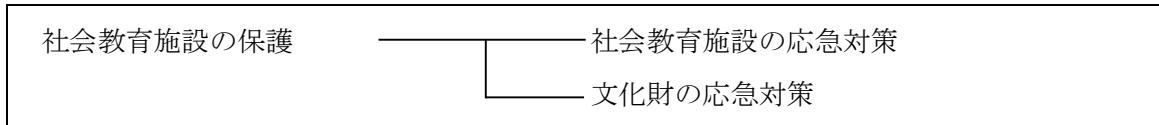
## 第4項 社会教育施設の保護

### 1 基本方針

災害時に社会教育施設を有効に活用するとともに、文化財の所有者、管理者等が災害時の対応を十分図るように努める。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 社会教育施設の応急対策

社会教育施設の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被害を最小限度に止めなければならない。被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士による構造上の安全を確認のうえ使用する。

#### (2) 文化財の応急対策

国指定又は登録の文化財が滅失・き損した場合、当該文化財の所有者又は管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条の規定により市（組合）教育委員会及び岡山県教育委員会を経由して、文化庁長官へ届け出る。

県指定の文化財の場合は、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により、市（組合）教育委員会を経由して、県教育委員会へ届け出る。

市指定文化財の場合は、笠岡市文化財保護条例（昭和30年笠岡市条例第31号）第6条により、市（組合）教育委員会に届け出る。

応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施するものとし、国指定の文化財は文化財保護法、県指定の文化財は岡山県文化財保護条例、市指定の文化財は笠岡市文化財保護条例により、補助金の申請、交付を行う。

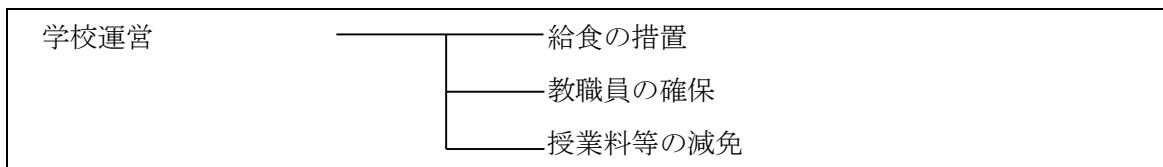
## 第5項 学校運営

### 1 基本方針

災害時の学校運営について定め、出来る限り学校教育に支障のないように努める。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 給食の措置

給食物資の被害については、岡山県災害報告規則により報告を行うとともに、被災しなかつた物資の保全に努めなければならない。なお、文部科学大臣指定物資は免税等の特例措置を受けている物資であるため、県給食会に報告し、指示があるまで処分してはならない。また、学校給食は、災害による炊き出しが行われた場合は休止する。

学校給食を再開する場合は、次の点に留意する。

ア 施設、設備の整備を速やかに行うこと。

イ 文部科学大臣指定物資（輸入牛肉を除く。）不足の場合は、需要申請書を提出し、物資を受領すること。

ウ 水害等で衛生上の問題があるときは保健所の指導及び県教育委員会の指示を受けること。

#### (2) 教職員の確保

災害により、新たに職員の確保が必要になった場合は、速やかに県教育委員会と協議し対応する。

#### (3) 授業料等の減免

保育料等の減免については、笠岡市立幼稚園保育料徴収条例（昭和37年条例第9号）、笠岡市児童福祉施設入所費用徴収規則の減免に関する規定により災害のため幼稚園、保育所（園）の保育料の支弁が困難な事由の発生したものについては、減免の措置を講ずる。また、県立高等学校の生徒が災害により授業料等の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則（昭和51年岡山県規則第22号）により減免の措置を講ずる。

## 第10節 交通輸送計画

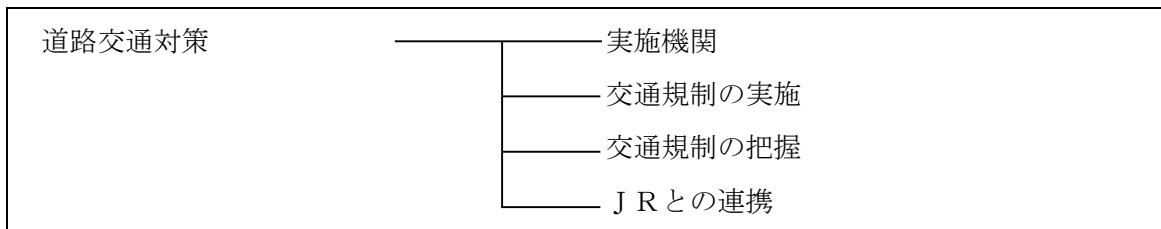
### 第1項 道路交通対策

#### 1 基本方針

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、路上障害物を速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど交通の確保に努める。

#### 2 対策

##### ●対策の体系



##### (1) 実施機関

災害時において交通が途絶し、若しくは混乱した場合、若しくはそれらのおそれがある場合、その状態を速やかに回復して交通秩序を確立し、被害地に対する緊急輸送及び災害地に関連する交通の安全と円滑を図るため、次の防災関係機関は次に掲げる応急対策を実施する。

ア 国、県、市各道路管理者（国土交通省玉島維持出張所、備中県民局建設部（井笠地域）、市建設部）

イ 県警察（笠岡警察署）

ウ 防災関係各機関

##### (2) 交通規制の実施

ア 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という）

(ア) 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講ずる。

(イ) 災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

(ウ) 道路法による道路の通行を禁止又は制限するときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期限及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

(エ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

(オ) 復旧に当たり、可能な限り復旧予定時間を明示する。

イ 県公安委員会、県警察、知事

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするための緊急の必要があると認めるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

ウ 知事による指示

知事は、ア(エ)の措置に関し、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、広域的な見地から指示を行う。

(3) 交通規制の把握

実施機関は、相互に連絡を密にして、交通事情の実態の把握に努め、災害時における交通の適正を図る。

(4) JRとの連携

市道が鉄道と並行している場合において、道路陥没等斜面崩落の可能性が疑われる場合は、直ちに西日本旅客鉄道株式会社に情報提供を行う。

また、次の場合にも、鉄道施設へ被災の可能性があるため、西日本旅客鉄道株式会社へ通報する。

(ア) 鉄道と近接している市の管理施設が事故や落石、火災等により被災した場合

(イ) 住民や警察・消防等から鉄道に近接している場所における事故や落石発生等についての通報があった場合

〈連絡先〉 西日本旅客鉄道（株）岡山支社 施設指令

T E L 086-225-9432

## 第2項 輸送対策

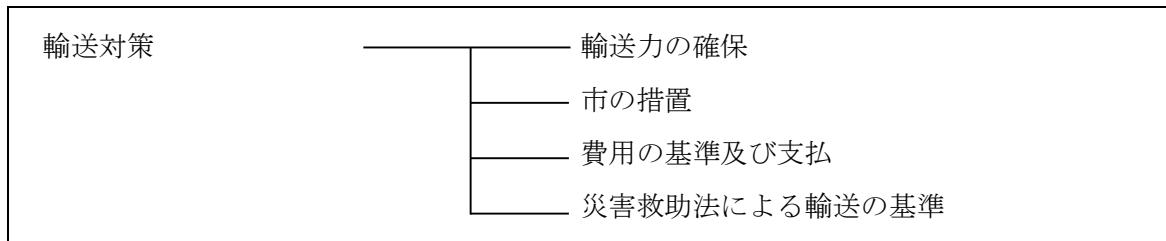
### 1 基本方針

緊急輸送は、市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。また、被害者及び災害応急要員の移送並びに災害応急対策用物資、資材の輸送はその応急対策を実施する機関が行う。

なお、各実施機関において輸送力が確保されず、又は輸送の円滑が期待されないときは、他の関係機関の応援を得て実施する。

## 2 対策

### ●対策の体系



#### (1) 輸送力の確保

輸送力の確保は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるうち、最も適切な方法によるものとする。

- ア トラック、バス等による輸送
- イ 列車による輸送
- ウ 船艇による輸送
- エ 航空機による輸送
- オ 自衛隊派遣による輸送力の確保
- カ 人夫等において輸送

#### (2) 市の措置

- ア 市有車両、船艇等を掌握し、輸送力の調整確保措置を行う。
- イ 必要に応じ、次の順番により災害時の緊急輸送を要請する。
  - 関係団体、輸送業者
  - ウ 市域において輸送力が確保できないときは、市長は県知事に応援を要請する。

<資料1-29 市有車両一覧表>

#### (3) 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借り上げ費用は、国土交通省の認可を受けている場合又は届出している場合はその運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。

なお、官公署及び公共機関保有の車両使用については、平成26年7月に締結した「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づく。

<条例協定等2-42 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定>

#### (4) 災害救助法による輸送の基準

- ア 輸送及び移送の範囲
  - 災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。
    - (ア) 罹災者を避難させるための移送
    - (イ) 医療及び助産のための移送
    - (ウ) 罹災者救出のための輸送

- (エ) 飲料水及び救助用物資の輸送
  - (オ) 死体搜索及び死体処理のための輸送
- イ 輸送の期間  
各救助の実施期間中とする。

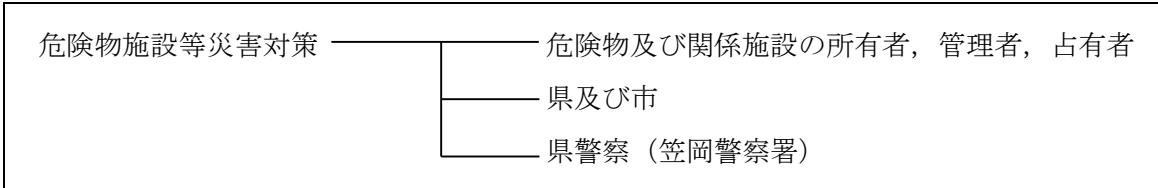
## 第11節 危険物施設等災害対策

### 1 基本方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### （1）危険物及び関係施設の所有者、管理者、占有者

##### ア 石油類

（ア）施設内の使用火気は完全消火し、施設内の電源は状況に応じ保安経路を除いて切断する。

（イ）施設内における貯蔵施設の補強、保護措置を実施するとともに、自然発火物質に対する保安措置を講ずる。

##### イ 火薬類

（ア）貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり見張りを厳重にする。

（イ）移動措置をとる余裕がない場合は、火薬類を水中に沈めるなどの安全措置を講ずる。

（ウ）火薬庫の入口、窓等を完全密封し、防火措置を講ずるとともに、必要に応じて、付近住民に避難の警告を行う。

（エ）吸湿、変質、不発、半爆発等のため、著しく原性能、原形を失い、又は著しく安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

##### ウ 高圧ガス

（ア）製造施設又は消費施設が危険状態になったときは、作業を中止するとともに、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

（イ）第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は充てん容器等が危険になったときは、充てん容器等を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

（ウ）県、消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。

（エ）充てん容器が外傷、又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、

又は充てん容器を水中、若しくは地中に埋める。

#### エ 有害物質

特定有害物質の大量放出、又はばい煙等が大量に発生して、人体に重大な危害を及ぼすおそれがある場合は、直ちにその被害の拡大防止、施設の復旧措置を講ずるとともに、市長又は知事に事故状況を届け出る。

なお、市長、知事の措置があった場合は、これに従う。

### (2) 県及び市

#### ア 石油類（笠岡地区消防組合）

(ア) 引火、爆発、又はそのおそれがあると判断した場合は、関係者と連絡をとり、立入禁止区域の設定、区域住民に対する避難、立ち退きの指示をする。

(イ) 火災の防御は消防機関が実施するが、火災の状況、規模等により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請の措置をとる。

(ウ) タンク等の全部、又は一部の使用停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。

#### イ 火薬類（県消防保安課、備中県民局、笠岡地区消防組合（煙火の消費に限る。））

(ア) 製造業者、販売業者、消費者に対して、製造施設、火薬庫の全部又は一部使用停止を命ずる。

(イ) 火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄の一時禁止、制限をする。

(ウ) 火薬類の所有者、占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。

(エ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の回収を命ずる。

#### ウ 高圧ガス

##### ① 高圧ガス（県消防保安課）

(ア) 製造、販売のための施設、高圧ガス貯蔵所、特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を停止する。

(イ) 製造、販売、貯蔵、移動、消費、廃棄を禁止、制限する。

(ウ) 高圧ガス、又はこれを充填した容器の廃棄、移送を命ずる。

##### ② 高圧ガス（笠岡地区消防組合）

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。

(イ) 製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者・販売業者（液化石油ガス販売業者を除く。）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一時禁止又は制限をする。

(ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場

所の変更を命ずる。

- (エ) 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (オ) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (カ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (キ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に 対して応援を要請する。
- (ク) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

## エ 有害物質

市長は通報により、又は自ら有害物質による被害を覚知したときは、必要があれば県に通報するとともに、区域の市民等に対する警戒区域の設定による立入禁止、高齢者等避難・避難指示等により人身への被害を防止する。

### (3) 県警察（笠岡警察署）

- ア 県、市、消防機関と連絡をとり、保安措置の指導、取り締まりを行う。  
警戒区域の設定、付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。
- イ 市長からの要求があったときは、所有者、管理者又は占有者に対し、災害の拡大を防止するため、必要な限度において設備、物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

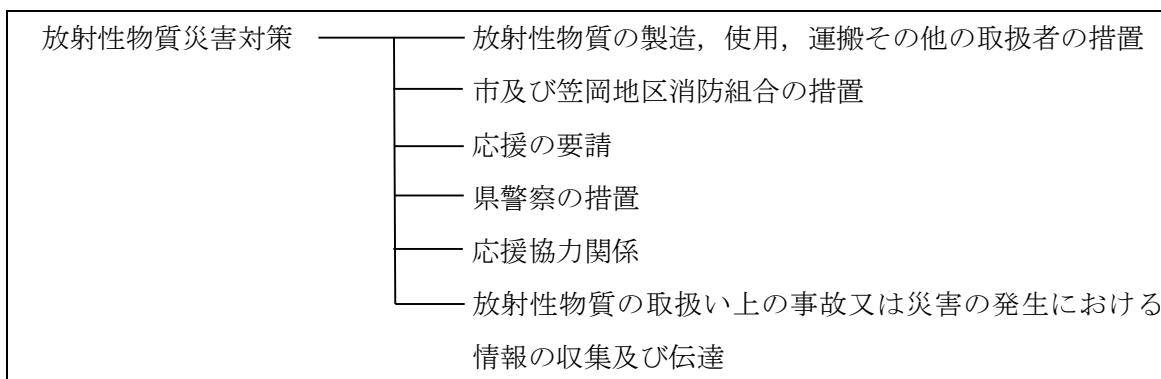
## 第12節 放射性物質災害対策

### 1 基本方針

放射性物質の取扱中の不注意や輸送中の交通事故等により、放射性物質に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害から地域住民等を守るために、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し被害の軽減を図る。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 放射性物質の製造、使用、運搬その他の取扱者の措置

ア 事故が発生し、その影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合は、市防災計画によるほか、関係法令に定めるところにより、直ちに関係機関へ通報する。

イ 事故の状況に応じ、次の応急措置を講ずるとともに、警察官又は消防職員の現地到着後は必要な情報を提供し、その指示にしたがって活動する。

- (ア) 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- (イ) 消火及び当該放射性物質への延焼防止
- (ウ) 放射性物質の安全な場所への移動
- (エ) 立入禁止区域の設定及び立入制限
- (オ) 汚染の拡大防止及び除染
- (カ) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- (キ) その他放射線障害の防止のために必要な措置

#### (2) 市及び笠岡地区消防組合の措置

ア 市長は、通報等により、放射性物質による事故の発生を知った場合は、市防災計画に定めるところにより、県環境企画課・危機管理課等関係機関に直ちに通報する。

イ 事故の状況に応じ、市及び他と合わせて笠岡地区消防組合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 消火及び当該放射性物質への延焼防止
- (イ) 警戒区域の設定による立入禁止

- (ウ) 高齢者等避難・避難指示
- (エ) 汚染の拡大防止及び除染
- (オ) 医療機関との連携による放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- (カ) 地域住民等に対する広報
- (キ) その他放射線障害の防止のために必要な措置

(3) 応援の要請

市及び笠岡地区消防組合は、自ら上記（2）の措置の実施が困難な場合、他市町村又は県へこれらの措置の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

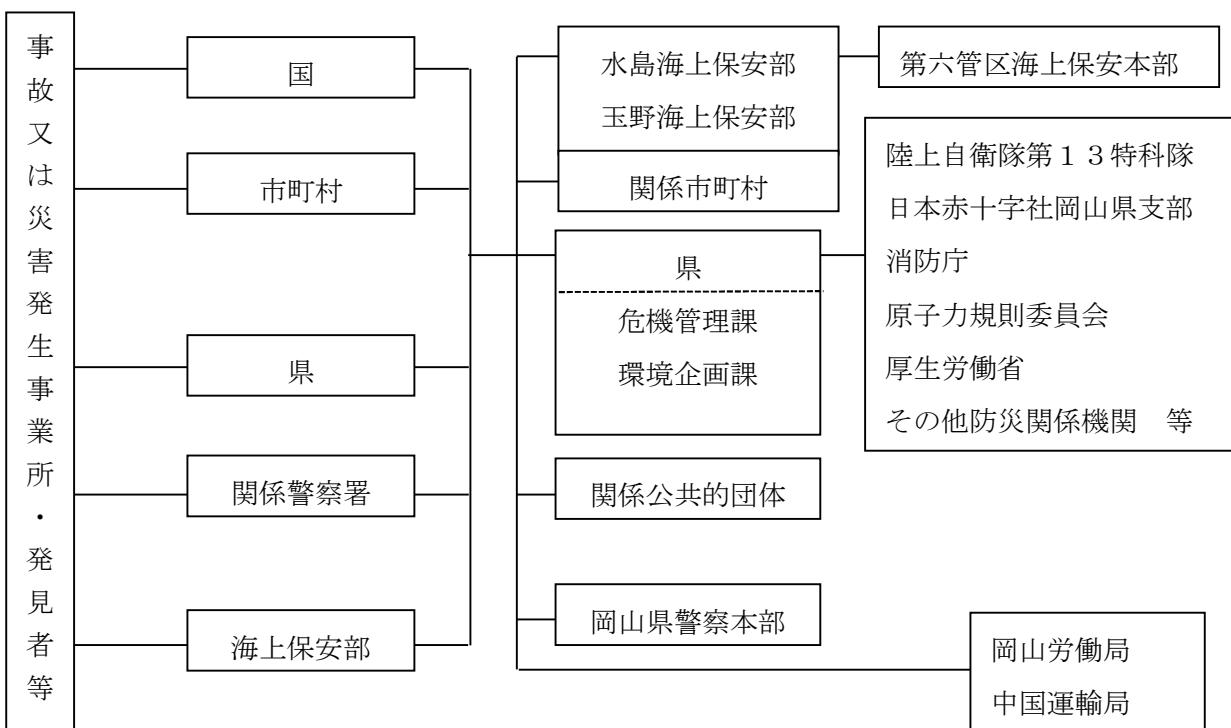
(4) 県警察の措置

- 放射性物質に起因する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の措置をとる。
- ア 放射性物質事故情報の収集とその活用
  - イ 被災者等の救出救助及び屋内待避の措置
  - ウ 被災地域住民の避難等広報及び避難誘導
  - エ 警戒区域の設定による立入制限又は立入禁止措置
  - オ迂回路の設定等に必要な交通規制

(5) 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市、笠岡地区消防組合又は県若しくは災害発生企業からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動等を実施する。

(6) 放射性物質の取扱い上の事故又は災害の発生における情報の収集及び伝達



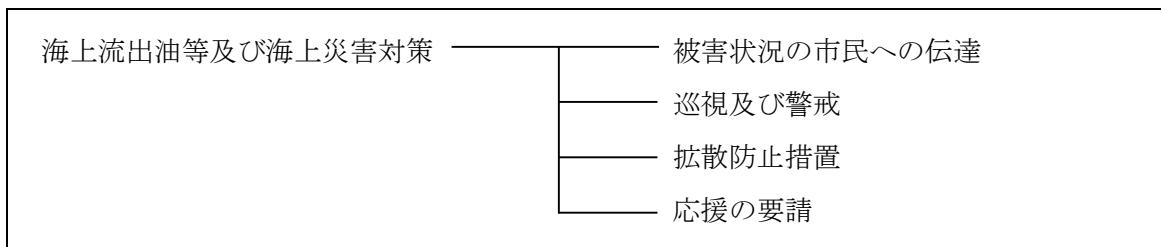
## 第13節 海上流出油等及び海上災害対策

### 1 基本方針

大量の石油類の海上への流出等により、沿岸住民の生命、身体及び財産の多大の被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合、市長は水島海上保安部又は福山海上保安署と連携し、流出油等防除活動、災害拡大防止等の応急対策を実施することにより、被害の軽減を図る。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 被害状況の市民への伝達

ア 被害の及ぼすおそれのある沿岸住民に対し、被害状況の周知を図るとともに、必要と認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置等を講じ、又は一般市民の立入制限、退去等を命じる。

イ 必要に応じ、地先海面における流出した危険物等の巡視、警戒及び流出した危険物等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、並びに回収した油等の処理を行う。

ウ 事故貯蔵施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。

#### (2) 巡視及び警戒

沿岸漂着油の防除措置を講ずるとともに、地元海面の浮流油巡視、警戒する。

#### (3) 拡散防止措置

ア 事故貯蔵施設の所有者等に対し、海上の石油等流出処理について指導する。

イ 消防計画等により、消防隊を出動させ、水島海上保安部又は福山海上保安署と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出危険物の拡散防止活動を実施する。

#### (4) 応援の要請

火災の規模が大きくなり自己の消防力では対処できない場合、又はさらに消防力を必要とする場合は、陸上における災害に準じて、他の市町村又は県その他防災関係機関に対して、応援を要請する。

## 第14節 雪害対策

### 1 基本方針

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うとともに、協定相互応援協定を締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結について考慮する。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 雪崩災害の防止活動

ア 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを奨励する。

また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するよう呼びかける。

イ 市は、雪崩の発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、住民に対し高齢者等避難・避難指示の発令を行う。

#### (2) 情報の伝達

県及び市は、警報等を住民等に伝達する体制を整備するとともに、さまざまな環境下にある住民等及び県、市の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

#### (3) 道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

また、豪雪による広域的な雪害対策については、高速道路を含む幹線道路において交通の途絶のおそれがある場合には、関係する警察及び道路管理者間で緊密に連絡調整を行い、道路管理者間で連携して除雪作業を実施するなど、より一層の連携強化を図り、早期の道路交通の確保に努める。

特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に開

係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

道路管理者は、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要する見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

#### (4) 雪崩災害発生後の活動

ア 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。

イ 災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員・資機材の投入を図る。

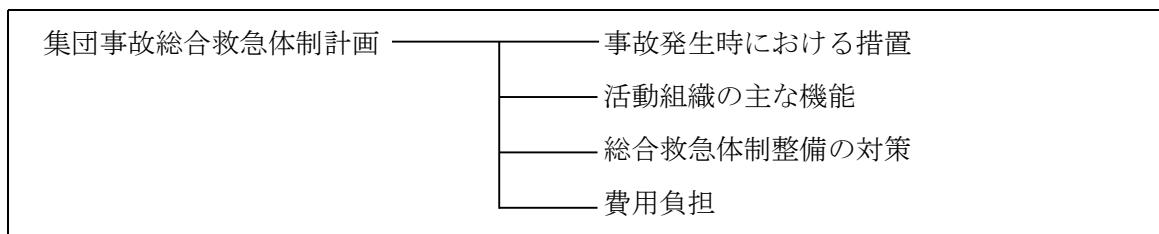
## 第15節 集団事故総合救急体制計画

### 1 基本方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等により、一時に多数の傷病者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、迅速、適切な応急活動を実施する。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 事故発生時における措置

##### ア 事故発生責任者（企業体等）

(ア) 事故発生又は事故発生を覚知したときは、消防本部、笠岡警察署、水島海上保安部に通報する。

(イ) 自力による最大限の救急活動を実施する。

(ウ) 救急関係機関等に連絡し協力援助を受ける。

(エ) 事故発生責任者は総合救急体制に参加し、それぞれの分野に所属して全力をあげて救急及び災害活動を実施する。

イ 通報を受けた機関は、緊急出動するとともに、災害の規模、状況等を調査、判断し当該機関の長において必要と認めるときは、市長に対して、応急対策の実施を要請する。

ウ 市長は発生事故に対する応急対策実施の要請を受けたとき、又は通報その他により事故の発生を覚知し、必要があると認めたときは、市防災計画に定めるところにより、災害対策本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する現地災害対策本部を設置する。

(ア) 市長は、災害対策本部を設置したときは、所要の関係機関、団体、地区住民等に対し、協力、援助を要請するとともに、知事（危機管理課）、及び日本赤十字社岡山県支部に通報し、必要な援助措置を要請する。

(イ) 市長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して現地災害対策本部の総合的な調整に当たらせる。

(ウ) 現地災害対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

エ 事故対象物が特殊な物質で、救急対策等を実施するために、特別な知識を必要とする場合は当該知識を有するものに対し、協力を要請する。

## (2) 活動組織の主な機能

主要な機能	内容	分担機関
総合調整	情報の収集、相互連絡、判断の統一、各機関の活動の総合調整、通報連絡、負傷者収容等必要とする施設の確保、報道、渉外	現地災害対策本部 防災関係機関、団体の責任者 出動各班、各部隊の長
消防	現場の危険排除 災害の鎮圧	笠岡地区消防組合消防本部 笠岡警察署
警戒	警戒区域の設定と出入規制	水島海上保安部、福山海上保安署
警備	現場の治安、秩序の維持 交通規制 必要道路の確保	笠岡警察署 水島海上保安部 福山海上保安署
救出・救助	傷病者の救出	笠岡地区消防組合消防本部 笠岡警察署 水島海上保安部、福山海上保安署 市及び防災関係機関の救出班
救急・搬送	救急車による病院及び収容所等への搬送 搬送中の傷者看護 搬送車両等の確保	笠岡地区消防組合消防本部 笠岡医師会 備中保健所 日本赤十字社岡山県支部
救急医療	現場の救急医療 傷害者の応急措置 収容病院等との連絡、指示	日本赤十字社岡山県支部 笠岡医師会 備中保健所
資機材等補給	各種資機材の補給	笠岡地区消防組合消防本部 笠岡警察署 水島海上保安部、福山海上保安署 市、県出先機関 その他要請を受けたもの
遺体収容	遺体の検視、身元確認等 身元確認、発表 仮安置所の設置	笠岡警察署 市

### (3) 総合救急体制整備の対策

関係機関は、市の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

### (4) 費用負担

ア 医療機関にかかる費用の負担は、「第7節第8項 医療、助産計画」の定めるところによる。ただし、事故発生責任者（企業体等）の責に帰すべき原因による災害の場合は、市が負担した費用については当該事故発生責任者が負担する。

イ 関係法令等により定められている費用負担の制度による。

ウ 応急対策活動のため負傷等を受けた災害補償は協力、援助を要請した者の責任において、関係法令等に基づき処理する。

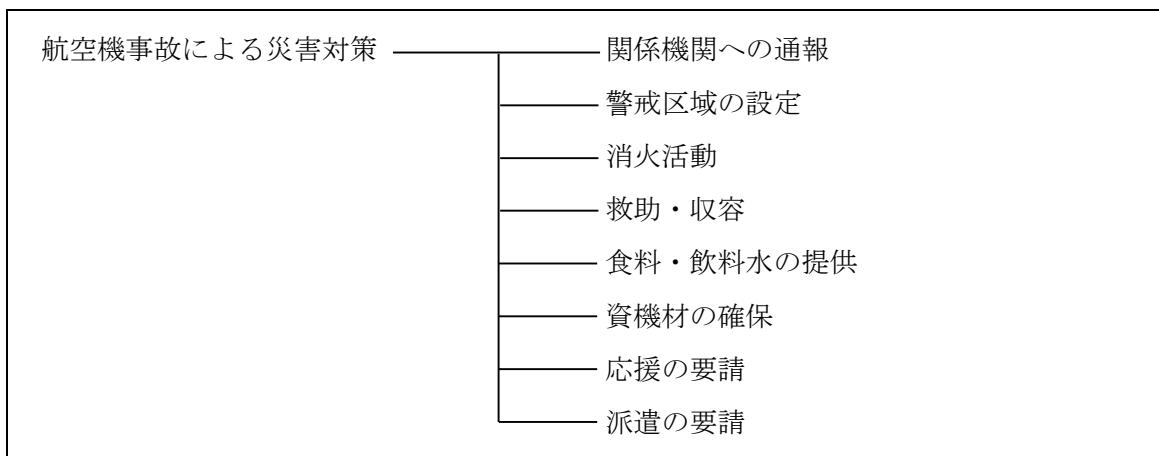
## 第16節 航空機事故による災害対策

### 1 基本方針

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るために、早期に初動体制を確立し、防災関係機関は緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 関係機関への通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

#### (2) 警戒区域の設定

必要があると認めるときは、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て警戒区域を設定し、一般市民等の立入制限あるいは退去を命ずる。

#### (3) 消火活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

#### (4) 救助・収容

負傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣し応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。又、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

#### (5) 食料・飲料水の提供

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

#### (6) 資機材の確保

応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

#### (7) 応援の要請

災害の規模が大きく、対処できない場合は、他の市町村に応援を要請する。

#### (8) 派遣の要請

被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火剤等必要資機材の確保について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

## 第17節 大規模な火災対策（消防）

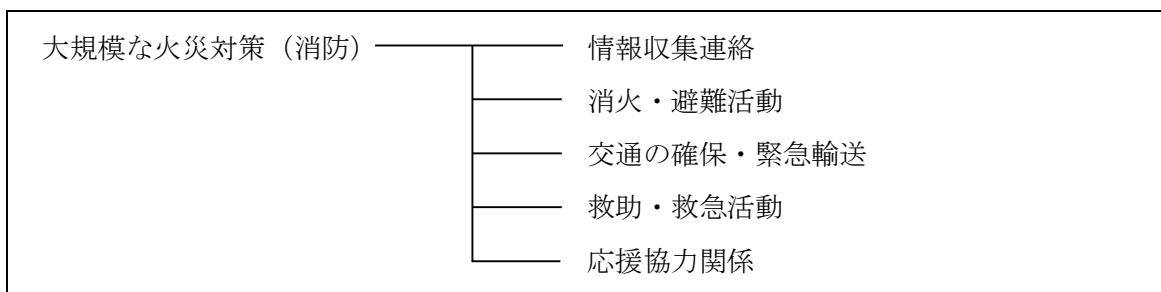
### 1 基本方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（高層建築物・地下街・特殊建築物・住宅密集地・林野火災等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災の発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動を行う。

なお、この節の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 情報収集連絡

大規模な火災の発生した場合には、火災の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、市は、直接消防へ連絡する。県は自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

#### (2) 消火・避難活動

大規模な火災の発生した場合、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

#### (3) 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災の発生した場合には、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

#### (4) 救助・救急活動

ア　火災による人的被害が発生した場合には、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ　一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、「第3章第15節 集団事故総合救急体制計画」により活動を実施する。

#### (5) 応援協力関係

火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。また、他市町村は、要請又は

応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

特に林野火災については、ヘリコプターによる偵察及び空中消火や近隣市町村の応援による消火・防御活動が、時期を逸すことなく早期に実施できるよう努める。

また、化学消火薬剤、林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合には、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(参考)

- ・岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル（平成22年7月21日策定）
- ・笠岡地区消防組合林野火災広域応援マニュアル（平成20年12月1日策定）

## 第18節 ボランティアの受入、活動支援計画

### 1 基本方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。それぞれのボランティア活動が円滑に行われるよう、県、市及び日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う必要がある。

### 2 対策

#### [市]

市本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置するボランティア現地本部に情報の提供を行う。

#### [県]

県本部に総合ボランティア班を設け、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、市及び市社会福祉協議会と連携を保ちながら生活支援、医療等の各分野ごとのボランティアを所管する組織を統轄し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数、募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。

#### [日本赤十字社岡山県支部]

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し又は募集したボランティアにより、被災者の支援活動を行う。

なお、ボランティアの募集・受付及び派遣に当たっては、県本部の総合ボランティア班と連携を取りながら行うものとする。

### [社会福祉協議会]

県・市社会福祉協議会は、高齢者、障がい者等の要支援者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市町村と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

- ① 県社会福祉協議会は、ボランティア県本部を設置し、次の業務を行う。
  - ア ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供
  - イ 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等
  - ウ 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
  - エ 県本部や市本部との連絡調整
  - オ その他ボランティア現地本部及びボランティア救援本部の活動の支援に関すること
- ② 市の社会福祉協議会は、ボランティア現地本部を設置し、次の業務を行う。
  - ア 被災地のボランティアニーズの把握
  - イ ボランティアの受付及び登録
  - ウ ボランティアのコーディネート
  - エ ボランティアに対する具体的活動内容の指示
  - オ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
  - カ ボランティア活動の拠点等の提供
  - キ ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示してのボランティア県本部又はボランティア救援本部への派遣要請
  - ク 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
  - ケ その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動
- ③ 市のボランティア現地本部が被災により機能を十分に果たせない場合、その近隣市町村の社会福祉協議会は、ボランティア県本部及び当該現地本部と協議のうえ、ボランティア救援本部を設置し、ボランティア現地本部の機能の一部又は全部を担う。

### [専門分野のボランティア関係機関等]

救出、消火、医療、看護、介護、通訳、翻訳等の専門知識や技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に關係する団体等が、それぞれ受入及び派遣に係る調整等を行う。

### [ボランティアの健康に関する配慮]

- ① 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。
- ② 市、関係機関等は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講ずる。
- ③ 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみら

れる場合は、ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

### 3 その他

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と県及び市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

## 第4章 災害復旧・復興計画

計 画 事 項	頁
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	209
第2節 被災者等の生活再建等の支援	210
第3節 公共施設災害復旧計画	212
第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	213
第5節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	215
第6節 生業回復等の資金確保計画	217
第7節 低所得者及び生活困窮者に対する住居確保計画	218
第8節 復興計画	220

## 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- 2 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がいのある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 市は、災害復旧・復興計画の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

## 第2節 被災者等の生活再建等の支援

### 1 基本方針

被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

### 2 対策

- (1) 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- (2) 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- (3) 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- (4) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市の体制のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

- (5) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的生活再建の支援を行う。
- (6) 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。
- (7) 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。
- (8) 市は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。
- (9) 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（P T S D）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や

被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

このため県は、市町村等が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

- (10) 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。
- (11) 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- (12) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (13) 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興計画等をきめ細かに、かつ、機動的、弹力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。
- (14) 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。
- (15) 県は、自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。
- (16) 県は、自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

## 第3節 公共施設災害復旧計画

### 1 基本方針

公共施設の復旧は、常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則とし、さらに関連事業を積極的に採り入れて施工するものとする。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となつた自然的、社会的及び経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。

また、市は、県及び県警察と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努める。

### 2 対策

#### [災害復旧事業の種類]

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊対策施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 港湾災害復旧事業
- ケ 漁港災害復旧事業
- コ 下水道災害復旧事業
- サ 公園災害復旧事業

##### (2) 農林水産業施設災害復旧事業

##### (3) 都市災害復旧事業

##### (4) 水道災害復旧事業

##### (5) 住宅災害復旧事業

##### (6) 社会福祉施設災害復旧事業

##### (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

##### (8) 学校教育施設災害復旧事業

##### (9) 社会教育施設災害復旧事業

##### (10) その他の災害復旧事業

## 第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

### 1 基本方針

災害復旧事業費の決定は、県知事の報告及び市長等が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

### 2 対策

#### (1) 法律により一部負担又は補助するもの

##### ア 法律

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (イ) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (ウ) 公営住宅法
- (エ) 土地区画整理法
- (オ) 海岸法
- (カ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ク) 予防接種法
- (ケ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (コ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (サ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

##### イ 要綱等

- (ア) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- (イ) 都市災害復旧事業国庫補助
- (ウ) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

#### (2) 激甚災害に係る財政援助措置

##### ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 障害者支援施設等災害復旧事業

- (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
  - (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
  - (サ) 感染症予防事業
  - (シ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
  - (ス) 滞水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - (カ) 土地改良区等の行う滞水排除事業に対する補助
  - (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
  - (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に対する特別の助成
- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
  - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の財政援助措置
- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
  - (オ) 水防資機材費の補助の特例
  - (カ) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第5節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

### 1 基本方針

災害により被害を受けた者等に復旧作業に必要な融資等を行う。

### 2 対策

#### (1) 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持促進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）により融通する。

##### ア 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に対し農林漁業の経営等に必要な資金を融資する。

なお、その天災が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額及び償還年限につき有利な条件で融資する。

##### イ 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

#### (2) 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合には、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

#### (3) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定により災害復興資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

#### (4) 更生資金

##### ア 災害援護資金

災害救助法が適用された災害等により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重症を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市長は災害援護資金の貸付けを行う。

##### イ 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対して、県社会福祉協議会が災害を受けたことによる臨時に必要となる経費について福祉資金の貸付を行う。

#### (5) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

<資料1-37 被災者生活再建支援法>

## 第6節 生業回復等の資金確保計画

### 1 基本方針

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国、県、市及び各種金融機関の協力のもとに、現存の各法令及び制度の有機的な運用により所要資金を確保するよう配慮するものとする。

### 2 対策

#### (1) 災害融資制度

<資料1-31 災害融資制度一覧表>

#### (2) 融資制度の充実

社会福祉資金を始めとする各種資金の貸し付け、農業協同組合、各種金融公庫、その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被災者の生活安全等を図るための資金の確保に努めるものとする。

## 第7節 低所得者及び生活困窮者に対する住居確保計画

### 1 基本方針

低所得者及び生活困窮者に対する住宅の確保を図る。

### 2 対策

#### (1) 低所得者世帯に対する住宅融資対策

低所得者世帯あるいは母子世帯及び寡婦世帯で災害により住家を失い、又は破損等のため居住することができなくなったもので、住居を補修し、又は被災をまぬがれた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、次の資金融資度を活用する。

ア 生活福祉資金の災害援護資金等

イ 母子福祉資金の住宅資金

#### (2) 生活困窮者に対する施設収容対策

災害により住家を失い、又は破損等により住居することのできなくなったもののうち、生活困窮者等で社会福祉施設の収容施設に収容することが適当なものについては、次の方法により収容するものとする。

ア 収容施設別対象者

施設への収容者は、次の条件に該当するものとする。

##### (ア) 保護施設

① 老人のみの世帯

② 生活困窮世帯

③ 扶養者がいない者

##### (イ) 老人福祉施設

##### (ウ) 児童福祉施設

① 生活困窮世帯

② 母子生活支援施設にあっては母子世帯

③ 乳児院等児童収容施設にあっては、児童のみの世帯、又は児童を養育することのできない世帯

イ 入居手続

市長は、罹災者のうち社会福祉施設へ収容する必要を認めたときは、所管福祉事務所長へ連絡し、次の手続きにより収容する。

##### (ア) 生活保護施設

福祉事務所長は所定の調査をし、施設長と連絡をして収容する。

##### (イ) 母子生活支援施設

福祉事務所長は所定の調査をし、施設長と連絡をして収容する。

##### (ウ) 児童収容施設

福祉事務所長は所管児童相談所長に通報し、児童相談所長が所定の調査をし、適当な施設に収容する。

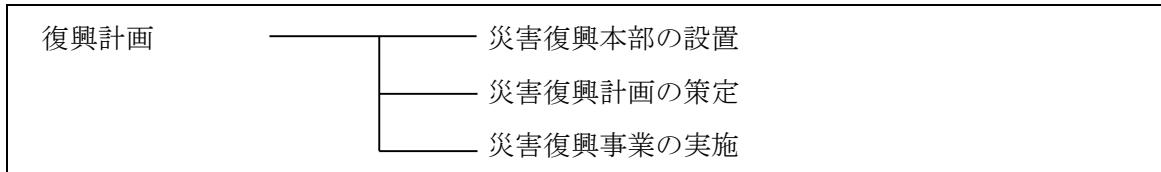
## 第8節 復興計画

### 1 基本方針

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

### 2 対策

#### ●対策の体系



#### (1) 災害復興本部の設置

市本部長（市長）は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする笠岡市災害復興本部を設置する。

#### (2) 災害復興計画の策定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向等を勘案しつつ、必要に応じて被災地の復興計画を策定する。

##### ア 災害復興検討委員会の設置

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

##### イ 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、被害地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

#### (3) 災害復興事業の実施

市長は、県及び関係機関、団体並びに市民、事業所等と協力して、災害復興事業を推進する。

##### ア 事業推進の留意事項

（ア）被災地の復興については、市が主体となって、市民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

（イ）大規模な災害により広域的に地域が壊滅し、社会経済活動に障害が生じた災害においては、関係する市町村等と連携をとり、計画的な復興に努める。

（ウ）事業を進めるに当たり、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対し行う。